

NAGATO

第2次長門市総合計画【後期基本計画】

【計画期間】

2022



2026



ひとが輝き、

やさしさが

こだまするまち長門



はじめに



本市は、平成29(2017)年3月に「第2次長門市総合計画」を策定し、10年間を計画期間として、市の目指すべき将来像『ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門』の実現を目指して、各種施策に取り組んでまいりました。

総合計画前期基本計画の5年間が終了するにあたり、このたび令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定したところです。

前期基本計画の5年間では、7つの基本目標と「さんぎょう・こよう」「ひとづくり」「いじゅう・ていじゅう」の3つの施策を循環させる重点施策『やさしさいくる』を設定し、産業・雇用の活性化を図り、若者を呼びこみ、市民が健幸で生き活きと住み続けられるまちづくりを進めてまいりました。

しかし、この間においても人口減少、少子高齢化の波は止まらず、地域や産業の担い手不足や経済の低迷などの課題が山積しているほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市民生活や社会経済活動に大きな影響を受けています。

後期基本計画では、本市の喫緊の課題であり、危機的な状況である人口減少や少子化を抑制し、子育て世代に選ばれるまちの創出を図るため、これまでの3つの重点施策「さんぎょう・こよう」「ひとづくり」「いじゅう・ていじゅう」に、新たに「しゅっさん・こそだて」を加え、この4つの重点施策を『やさしさいくる』として連携させることで、「住みたい」「住み続けたい」まちの実現に向けて、より一層の取組を進めてまいります。

つきましては、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり熱心にご審議いただいた総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、アンケートにご協力いただいた市民、関係者の皆さまに対しまして、こころから厚くお礼申し上げます。

令和4(2022)年3月

長門市長 江原 達也

目 次

第1部 序 論.....	1
第1章 後期基本計画策定の背景と目的.....	2
第2章 総合計画の構成と期間.....	3
第3章 第2次長門市総合計画の基本構想の概要.....	4
第4章 長門市を取り巻く潮流と課題.....	8
第2部 後期基本計画.....	35
重点施策.....	36
施策の体系.....	44
基本目標1 生涯「健幸」で元気に暮らせるまち.....	45
基本方針1 健康づくりの推進.....	46
基本方針2 高齢者福祉の充実.....	52
基本方針3 障害者福祉の充実.....	54
基本方針4 児童福祉の充実.....	58
基本方針5 地域福祉の充実.....	62
基本目標2 安全で安心して住めるまち.....	67
基本方針1 防災体制の強化.....	68
基本方針2 交通安全・防犯対策の強化.....	72
基本目標3 自然と共生し、快適なまち.....	77
基本方針1 循環型社会の形成.....	78
基本方針2 景観の形成・景観づくりの推進.....	84
基本方針3 住環境の整備.....	88
基本方針4 都市機能の充実.....	96
基本方針5 地域公共交通の再構築.....	100
基本目標4 地場産業が活躍する、活力あるまち.....	105
基本方針1 産業・雇用の振興.....	106
基本方針2 経済効果を実感できる観光振興.....	118
基本目標5 歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち.....	125
基本方針1 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備.....	126
基本方針2 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成.....	132
基本方針3 生涯学習の理念に基づく取組の推進.....	138
基本目標6 支えあい、地域を担う協働のまち.....	145
基本方針1 地域で担うまちづくりの推進.....	146
基本方針2 まちづくり参加の促進.....	154
基本目標7 効率的で効果的な行財政運営.....	161
基本方針1 連携による行政サービスの強化.....	162
基本方針2 健全な行財政運営の推進.....	166
参考資料.....	169

第1部

序論

後期基本計画策定の 背景と目的

本市では、平成29(2017)年3月に「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」をまちの将来像とする「第2次長門市総合計画」を策定し、美しい自然や豊かな食、先人から受け継いだ歴史・文化・伝統、温泉などの観光資源と、それらの魅力の基となる「ひと」の「やさしさ」といった長門ならではの誇るべき地域の宝を活かしながら、成長していくまちづくりを計画的・総合的に展開してきました。

「第2次長門市総合計画」では、これから目指していくまちの将来像やまちづくりの基本目標などを基本構想に描き、計画期間の10年間を前期と後期の5カ年に分け、目標に到達するための施策を示す基本計画を策定することとしています。

このたび、前期基本計画が令和3(2021)年度で終了することから、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までを計画期間とする「第2次長門市総合計画後期基本計画」(以下「後期基本計画」という。)を策定するものです。

後期基本計画の策定においては、前期基本計画に基づき推進してきた各施策の成果等を検証し、その結果や社会情勢の変化を踏まえながら、基本構想で掲げた将来像を目指したまちづくりを着実に進めるための施策と具体的な方向性を定めることとし、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し、さまざまな主体が協働しながら、幅広い視点を持った取組を進めるための指針とします。

あわせて、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」の実現に向け、本市においてもその取組を推進するものとしします。

総合計画の構成と期間

1 基本構想

基本構想は、本市の目指すべき将来像や、将来像を実現するための基本的な理念、施策の大綱を示すものです。計画期間は、平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までの10年間となっています。

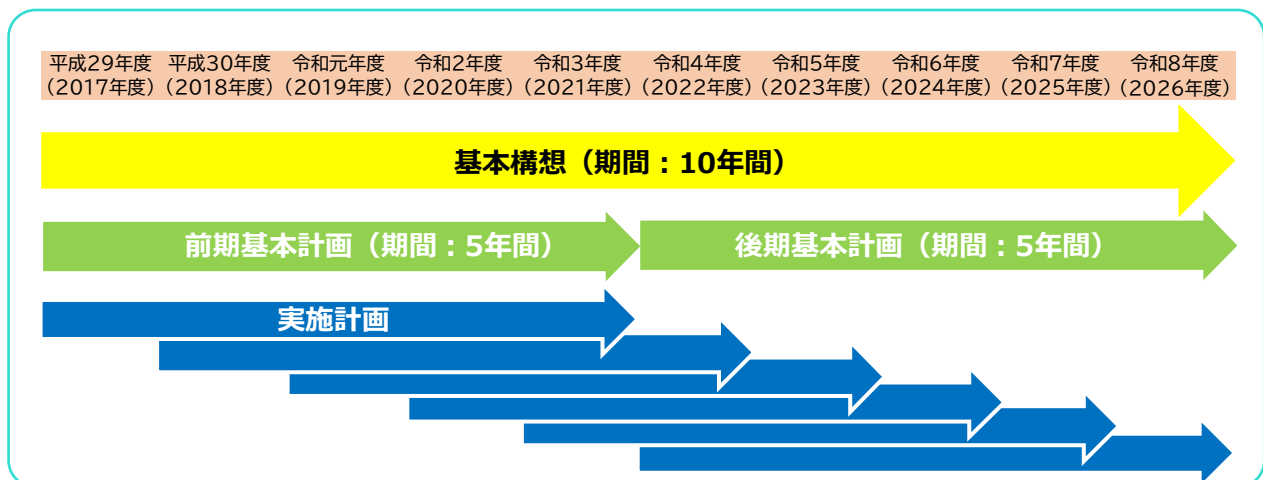
2 基本計画

基本計画は、基本構想で示した将来像や目標を実現するため、施策の大綱に従い、具体的な施策の目的や方針、施策の内容などを明らかにするものです。

社会情勢や本市の状況等に対応するため、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までを示す「前期基本計画」と令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までを示す「後期基本計画」に分けて策定するものです。

3 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を効率的かつ効果的に実施し、目標を達成していくために、財政と整合を図りつつ、必要な主要事業等の実施時期などを具体的に示すものです。施策・事業の優先度や財政状況に対応していくため、3年間の計画を1年ごとに見直すことで総合計画の進行を管理します。



第2次長門市総合計画の 基本構想の概要

1 計画の基本理念と将来像

①計画の構成

①計画の基本理念

後期基本計画においても、前期基本計画に引き続き、以下を基本理念として掲げています。

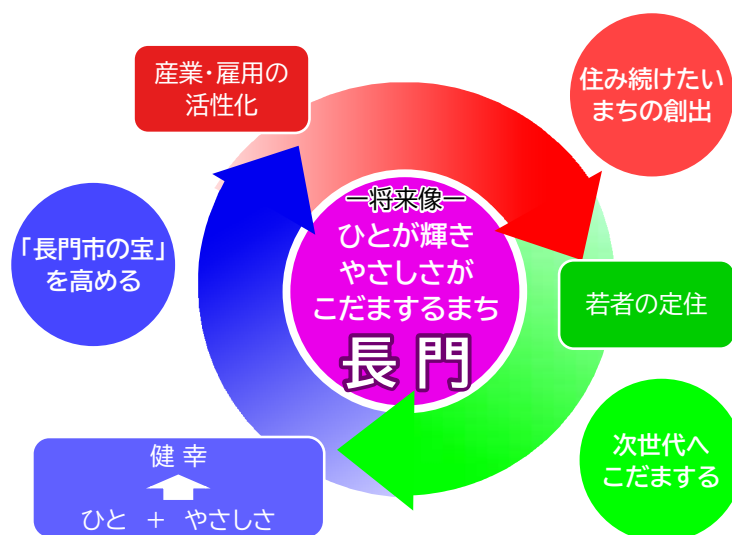
- 「若者の定着」を目指し、「住みたい」、「住み続けたい」まちを育てます。
- 「産業・雇用の活性化」により、誰もが元気に働いていけるまちをつくります。
- 「ひと」のつながりにより、魅力あふれるまちづくりを進めます。
- 「やさしさ」を感じあい、お互いを大切にできるまちをつなげていきます。
- 幸せを感じることできる「健幸」なまちを目指します。

②将来像

後期基本計画においても、前期基本計画に引き続き、「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」を将来像とします。

将来像

～ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門～



2 施策の大綱

「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」を実現していくため、基本理念の視点により、以下の7つを基本目標として掲げます。



3 長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョン

① 長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向と目標

①総合戦略の目指す方向

本市における現状の認識に対する課題を解決するため、総合戦略における目指すべき将来の方向について、以下の2つの目標を定め、各施策を実施することにより、地域の特性を活かした地方創生を積極的かつ集中的に推進します。

- 「ひと」を呼び込む「輝く人」を育む
- やさしさがこだまする 子育て世代に選ばれるまち

②戦略の目標

総合戦略では、『「ひと」を呼び込む「輝く人」を育む』ことにより、新たな人の流れを創出するとともに、『やさしさがこだまする 子育て世代に選ばれるまち』を実現するため、戦略の視点から導き出された次の4つの基本目標を設定し、具体的な取組を進めていきます。

- 基本目標1 「しごと」をつくる** 産業振興により新たな雇用を創出
- 基本目標2 「うごき」を生む** 魅力発信により、ひとの流れを加速させる
- 基本目標3 「ひと」を育む** 将来を担う若者の希望を実現する環境づくり
- 基本目標4 「まち」をつくる** 住み続けたい地域社会の形成

本計画においては、基本計画で取り組む各種施策と総合戦略で実施する施策との整合を図りながら推進します。

② 長門市人口ビジョンの将来展望

本市の人口は減少傾向で推移しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和7(2025)年には3万人を割り込むものと推計されています。

本計画では、人口減少抑制に対する取組を行うことにより、人口下降ラインを緩やかなものとする事で計画の目標年度である令和8(2026)年には3万人を維持することとし、令和47(2065)年までに1万5千人を上回る将来展望とします。

目標① 社会増減

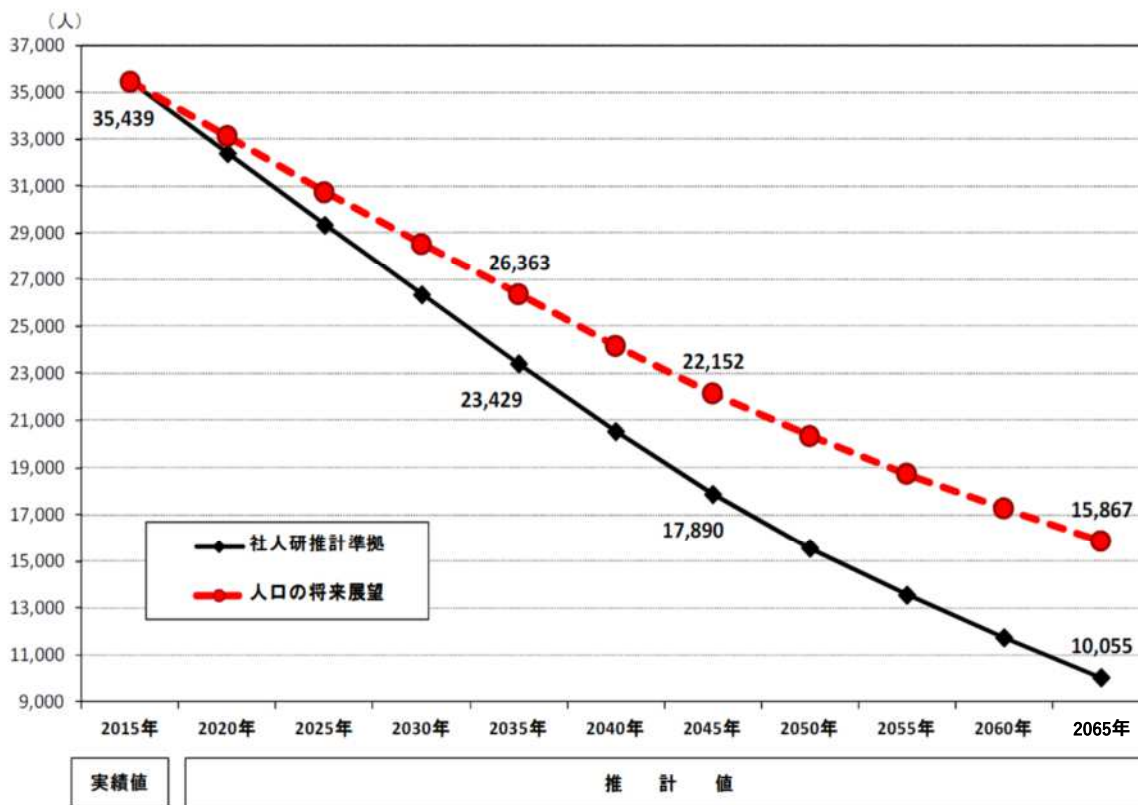
総人口に対する社会減の割合0.25を堅持

目標② 自然増減

希望出生率の1.90達成 …目標年次… 令和12(2030)年

人口置換水準の出生率2.1の達成 …目標年次… 令和22(2040)年

人口の将来展望



長門市を取り巻く 潮流と課題

1 社会の潮流

① 少子高齢化・人口減少社会への対応

国においては重点的に少子化対策、高齢化社会対策が進められてきましたが、少子高齢化には歯止めがかからず、令和7(2025)年には団塊の世代がすべて75歳以上となり、支援の必要な高齢者が増加することが見込まれます。

少子高齢化とそれに伴う人口減少は、医療・介護・年金などに要する社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小、空き家の増加、地域公共交通の縮小、地域コミュニティの衰退、伝統文化・技術の継承の問題など、社会生活におけるさまざまな悪影響が生じることが懸念されます。

こうした状況に対し、国及び地方公共団体は「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかける地方創生の取組を行っています。また、令和3(2021)年に閣議決定された「新しい資本主義」では、科学技術・イノベーションによる発展、「デジタル田園都市国家構想」による地方活性化、カーボンニュートラルの実現などによる成長戦略、及び公的価格の見直し、子ども・子育て支援、利益の分配強化を基本として分配戦略の両輪による経済成長が期待されています。

② 地域経済の活性化とグローバル化への対応

わが国の経済動向はゆるやかな回復基調がみられていたものの、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、現状は下押しを受けています。

中小企業・小規模事業者においては、人手不足や後継者の確保などの課題に加えて、事業環境の急速な変化への対応が求められるなど、高まる不確実性への対処と企業行動の変革が必要になっています。また、こうした状況の中で、生産拠点の海外移転や従来のグローバル化のあり方を見直す動きもありますが、東京への一極集中による地域経済の空洞化や縮小は引き続き課題となっています。

③ 観光形態の変化

市場開放や輸入の自由化など経済のグローバル化が進んでいる中、アジアを中心とする新興国の経済成長を背景に、訪日観光客は大幅に増加してきました。

国では、幅広い産業・地域を活性化させる観光の振興に力を入れており、観光立国実現に向けたさまざまな外国人観光客の増大と、大都市だけでなく地方への旅行に対応したインバウンド(外国人観光客の受入れ)の取組が実施された結果、訪日外国人観光客数は増加を続け、令和元(2019)年では3,188万人となっています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、観光需要は大きく減少し、地域経済にも大きな影響を及ぼしています。こうした状況に対し、将来の反転攻勢のための基盤を整備するため、観光地の誘客先の多角化や収益力の向上のための取組が進められています。

④誰もが活躍できる社会への対応

社会の成熟化に伴って、働き方や生き方における価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランスの実現など、個人の希望を可能な限り実現できる社会環境づくりが求められています。

こうした中、性別や年齢、障害や病気の有無にかかわらず誰もが活躍できるよう、人権尊重や男女共同参画、女性活躍社会の実現が国を挙げて推進されています。これに伴い、地方創生や全世代・全員活躍型の生涯活躍のまち、子どもの貧困対策や女性の就労支援などの政策を進めています。

⑤地域経営の視点による行財政運営の確立

国や地方公共団体では、地方分権や地方創生の取組が進められており、自らの責任と判断により創意工夫して、地方での生活や仕事の希望を実現できるまちづくりが求められます。

一方で、市民ニーズは価値観・ライフスタイルの変化や日常生活圏の拡大に伴い多様化・高度化しており、画一的な行政サービスでは十分に応えることができなくなっています。今後の財政状況に目を向けると、少子高齢化・過疎化の進行に伴う税収減、老朽化が進む公共建築物・インフラ施設の更新問題及び近年多発する災害からの復旧・復興等により、ますます不確実性が増し、厳しいものになることが予測されます。

こうした中、国では民間活力の導入による新たなビジネス機会の拡大と公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するため、「PPP/PFI推進アクションプラン」を策定し、さまざまな分野の公共施設等の整備・運営へのPPP/PFI手法の活用を検討を求めています。

今後は地域経営の視点で、官民協働をより強化し自立した地域運営の仕組みを構築する必要があります。

⑥安全・安心への意識の高まり

平成23(2011)年の東日本大震災をはじめ、平成27(2015)年の関東・東北豪雨に係る洪水被害、平成28(2016)年の熊本地震、毎年梅雨時期に起こる豪雨災害など、大規模な自然災害が増えてきているほか、子どもや高齢者をねらった犯罪、悪質商法等の消費生活に関する問題など、さまざまな面から安全・安心が求められています。

このため、子どもや高齢者の見守り活動をはじめ、災害時の救援活動、地域の防災活動等に大きな役割を持つ地域コミュニティの必要性が見直され、それぞれの地域やニーズに合った体制づくりが急務となっています。

また、令和2(2020)年から世界的に流行した新型コロナウイルスによる感染症については、全国で高齢者や生活習慣病患者などによる重症化や死亡が相次いだほか、感染症にかからない、うつさないための対人関係を保つ「新しい生活様式」による社会構造の変動が加速しています。

⑦デジタル化時代への対応

パソコンやインターネット、携帯電話などに代表される情報通信技術が世界規模で飛躍的に発展・普及し、容易に時間や場所を越えて情報の発信・受信が可能となる環境が整いつつあります。これにより、在宅勤務や多様な情報の入手などが可能となり、人々の生活スタイルや経済活動など、社会のあり方全般に大きな影響を与えています。

国においても平成28(2016)年に「官民データ活用推進基本法」を施行し、本法に基づく「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しており、国民生活の利便性向上やICTを活用した新たな付加価値産業の創出、社会的課題解決等を目指した新たな政策が推進されています。さらに、デジタル社会を加速的に推進し、スマート行政の実現やDXを活用した国民生活の向上を促進するため、令和3(2021)年9月にデジタル庁が開庁されました。

情報化が進む一方で、個人情報保護や情報格差の問題、情報通信技術を悪用した犯罪の増加、情報過多とも言える多くの情報から正しい情報の享受・活用などの課題が生じており、これらを踏まえつつ、高度情報化社会に対応したまちづくりを進めることが求められています。本市の業務についても、デジタル技術を活用して各分野におけるデータ連携や行政手続き等のオンライン化による事務の効率化を図ることにより、市民サービスの向上と市職員が働きやすい環境づくりを両輪で進めていく必要があります。

⑧持続可能な循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムにより、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題が深刻化しており、国際的枠組みで対策が講じられています。

わが国でも消費者の意識が省資源・省エネルギー型ライフスタイルへと転換しつつあり、国においても令和3(2021)年に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」により、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されています。

後世へ美しい環境を残していくためにも、石油化学製品などのごみを出さない、あるいは資源を再利用、再生利用するなど、一人ひとりが日常生活の中で自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。

⑨SDGsの考え方の導入

「SDGs」とは世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットの開発目標を指します。

わが国においても内閣に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が立ち上げられ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ため、優先課題を定め取組を進めています。

本市も、国際社会の一員として、常に世界を見据えた取組を実施し、国際目標であるSDGsの推進に貢献することは、世界レベルでの経済・社会・環境面における価値創造につながり、持続可能なまちづくりにつながります。

本計画における取組の方向性は世界共通の規準であるSDGsの理念や目標と概ね同様であり、総合計画の各種施策に取り組むことはSDGsの推進につながるものと考えます。本計画においては各種施策とSDGsの関連を明確にし、各施策が世界につながっていることを市民にもわかりやすく周知することが求められます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 貧困をなくそう
地球上のあらゆる形の貧困をなくそう



2. 飢餓をゼロに
飢えをなくし、誰もが栄養のある食糧を十分に手に入れられるよう、地球の環境を守り続けながら農業を進めよう



3. すべての人に健康と福祉を
誰もが健康で幸せな生活を送れるようにしよう



4. 質の高い教育をみんなに
誰もが公平に、良い教育を受けられるように、また一生に渡って学習できる機会を広めよう



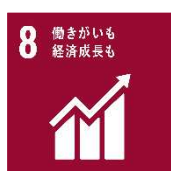
5. ジェンダー平等を実現しよう
男女平等を表現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし、可能性を広げよう



6. 安全な水とトイレを世界中に
誰もが安全な水とトイレを利用できるようにし、自分たちでずっと管理していけるようにしよう



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人が、安くて安全で現代的なエネルギーをずっと利用できるようにしよう



8. 働きがいも経済成長も
みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、誰もが人間らしく生産的な仕事ができる社会をつくろう



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
災害に強い基盤を整え、新しい技術を開発し、みんなに役立つ安定した産業化を進めよう



10. 人や国の不平等をなくそう
世界中から不平等を減らそう



11. 住み続けられるまちづくりを
誰もがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくろう



12. つくる責任 つかう責任
生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守れるよう、責任ある行動をとろう



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動から地球を守るために、今すぐ行動を起こそう



14. 海の豊かさを守ろう
海の資源を守り、大切に使う



15. 陸の豊かさを守ろう
陸の豊かさを守り、砂漠化を防いで、多様な生物が生きられるように大切に使う



16. 平和と公正をすべての人に
平和で誰もが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくろう



17. パートナーシップで目標を達成しよう
世界のすべての人がみんなで協力しあい、これらの目標を達成しよう

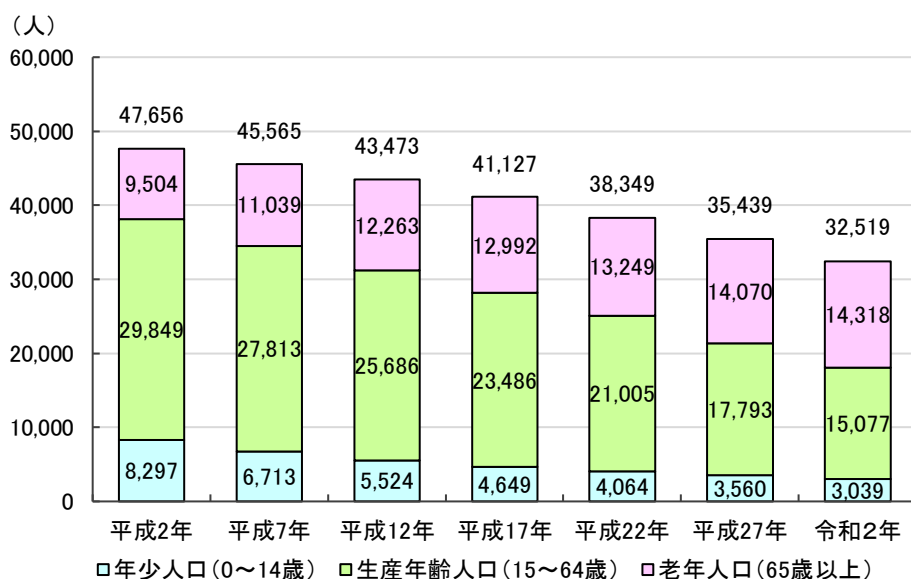


2 長門市の状況

①人口・世帯

①総人口の推移

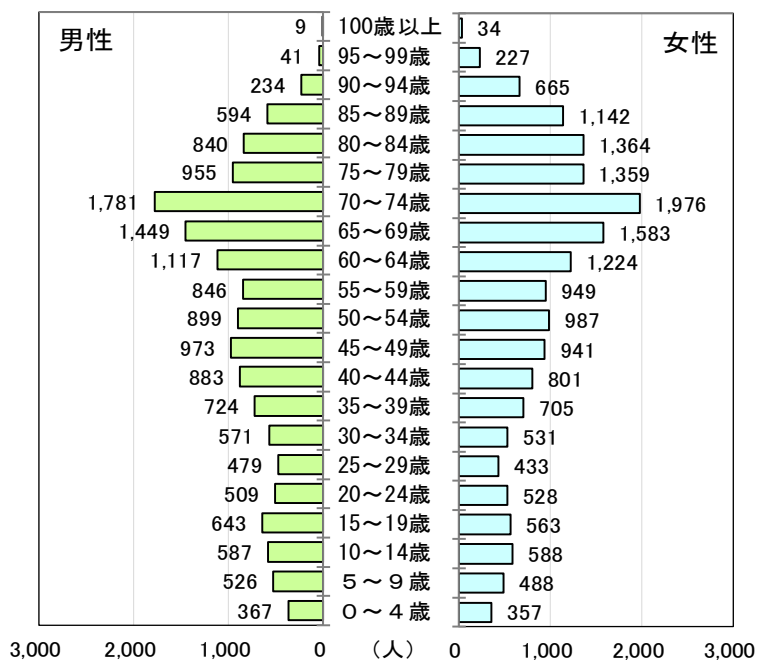
本市の総人口は令和2(2020)年では32,519人となっています。年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：総務省「国勢調査」。年齢不詳の者がいるため合計は一致しない。

②年齢別人口

本市の男女別5歳階級別人口をみると、団塊の世代である70~74歳の人口が最も多く、次いで65~69歳の人口が多くなっています。

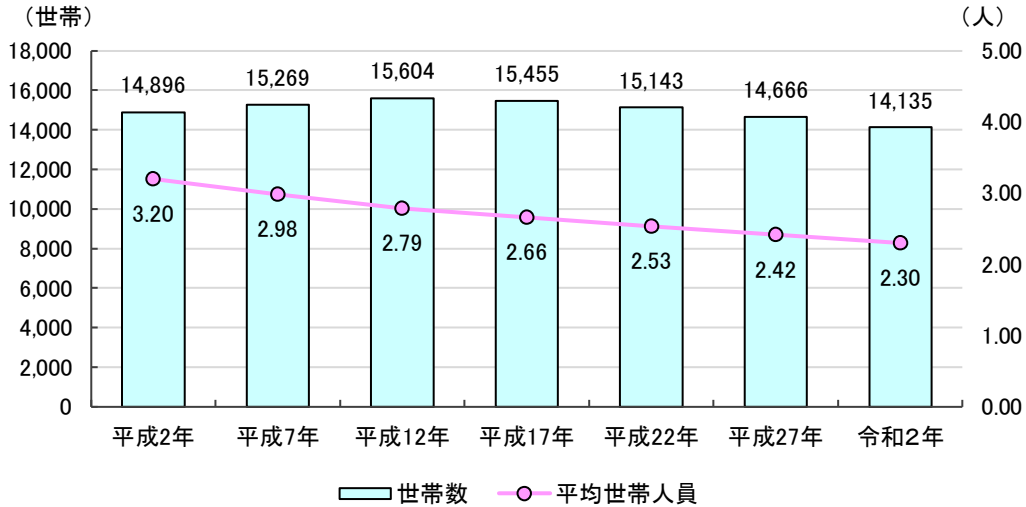


資料：住民基本台帳（令和3（2021）年9月末）

③世帯の推移

本市の世帯数をみると、平成12(2000)年をピークに減少に転じています。

平均世帯人員は平成2(1990)年に3.20人であったものが、令和2(2020)年には2.30人となっており、核家族化が進行しています。

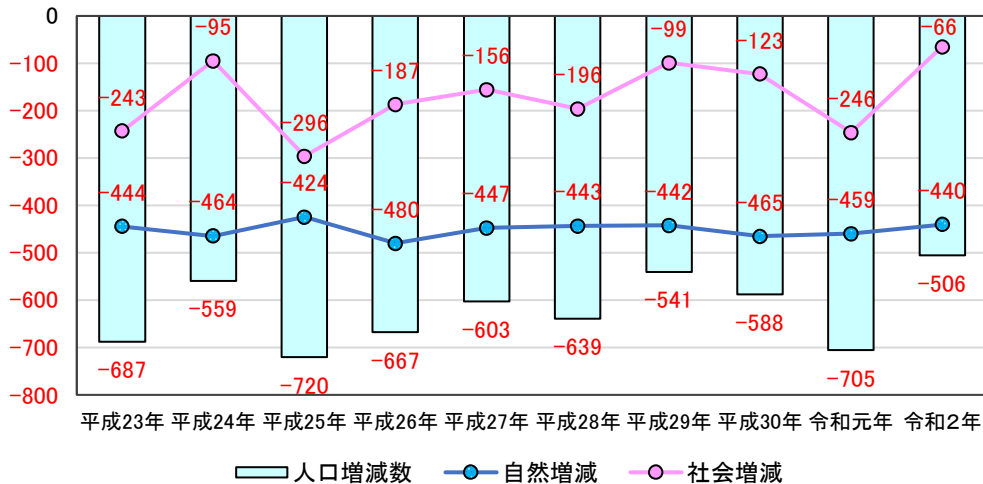


資料：総務省「国勢調査」

④人口動態の推移

本市の自然増減と社会増減を合計した人口増減をみると、一貫して人口減で推移しています。

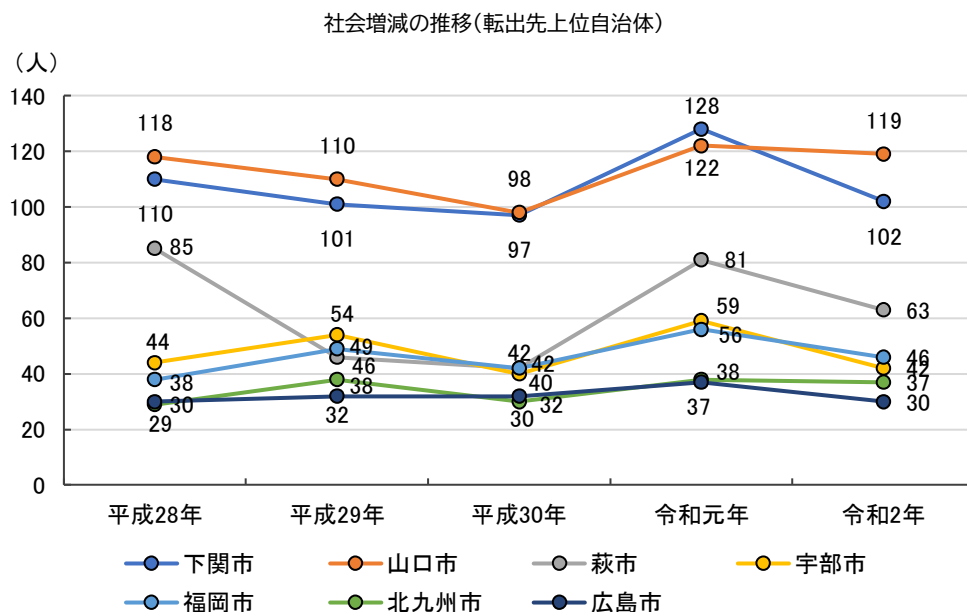
自然減は継続的な拡大傾向にあります。社会増減幅は年により上下があるものの、全体的に縮小傾向となっています。社会減については、少子化に伴い、市外への流出数が縮小し人口減の影響は少なくなっていますが、高齢化による自然減の拡大の影響が年々大きくなっています。



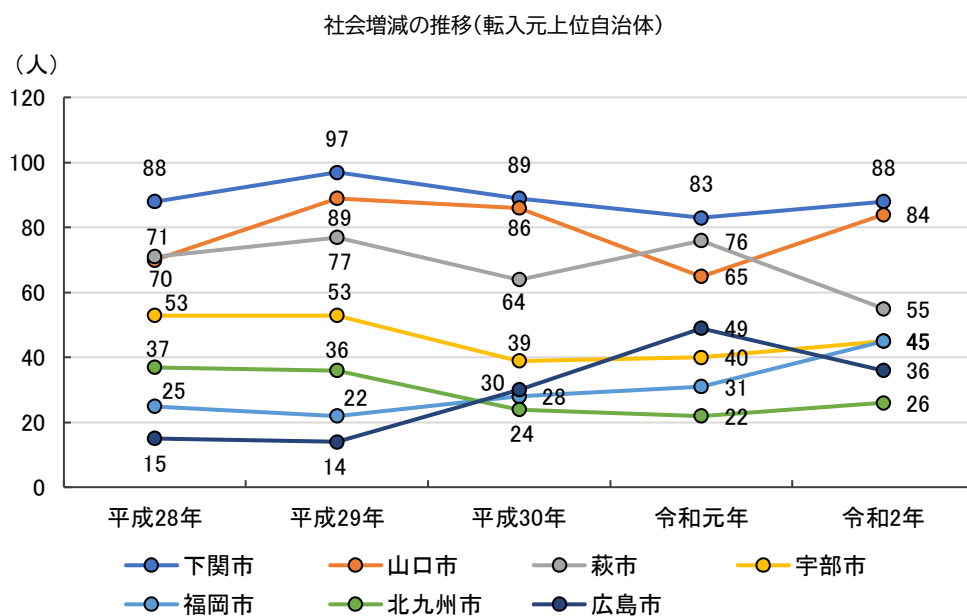
資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

本市からの転出先、本市への転入元の自治体をみると、下関市、山口市、萩市が多くなっており、いずれも転出超過となっています。

近年では、転入元の自治体として広島市や福岡市が増加しています。



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

②健康・福祉

①健康寿命

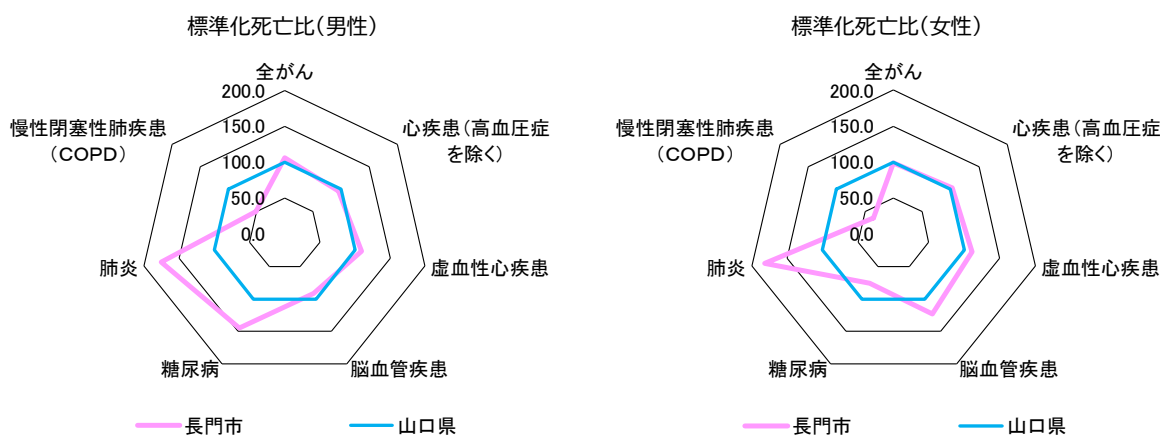
本市の健康寿命は、平成27(2015)年では男性78.86歳、女性83.27歳となっており、男性は県内13市中11位、女性は県内13市中最低位となっています。平成22(2010)年と比べ、平均寿命、健康寿命はともに延伸していますが、支援や介護が必要となる期間も長くなっています。

		平成22(2010)年			平成27(2015)年		
		平均寿命	健康寿命	支援や介護が必要となる期間	平均寿命	健康寿命	支援や介護が必要となる期間
長門市	男性	78.5	77.09	0.84	80.4	78.86	1.54
	女性	85.8	82.67	2.19	86.6	83.27	3.33
山口県	男性	79.0	77.73	1.18	80.5	79.19	1.31
	女性	86.1	83.01	1.91	86.9	83.80	3.10

資料：資料：山口県健康増進課、厚生労働省ホームページ 平成27年(2015)市区町村別生命表の概況

②標準化死亡比（平成26（2014）年～平成30（2018）年）

主な疾患別の標準化死亡比(SMR)をみると、山口県(100)に比べて男女ともに肺炎による死亡比が高く、更に男性では糖尿病、女性では脳血管疾患の死亡比も高くなっています。

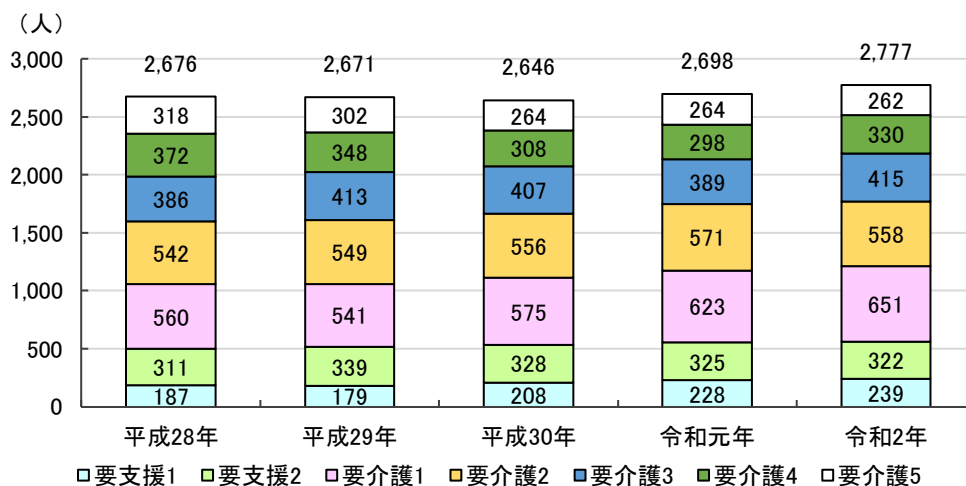


資料：やまぐち健康マップ（平成30（2018）年）

標準化死亡比:異なった年齢構成を持つ地域別の死亡率の比較をするため、標準的な年齢構成に合わせて、地域別の年齢階級別の死亡率を算出して比較する死亡比。県の平均を100として標準化死亡比が100以上の場合は県平均より死亡率が高いと判断されます。

③要支援・要介護認定者数の推移

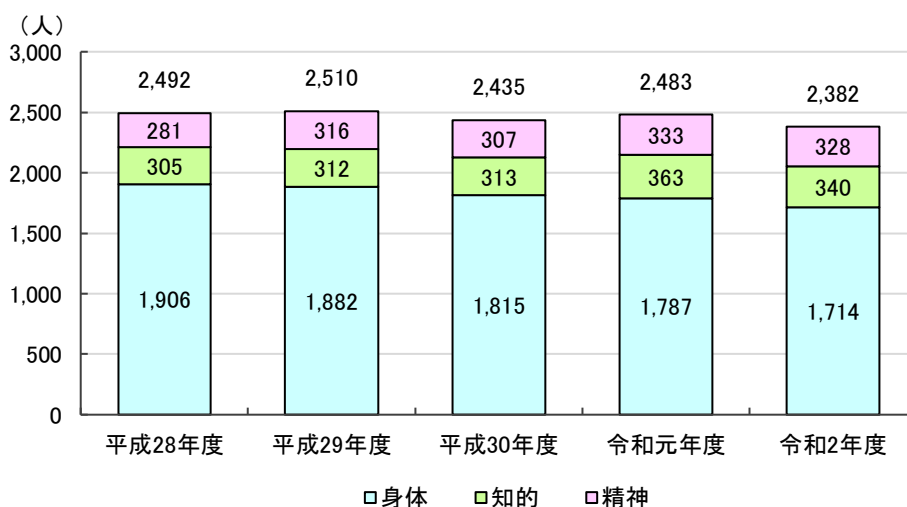
本市の要支援・要介護認定者数は、平成28(2016)年以降概ね横ばい傾向で推移していましたが、令和2(2020)年で増加しています。要介護度をみると、要支援1、要介護1、要介護3の人数は増加していますが、要介護4、要介護5の重度の人数は減少しています。



資料：介護保険事業状況報告

④障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和2(2020)年度では2,382人となっており、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度にかけて4.4%の減少となっています。障害者手帳別では、身体障害者手帳所持者数は10.1%減少しているものの、療育手帳所持者数は11.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者は16.7%の増加となっています。

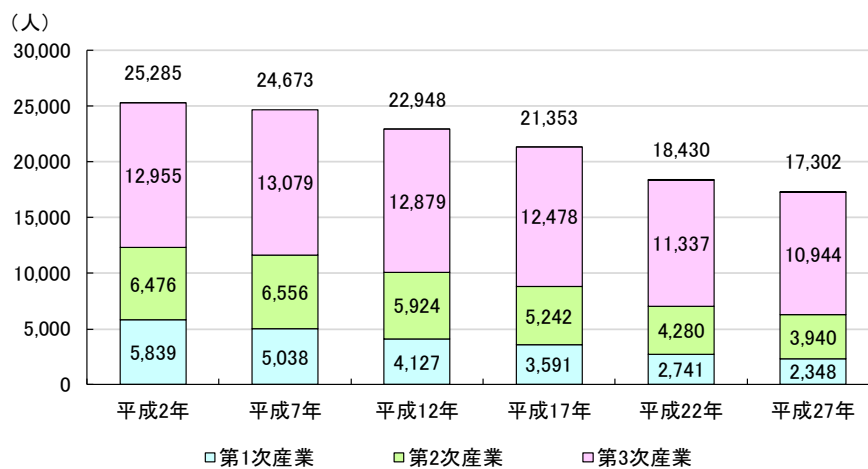


資料：第Ⅲ期障害者プラン第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

③産業

①従業者数の推移

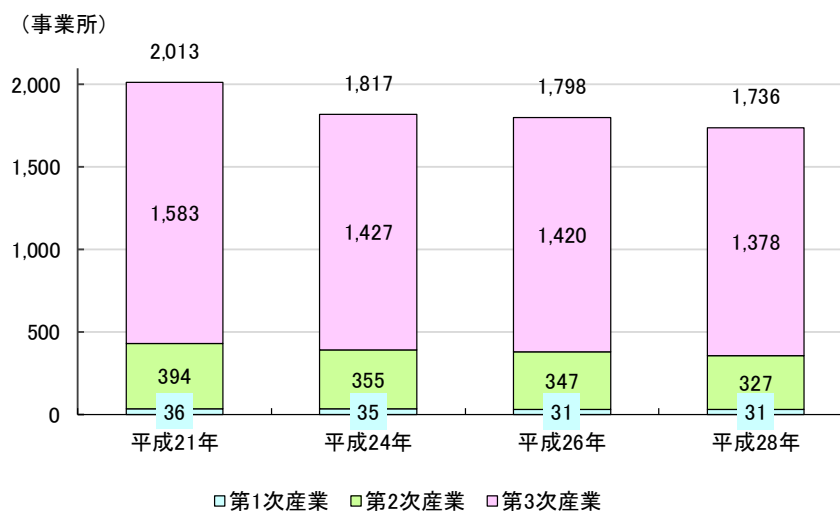
従業者数の推移をみると減少傾向で推移しており、平成27(2015)年には17,302人となっています。



資料：総務省「国勢調査」。分類不能な者がいるため合計は一致しない。

②事業所数の推移

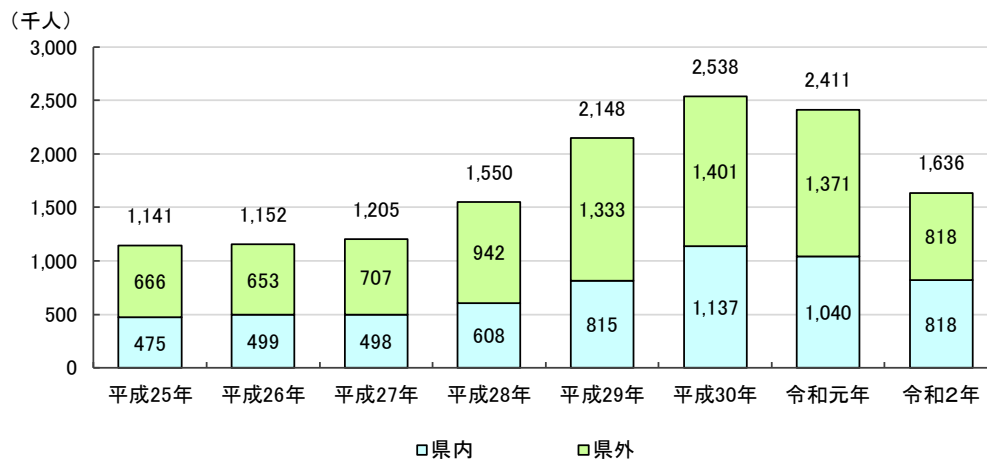
事業所数の推移をみると平成21(2009)年の2,013事業所から、平成28(2016)年には1,736事業所と減少しています。



資料：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

③観光客数の推移

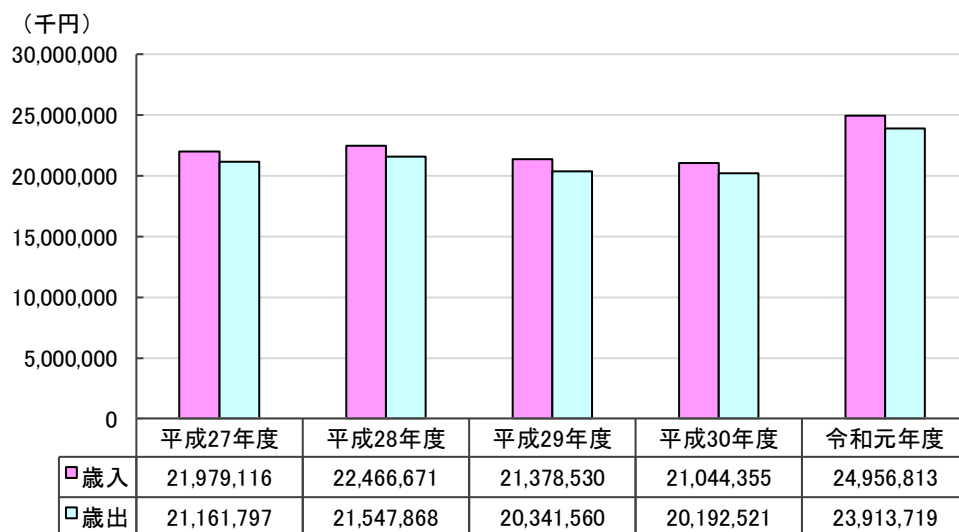
観光客数は、年々増加しており、平成30(2018)年は道の駅「センザキッチン」がオープンした影響もあり、2,538,000人と過去最高の観光客数となっています。令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の影響で観光客数が大幅に減少しています。



資料：山口県の宿泊者及び観光客の動向について

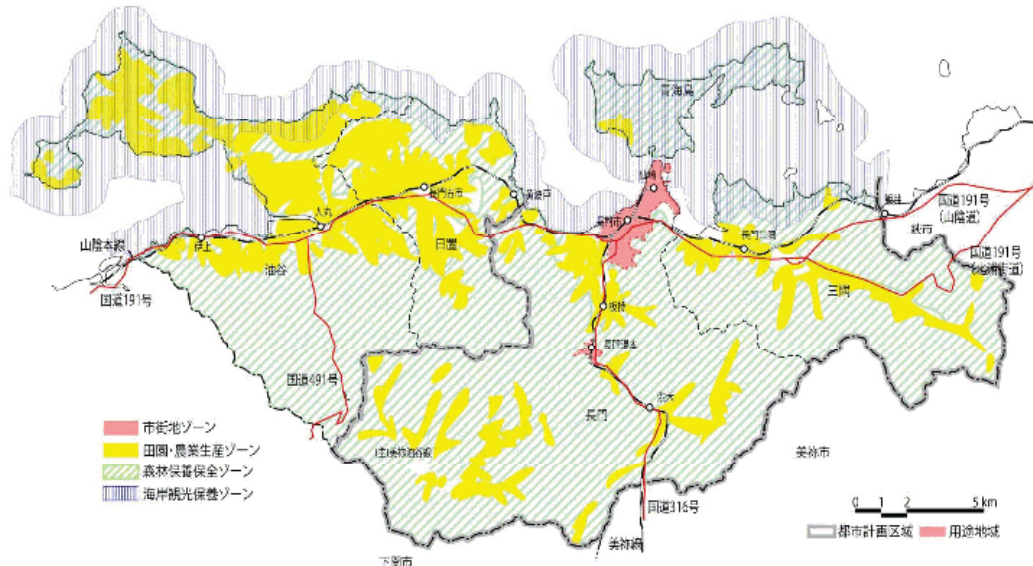
④歳入・歳出

歳入と歳出の状況を見ると、歳入が歳出を上回っており、過不足が少ないのが特徴となっています。



⑤ 土地利用

長門市都市計画マスタープランに基づき、本市の地形条件や現況の土地利用特性、交通体系などを踏まえながら、市街地ゾーン、田園・農業生産ゾーン、森林保養保全ゾーン、海岸観光保養ゾーンの4つのゾーンに区分した土地利用ゾーニングを行っています。



市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 東深川、仙崎及び深川湯本地区の用途地域指定区域に市街地ゾーンを配置し、道路、公園、下水道などの都市施設の整備を推進するとともに、土地の有効利用を促進し、安全で魅力的なまちづくりを図る
田園・農業生産ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 旧役場周辺や大規模集落地及び漁港地区など一定の都市的土地利用が集積している概ね国道191号に沿った平地部に連続した地域を田園ゾーンとし、農業生産との調和を図りながら安全で暮らしやすい環境の整備を図る 油谷から日置にかけての平地部や斜面地に形成された水田利用が中心の地域を農業生産ゾーンと位置づけ、農業生産の場として、またすばらしい棚田景観を提供する資源として、その保全と生産性の向上を図る 河川両岸などに展開する農地についても農業生産ゾーンとして、厳しい生産条件の中、洪水調節機能や田園景観機能など個性ある多機能空間として保全を図る
海岸観光保養ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 北長門海岸国定公園に指定された本市の海岸線一帯は、海岸観光保養ゾーンと位置づけ、変化に富んだ景観、海水浴やオートキャンプなどのレクリエーション空間、漁港や港湾など生産活動の拠点となる本市固有の資源であるため、観光レクリエーションの場への活用、自然環境の保護、海岸の保全や防災、生産機能の拡充など、その維持保全及び利活用を図る
森林保養保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 中国山地の西端部にあって市域の大半を占める森林地域は、森林保養保全ゾーンと位置づけ、水源涵養機能、レクリエーション機能、山地防災機能、その他環境保護機能を有した貴重な空間として、適切な管理と、保全との調和が取れた利用及び山地災害の防止を図る

3 市民アンケート調査

① 調査結果の概要

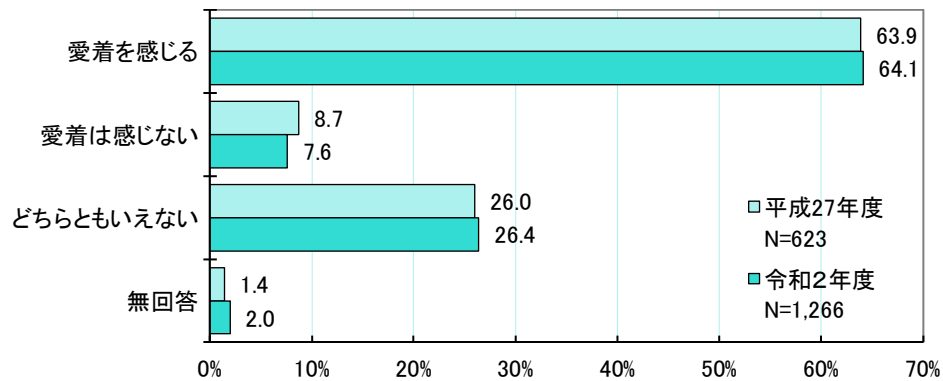
市民のまちづくりに対する意向を把握し、計画に反映することを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象者	令和3年2月1日現在、長門市に住所のある16歳以上の市民、3,000人
調査期間	令和3年2月24日～令和3年3月12日
調査方法	郵送による配布回収、及びインターネットによる回答
回収状況	回収数1,266件 回収率42.2%

■ 長門市に愛着を感じていますか。

長門市への「愛着を感じる」の割合に大きな変化はありません。

10～40代で「愛着は感じていない」に10%を超える回答が見られます。また、10～30代では「愛着を感じる」が60%を下回っています。

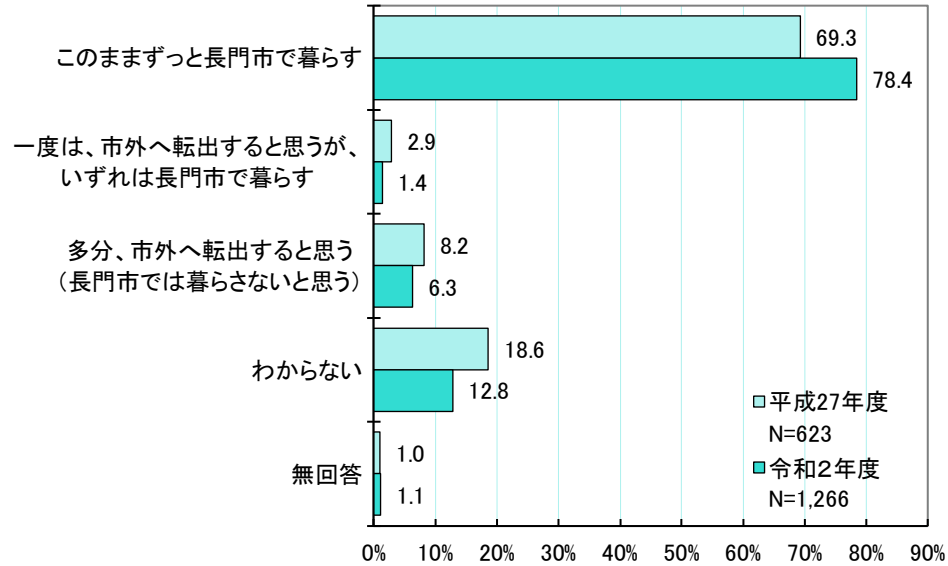


(年代別集計)

	年齢層の項目						
	全体 N=1,266	10・20代 N=80	30代 N=95	40代 N=162	50代 N=184	60代 N=325	70代以上 N=410
愛着を感じる	64.1	53.8	58.9	63.6	65.2	65.2	67.3
愛着は感じていない	7.6	16.3	16.8	12.3	8.2	3.4	5.1
どちらともいえない	26.4	30.0	24.2	24.1	26.6	30.5	23.9
無回答	2.0	-	-	-	-	0.9	3.7

■これからも長門市に住みたいと思いますか。

転出の希望は減少していますが、回答者の年齢構成の変化によるものと考えられます。
転出を希望する人が、10・20代で3割、30代で2割を超えています。

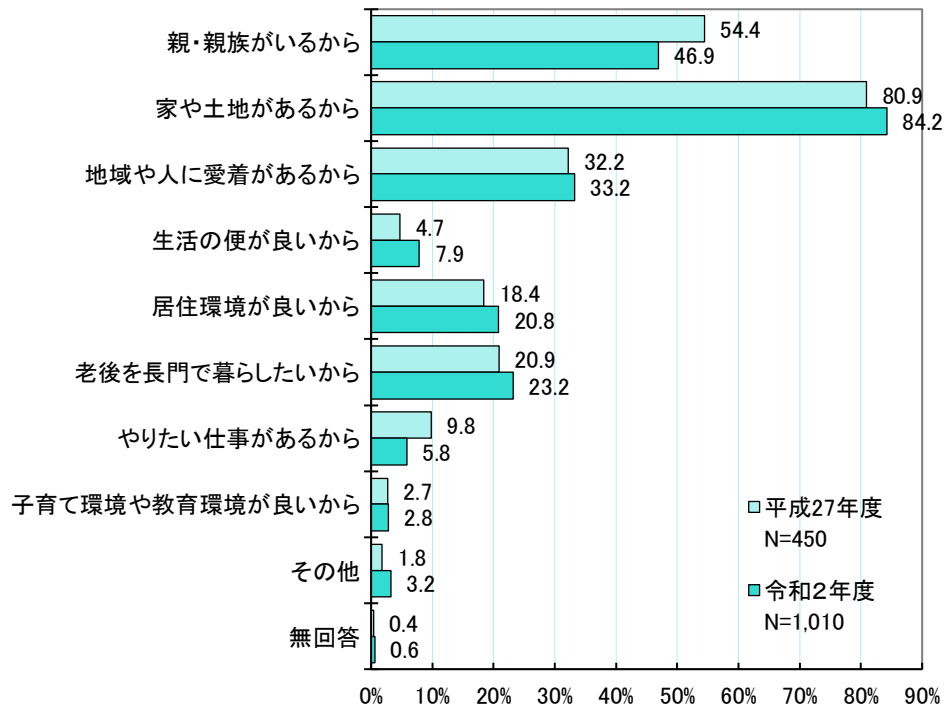


(年代別集計)

	年齢層の項目						
	全体 N=1,266	10・20代 N=80	30代 N=95	40代 N=162	50代 N=184	60代 N=325	70代以上 N=410
このままずっと長門市で暮らす	78.4	30.0	55.8	70.4	79.9	85.5	91.0
一度は、市外へ転出すると思うが、いずれは長門市で暮らす	1.4	13.8	-	1.2	1.1	0.3	0.5
多分、市外へ転出すると思う (長門市では暮らさないと思う)	6.3	31.3	21.1	7.4	4.9	3.1	1.0
わからない	12.8	25.0	22.1	21.0	13.6	10.5	6.8
無回答	1.1	-	1.1	-	0.5	0.6	0.7

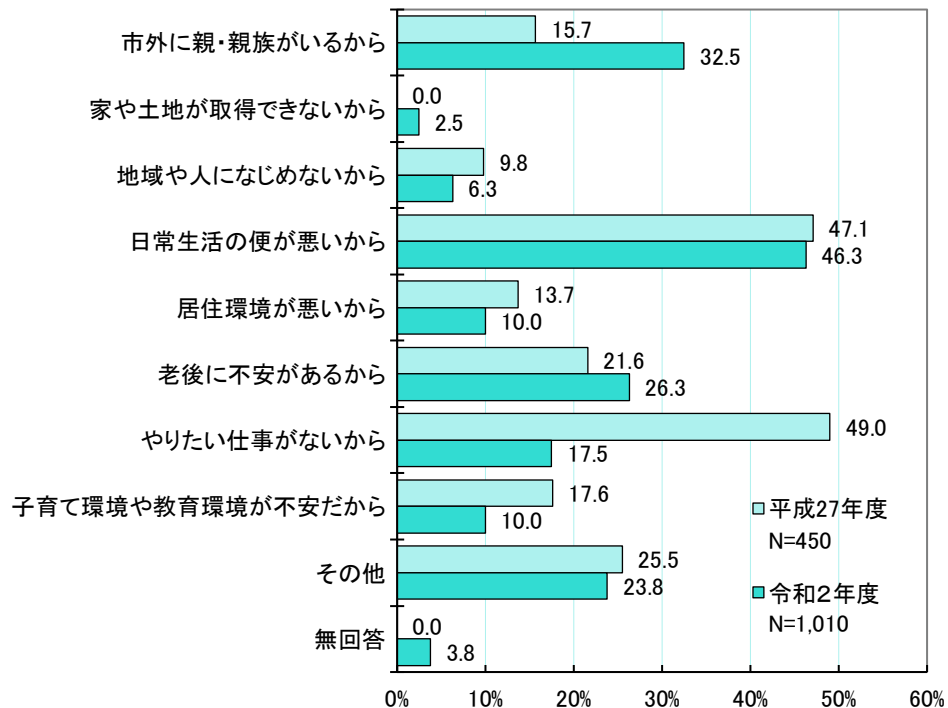
■長門市に住み続ける理由

「親・親族がいるから」が減少し、「家や土地があるから」が増加しています。回答者の年齢構成の変化によるものと考えられます。



■市外へ転出すると思う理由

「市外に親・親戚がいるから」が前回の倍以上となっており、「やりたい仕事がないから」で大きな低下が見られます。回答者の年齢構成の変化によるものと考えられます。



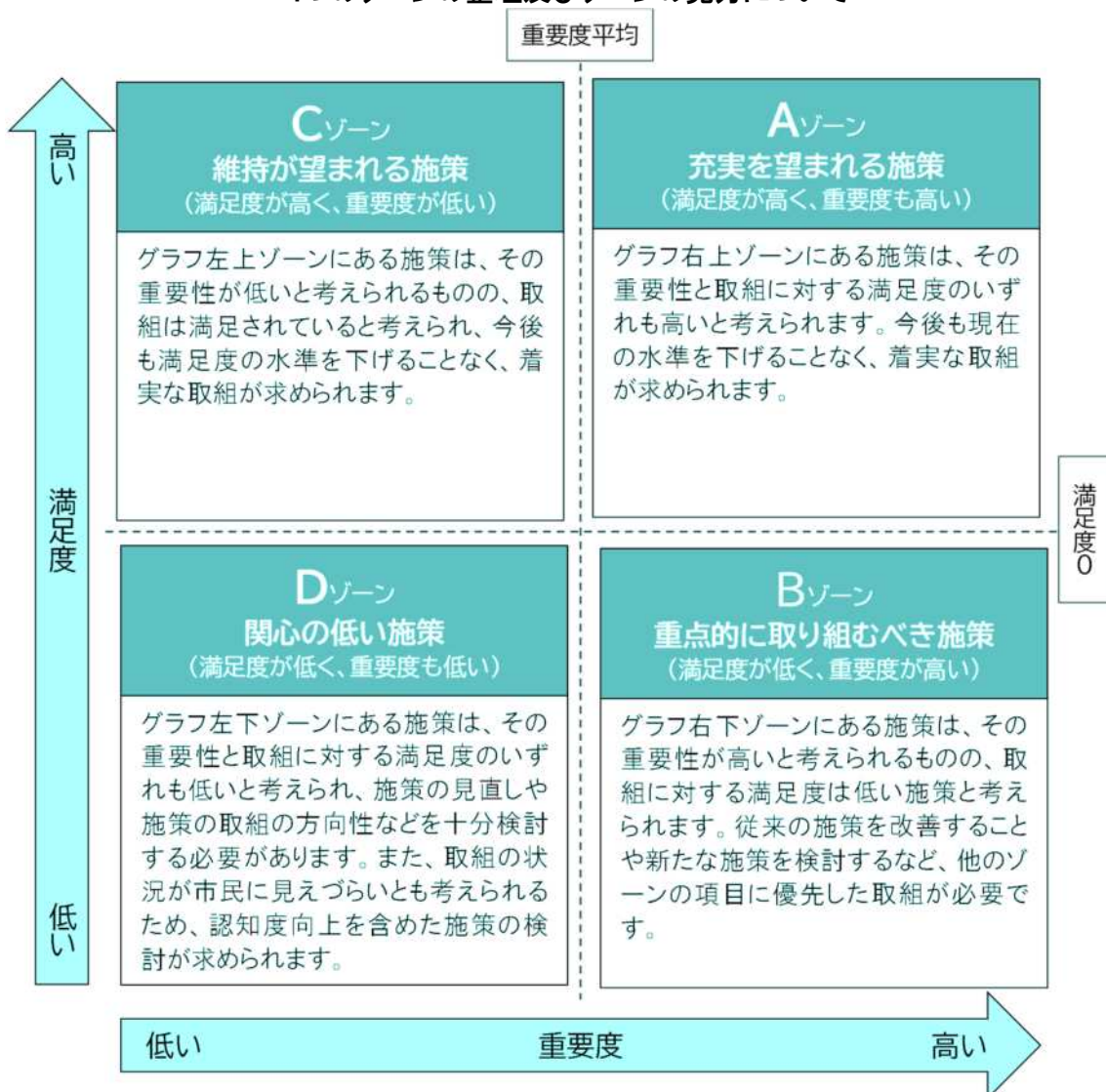
■各施策の満足度と重要度について

市民アンケート調査において、施策に対する市民の満足度・重要度を把握し、施策ごとの評点を満足度・重要度それぞれの平均値を基準として4つのゾーンに分け、施策の相対的な状況を整理しました。評点の算出方法とゾーンの整理及びその見方は次のとおりです。

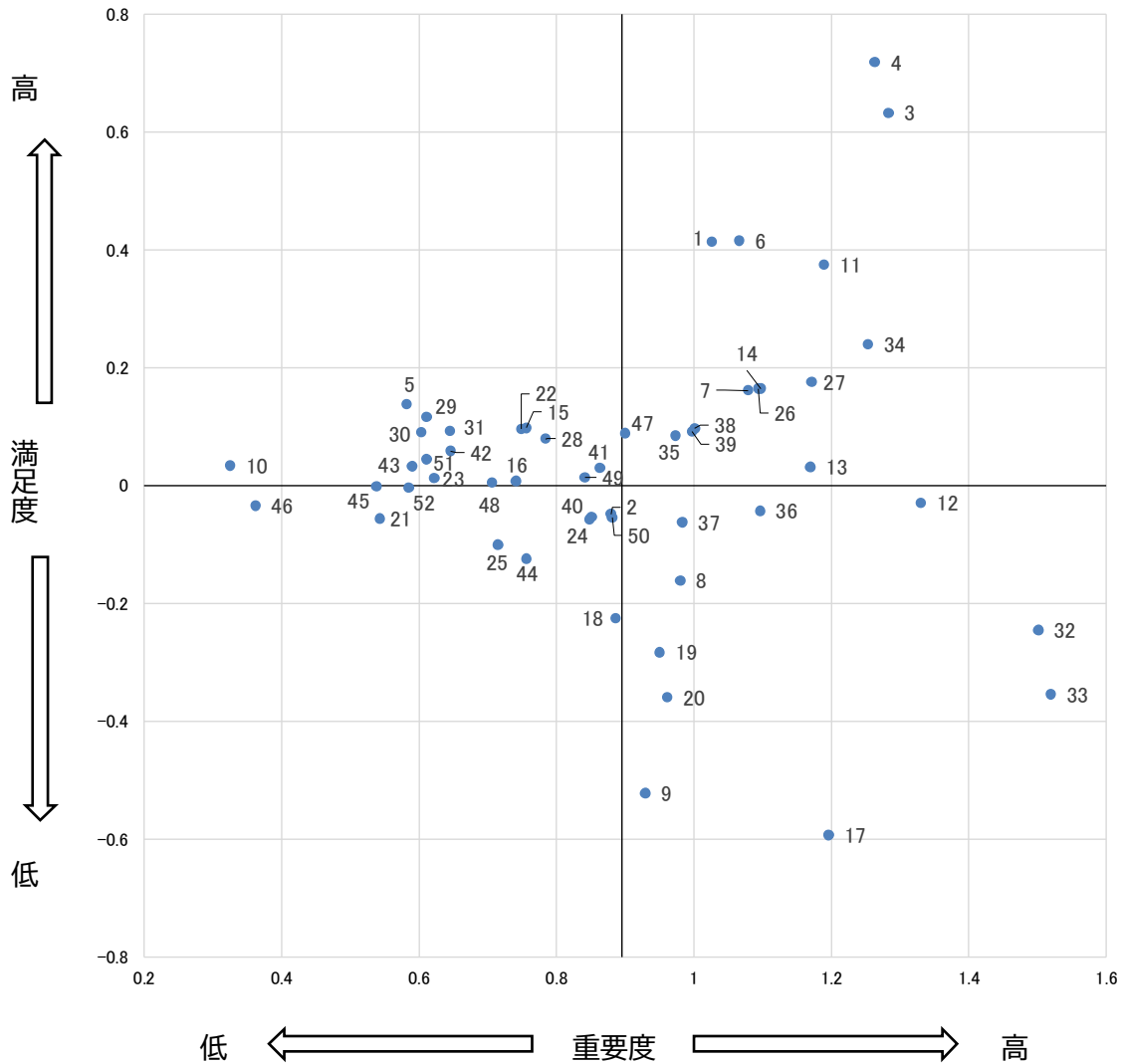
$$\text{満足度} = \frac{\text{「満足」} \times 2\text{点} + \text{「やや満足」} \times 1\text{点} - \text{「やや不満」} \times 1\text{点} - \text{「不満」} \times 2\text{点}}{\text{「有効回答数」} - \text{「無回答数」}}$$

$$\text{重要度} = \frac{\text{「重要」} \times 2\text{点} + \text{「やや重要」} \times 1\text{点} - \text{「あまり重要ではない」} \times 1\text{点} - \text{「不満」} \times 2\text{点}}{\text{「有効回答数」} - \text{「無回答数」}}$$

4つのゾーンの整理及びゾーンの見方について



一般市民アンケート調査から得られた、満足度・重要度の評価結果をグラフ化すると次のようになります。



区分	政策分野
生活環境・自然・景観	1 資源のリサイクル対策の充実
	2 新エネルギー、省エネルギーの推進
	3 ごみの収集・処理対策の充実
	4 上下水道の整備
	5 都市公園の整備
	6 広域的な道路の整備(国道・県道など)
	7 市道など地域の生活道路の整備
	8 歩道の拡幅・バリアフリー化
	9 バス交通網の整備
	10 公営住宅の整備
	11 消防・防災体制の充実
	12 地震・台風などの災害対策の充実
	13 防犯対策の充実
	14 交通安全対策の充実
	15 棚田や森などの自然景観・環境の保全
	16 まち並み、沿道景観の整備
産業・観光	17 企業誘致、雇用の確保
	18 農林業の振興
	19 水産業の振興
	20 商工業の振興
	21 自然・農業などの体験型観光の推進
	22 温泉など滞在型観光の推進
	23 イベント・祭りなどの反復型観光の推進
	24 地域特産物のブランド化・PR
	25 周辺市との広域観光ネットワークの推進

区分	政策分野
教育・文化	26 幼児教育の充実
	27 学校教育の充実
	28 生涯学習の充実
	29 スポーツの振興
	30 文化・芸術活動の振興
	31 文化財の保存・活用
医療・保健・福祉	32 地域医療対策の充実
	33 救急・高度医療の充実
	34 特定健診・がん検診の実施など健康づくりの推進
	35 地域福祉(地域住民による助け合い活動など)
	36 高齢者施策の充実
	37 障害者施策の充実
	38 保育サービスの充実
	39 地域子育て支援対策の充実
	40 低所得世帯に対する福祉サービスの充実
	41 福祉相談の充実
人づくり・交流	42 人権啓発・人権教育
	43 男女共同参画の推進
	44 地域情報化(IT化)の推進
	45 地域間交流の推進
	46 国際交流の推進
行政・自治	47 市政に関する情報提供や情報公開
	48 市政に対する住民参加の推進
	49 生活に関する相談窓口の充実
	50 健全な財政運営や行政改革の推進
	51 地域のコミュニティ活動に対する支援
	52 ボランティアやNPOなどの育成

全体の傾向として、歩道等の整備や交通網の整備、地震・台風などの災害対策、企業誘致、水産業、商工業などの産業分野、高齢者や障害者福祉などの施策においては、満足度が低く、重要度が高い傾向にあり、今後重点的に取り組むべき施策であると考えられます。

消防・防災体制や交通安全対策、学校教育、子育て支援などの施策は満足度が高く、重要度も高いため、今後も継続して取り組むとともに、充実を図っていく必要があります。

C 維持が望まれる施策 <small>(満足度が高く、重要度が低い)</small>	A 充実を望まれる施策 <small>(満足度が高く、重要度も高い)</small>
5 都市公園の整備 10 公営住宅の整備 15 棚田や森などの自然景観・環境の保全 16 まち並み、沿道景観の整備 22 温泉など滞在型観光の推進 23 イベント・祭りなどの反復型観光の推進 28 生涯学習の充実 29 スポーツの振興 30 文化・芸術活動の振興 31 文化財の保存・活用 41 福祉相談の充実 42 人権啓発・人権教育 43 男女共同参画の推進 48 市政に対する住民参加の推進 49 生活に関する相談窓口の充実 51 地域のコミュニティ活動に対する支援	1 資源のリサイクル対策の充実 3 ごみの収集・処理対策の充実 4 上下水道の整備 6 広域的な道路の整備(国道・県道など) 7 市道など地域の生活道路の整備 11 消防・防災体制の充実 13 防犯対策の充実 14 交通安全対策の充実 26 幼児教育の充実 27 学校教育の充実 34 特定健診・がん検診の実施など健康づくりの推進 35 地域福祉(地域住民による助け合い活動など) 38 保育サービスの充実 39 地域子育て支援対策の充実 47 市政に関する情報提供や情報公開
D 関心の低い施策 <small>(満足度が低く、重要度も低い)</small>	B 重点的に取り組むべき施策 <small>(満足度が低く、重要度が高い)</small>
2 新エネルギー、省エネルギーの推進 18 農林業の振興 21 自然・農業などの体験型観光の推進 24 地域特産物のブランド化・PR 25 周辺市との広域観光ネットワークの推進 40 低所得世帯に対する福祉サービスの充実 44 地域情報化(IT化)の推進 45 地域間交流の推進 46 国際交流の推進 50 健全な財政運営や行政改革の推進 52 ボランティアやNPOなどの育成	8 歩道の拡幅・バリアフリー化 9 バス交通網の整備 12 地震・台風などの災害対策の充実 17 企業誘致、雇用の確保 19 水産業の振興 20 商工業の振興 32 地域医療対策の充実 33 救急・高度医療の充実 36 高齢者施策の充実 37 障害者施策の充実

②市民アンケートからみたまちづくりの課題

①若い世代へのシビック・プライドの醸成

10代・20代の地域への愛着が低下しています。地域への帰属意識が少ないほか、転出の希望も高くなっていることから、地域にあまり魅力を感じていないことがうかがえます。

昨今の若い世代については、携帯端末やインターネットを通じて、世界のさまざまな情報を得られることが通常となっており、地元より都市部などの一部の生活に憧れを持つことも考えられます。

学童期から、地域の良さを理解する機会を増やすとともに、地域住民の協働で地域が変わっていきけることを示すため、地域活動への参加機会の増加や、企画への参画、SNS等への本市の露出によるネット上での存在感の向上などにより、地域への帰属意識を高め、シビック・プライドを醸成していくことが必要となっています。

②家族や親族とのつながり、地縁での居住地域の選択が増加

アンケート全体での定住意向には大きな変化がみられませんが、年齢別でみると、若い世代の転出意向が高いことがうかがえます。平成27(2015)年度の調査と比較して、令和2(2020)年度の調査では若い世代の回答比率が低いため、実際には、転出意向が上昇していると考えられます。

転出理由としては、平成27(2015)年度には「仕事」を理由とする回答が多くなっていましたが、令和2(2020)年度の調査では、「市外に親・親族がいるから」への回答が大きく伸びています。このことから、JIターン者を中心に転出希望があることが予想され、更に地域の利便性なども他地域と比較されている状況となっています。

団塊の世代が後期高齢者になりつつある中、親の介護や一人暮らしを心配することも考えられ、家族との絆は今日でも非常に大きいことがうかがえます。

こうした課題は逆転して考えると、本市に親・親族のいる市外の若い世代に対し、効果的なアプローチを行うことにより、Uターン者と呼び込める可能性があることも示唆しています。地域に思い出がある若者を中心に、ターゲットを絞ったプロモーションを行うことが必要です。

③高齢者への医療・保健・福祉のニーズの増大

地域の高齢化とともに、医療・保健・福祉の重要性が大きく上昇しました。特に、特定健診等の重要性は今回の調査では最も重要性が増しており、市民の理解が進んできたといえます。重点的に取り組む項目においても、障害者福祉、高齢者福祉が該当しており、福祉ニーズの高さが現われています。

令和2(2020)年度の調査では高齢者からの特定健診等の健康づくりへの回答が多く見られていますが、これらの実施は、団塊ジュニア世代をはじめとする壮年期の市民が対象となります。

高齢者に対する健康維持、壮年期に対する健康増進、若い世代に対する健康教育とともに、福祉の充実に必要な医療・福祉人材の育成・確保が課題となります。

④交通の利便性、地域防災へのニーズの拡大

近年、西日本を中心に相次ぐ豪雨災害等を背景に、地域防災に対する関心が高まっています。調査においても、重点的に取り組む項目や充実させる項目に、防災や安全・安心に関わる項目が数多くみられています。また、交通の利便性についても、平成27(2015)年度調査から引き続き重点項目に位置しています。

地域の高齢化が進む中、幹線道路だけではなく、生活道路の利便性向上は高齢者の暮らしにも、防災にも必要な取組の一つとなります。

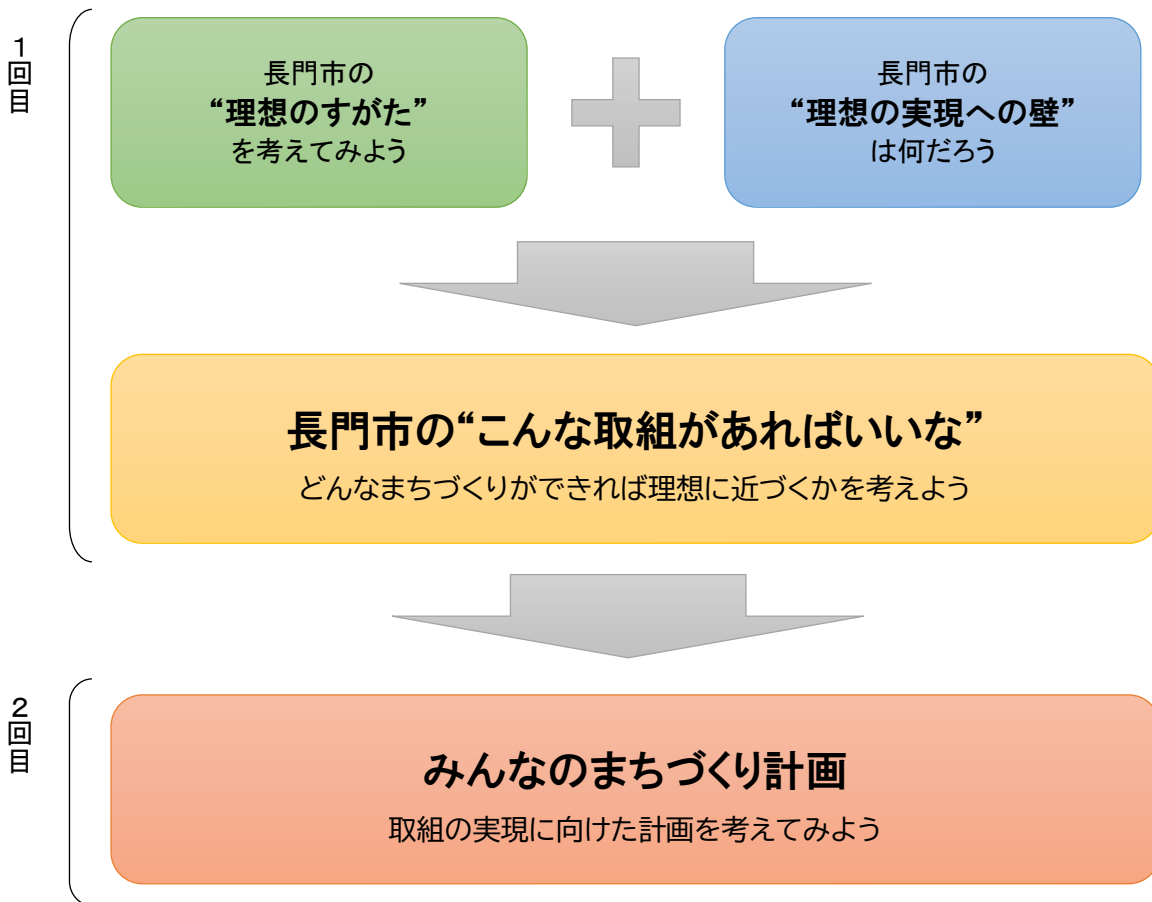
また、地域の助け合いなど、地域づくりを進める中で、さまざまな交通インフラの充実や、日頃の助け合いの仕組みなど、地域ならではの知恵を育成することが期待されます。

4 市民ワークショップの実施

市民との協働による計画づくりを実現するため、本計画策定にあたって市民の意見、アイデアを取り入れるために、市民ワークショップを実施しました。

種別	市民ワークショップ	
参加対象者	市内にお住まい・お勤めの市民	
実施回数	2回	
実施日	①令和3年10月9日	②令和3年10月23日
参加者数	①12人	②13人

ワークショップの流れ



5 前期基本計画の進捗と課題

基本目標1 生涯「健幸」で元気に暮らせるまち

本市の少子高齢化は現在も拡大しており、65歳以上の高齢者の割合は44%を超える水準となるなど、生産年齢人口を上回る事が想定されています。こうした中、地域活動の中心的役割を果たすのは元気な高齢者となっており、各地域において健康寿命の延伸は、最も大きな命題となっています。

本市の健康寿命は平成26(2014)年度には男女とも県内の13市中で13位でしたが、令和元(2019)年度には男性12位、女性3位となっており、やや改善がみられます。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行などにより、外出機会の減少やコミュニケーションの変化が健康にも影響を及ぼすことが懸念されています。新たな地域の関係づくりをはじめとして、新しい生活様式に対応した取組が求められています。

本市では、誰もが生涯元気に暮らせることを「健幸」と定義し、施策を進めています。こうした健康づくりの取組を中心に、地域で安心して子育てができるような支援や、ワーク・ライフ・バランスの推進、高齢者や障害者福祉の充実など重層的支援体制整備事業に取り組み、生涯、心身ともに「健幸」に暮らしていくための必要な取組などを計画的に実施していくことが必要です。

施策のキーワード

地域共生社会／子育て支援／医療／健康／感染症対策・新しい生活様式／高齢者福祉・サービス／障害者福祉・サービス／ワーク・ライフ・バランス／地域福祉・重層的支援

基本目標2 安全で安心して住めるまち

近年、西日本を中心に豪雨災害が相次いでおり、本市においても防災の機運は高まりを見せています。こうした中、本市においても「地域防災計画」の見直しや「長門市国土強靱化計画」の策定を行うなど、防災・減災に向けた取組を本格化させています。従来の防災行政無線のみならず、障害者等の特性も配慮し、ケーブルテレビやインターネット等のさまざまな手段での情報伝達手段を確保するとともに、災害時に支援が必要な人の把握、対応を進めています。

地域の人口減少や高齢化などにより、消防団員の確保が困難になっているとともに、高齢者を狙う犯罪、高齢者による交通事故の発生など、さまざまな側面から、安全・安心への対応が必要となっています。

施策のキーワード

生活・交通安全対策／防災・防災体制／防犯・防犯・再犯防止対策／消防・救急医療

基本目標3 自然と共生し、快適なまち

本市は、北長門海岸国定公園など、豊富で多様性のある自然環境を有しています。特に油谷地区の棚田については、令和元(2019)年に全国棚田サミットが開催されたことを受け、令和2(2020)年には指定棚田地域に指定されました。しかし、人口減少などによる耕作放棄地の増加なども懸念されており、保全を進めていくことが求められています。

また、市内の景観保全については「長門市景観計画」「長門市景観条例」に基づき取組を進めています。さらに「長門湯本温泉景観協定」を認可し、住民主体の温泉街にふさわしい景観づくりを推進しています。こうした景観保全の周知・啓発を行い、協働による景観保全を進めていくことが求められています。

地球温暖化防止については、近年の豪雨災害など、その影響の可能性が示唆されています。本市の基幹産業の一つである漁業においても漁場の環境変化などによる影響が懸念されています。

平成27(2015)年のパリ協定を受け、世界的に省エネルギーやカーボンニュートラルの取組が加速していますが、これらの取組は、地方の市民一人ひとりが意識をもって取り組んでいく必要があります。本市においては廃棄物の削減や太陽光発電の導入、電気自動車の普及促進などを行っており、更に市民意識の醸成を行うことが必要となっています。

都市インフラの整備については、水道設備を始め、公園設備、スポーツ施設など、早期から整備をしてきた施設が老朽化しており、維持管理を計画的に行うことが求められています。特にケーブルテレビ網など、放送設備や伝送路が老朽化しており、市内全域に光ファイバー網を整備するなど情報通信基盤の整備を進めています。ライフサイクルコストの縮減やストックマネジメント計画などにより、計画的な改修・更新を進めています。地域の人口減少などによる使用量、利用料の減少が続いており、今後の大きな課題となっています。

施策のキーワード

公共施設・インフラ整備／小さな拠点／公共交通網整備／住環境整備／景観整備／循環型社会／自然保護／省エネルギー・地球温暖化防止／カーボンニュートラル

基本目標4 地場産業が活躍する、活力あるまち

本市では、令和2(2020)年度に「ながと6G構想」を策定し、将来に向けた最新技術と経済振興の融合に早くから取り組んでいます。また、農林水産業、食品加工業など、第一次産業を基幹とする6次産業化をはじめ、農地の集約や有効活用を進めるための「集落営農法人」の育成や拡大、林業の成長産業化、海洋、温泉リゾートを中心とした観光産業の振興など、多様な側面からの産業の活性化が望まれています。

こうした中、「ながと物産合同会社」や「長門市しごとセンター」「ながとラボ」の設立をはじめ、道の駅・海の駅「センザキッチン」のオープン、長門湯本温泉のリニューアルなど、近年は大きな変化をみせています。これらが相互に連携し、経済の相乗効果を得られるよう、積極的な施策展開を行う必要があります。

また、近年は、元乃隅神社などのSNSへの露出を契機にインバウンド観光の推進を図っていましたが、令和2(2020)年からの新型コロナウイルスの世界的な流行により、本市の観光業も大きな打撃を受けています。アフターコロナを見据え、満足度の高い充実した長門の観光振興への多様なアイデアを実現していくことが必要です。

施策のキーワード

企業誘致／雇用促進／商工業振興／農林水産業・担い手育成／6次産業・ブランド化／観光振興・インバウンド／市街地再生・商業振興

基本目標5 歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち

本市の少子・高齢化などを背景に、学校の統廃合が行われるなど、義務教育を巡る状況も変化しています。こうした中、中学校区を基本として「長門みずゞ学園構想」を展開し、小中一貫した9年間の教育を推進しています。生涯学習においては、公民館と図書館における事業を強化し、ライフステージに応じた学習機会の充実に取り組んでいます。また、市民参画による教育支援ネットワーク「地域協育ネット」が確立され、コミュニティ・スクールと一体的な活動に取り組んでいます。さらに、スポーツについては、「総合型地域スポーツクラブ」が4団体設立され、地域に根ざしたさまざまなスポーツの推進に取り組んでいます。

こうした教育・学習における連携や市民協働の取組を一層促進することが求められています。

文化振興については、少子高齢化に伴い、地域の伝統や文化財の保存、継承が困難なケースもみられることから、今後の文化財保存・活用に向けた計画的な取組が必要となっています。

本市では、童謡詩人の金子みすゞや洋画家の香月泰男などの偉人を輩出しており、それぞれ記念館や美術館を整備し、情報発信を行っています。これらの文化鑑賞、芸術鑑賞の機会を増やすとともに、さまざまな市の事業との連携を進めるほか、後進の育成に向けた取組が求められます。

施策のキーワード

学校教育・教育環境／文化財保護活用・歴史／スポーツ活動／生涯学習

基本目標6 支えあい、地域を担う協働のまち

本市では、平成28(2016)年度に「第2次ながと協働アクションプラン」を策定し、市民参画による地域の特色を活かしたまちづくりに取り組んでいます。本市の高齢化率は44%に達し、地域活力の主力が老年世代となることから、「健幸」づくりと連携し、健康な高齢者を増やすことが地域の維持にもつながっています。

地域の過疎化を遅らせるためにも、移住・定住施策は重要な位置づけとなっていますが、従来の周知広報型の施策では限界があるため、地域コミュニティや地域団体の主導による周知施策を検討する必要があります。

新型コロナウイルスの世界的な流行により、地域コミュニティのあり方にも大きな変化が訪れています。大規模な集会や催しが敬遠され、新しい生活様式のもとでの地域協働を模索している状況となっています。地域生活におけるDXの推進を始め、ニューノーマル社会に対応した新しいコミュニティを形成することが求められています。

また、SDGsの考え方の浸透もあり、男女共同参画への関心が高まりつつあります。本市では女性の就労割合も高く、出産、子育ての後にも働く希望をもつ女性が多くいます。また、多様な性に対する考え方についても、普及・啓発が必要となっています。これから就労する若い世代の男女についても、グローバルな視点で男女共同参画を学び、未来に活かしていけるよう、啓発活動が重要となっています。

施策のキーワード

地域共生社会・協働／市民活動／地域コミュニティ／人権・男女共同参画／定住促進／シビック・プライド／ニューノーマル社会

基本目標7 効率的で効果的な行財政運営

行財政運営においては、将来にわたって持続可能な公共サービスを提供することが第一の目的となっています。

人口減少が続く中、本市の生産年齢人口も減少するとみられており、税収にも影響が出てくるものと考えられます。また、平成の市町村合併による合併特例債についても本計画期間の令和6(2024)年度までとなっており、あらゆる分野において行財政運営の効率化・安定化に努め、一層の「選択と集中」により、財源の確保に努めていくことが必要です。

また、令和7(2025)年の大阪・関西万博を機にデジタル技術を活用した新たな社会への期待感が高まっています。こうした世界的なデジタル化への対応を図り、スマート自治体の実現を早期に実現することにより、人材の有効活用や業務軽減を図ることが必要となっています。

施策のキーワード

行政サービス／行政経営／職員育成／広域連携・国際連携／スマート自治体／ニューノーマル社会

6 後期基本計画の視点

令和の時代となり、新型コロナウイルスによる生活の変化や、全国的な防災・減災の意識の高まり、少子高齢化による社会変化が現実のものとなるなど、本市を取り巻く社会的な変化は大きなものとなっています。

本市においては、成長戦略計画に基づいた各種事業、企業誘致・起業支援、新庁舎落成を始め、前期計画期間では、長期間をかけて取り組んできた施策が達成したものが多くあります。こうした中、後期計画においては、それらの新たな資産を活かし、市全体、及び各地域の振興につなげ、目指す将来像を達成していく地道な取組が必要となっています。

こうした中であって、5年後の計画満了期間だけではなく、本市の未来の姿を目標におき、そのための取組を始めていくことを本計画の位置づけとして加えていくことが必要となります。

① 新たな産業振興構想「ながと6G構想」

近年では、経済のグローバル化やICT化が急速に進み、併せて、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により新たな日常(ニューノーマル)への対応が求められる等、社会情勢が激変しています。このような背景の中、将来を見据えた新たな視点での産業政策を取りまとめ、地域経済活性化の指針とするとともに、産業振興を通じて、地域課題の解決やさらなる地域の魅力創出につなげるため、「ながと6G(シックスジー)構想」を策定しました。本構想に基づき、関連計画と連携し、新たな産業や事業等の創出、既存事業の見直しを行います。

② デジタル化社会に対応したICTの活用

世界規模でICTによる技術革新が進む中、行政においても業務のデジタル化、省力化による市民サービスの利便性向上を図ることが求められています。本市においてもデジタル技術を活用した地域課題の解決と新たな価値創造により、持続可能な地域づくりの取組を推進することを基本理念とした長門市DX(デジタルトランスフォーメーション)推進方針を掲げ、スマート自治体への取組を積極的に進めます。

本市のデジタル化施策として、「行政のデジタル化」「しごと・くらしのデジタル化」の2つを柱とし、市政の各分野で取組を展開します。また、行政手続きのオンライン化やワンストップ化などによる行政サービスの利便性向上、AI・RPAなどの活用による業務効率化によりスマート市役所の構築を進めます。

また、市内全域の高速通信網の整備を促進し、ICT、IoTをすべての市民が活用できるよう環境づくりを進め、教育や医療、福祉などの市民生活や産業などあらゆる分野で活用します。

③ 持続可能な開発目標(SDGs)の視点

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、“誰一人として取り残さない”持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴールと169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標(SDGs)」が示されました。

本市では「長門市SDGs推進指針」を定め、全庁的にSDGsの理念や意義の認識を深めることはもとより、職員が常にSDGsに示される17のゴールと169のターゲットを意識することによって、政策形成能力の向上を図るほか、市民や事業者などへの周知啓発に取り組んでいます。

本計画においても、SDGsの理念や視点を反映させながら、政策や施策に取り組んでいきます。

第2部

後期基本計画

重点施策

1 背景と位置付け

後期基本計画においても、「第2次長門市総合計画」に掲げている将来像の実現に向け、本市のまちづくりを牽引し、より効果的に推進していくための取組が求められます。

そのため、基本計画で位置づけた具体的な基本施策を束ね、まちづくりの実現性と推進力を一層高める「重点施策」を設定することとします。

2 重点施策の概念

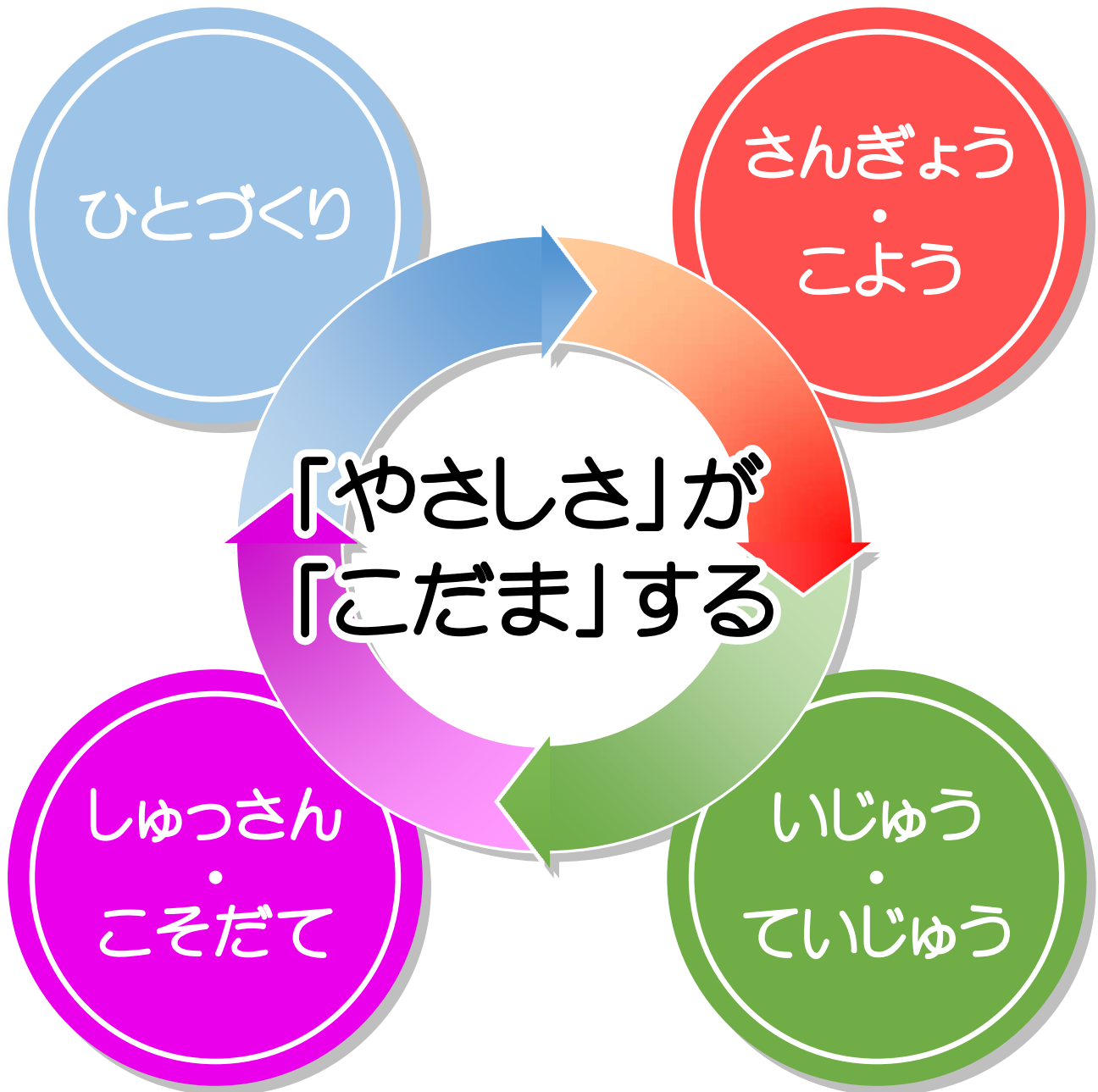
本市は、「ひと」と「やさしさ」のつながりによる「健幸」のもと、「若者の定着」と、それに伴う「産業の活性化」を中心に、「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」の実現に向けた取組を推進していきます。

これを推進していくために、「さんぎょう・こよう」「いじゅう・ていじゅう」「しゅっさん・こそだて」「ひとづくり」の4点について、市民が、金子みすゞの詩にある「やさしさ」の精神を持って「こだま」させていくことで、本市を活性化させていきます。

- 地域の産業や資源を市民・市内事業者が育み、「さんぎょう・こよう」の振興・活性化を図ります。これが産業に「こだま」し、新たな雇用や交流人口をいつでも受け入れる、「やさしさ」の土壌をつくります。
- 新たな雇用や交流人口を受け入れる「やさしさ」の土壌を活かし、本市出身の若者や移住希望者が本市に「いじゅう・ていじゅう」し、本市の産業を担う人材となります。
- 定住する若者が本市で子どもを産み、育てやすい環境を整備し、「しゅっさん・こそだて」の不安を解消することで、出生率の改善と、生き活きとした子どもの育ちを応援します。
- 本市の持つ地域の魅力的な資源を活かし、市民が「やさしさ」の精神を受け継ぐ「ひとづくり」へ「こだま」させます。

このような「やさしさ」が「こだま」し、「サイクル」していく『やさしさいくる』により、「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」に向けたまちづくりを推進していきます。

やさしさ + サイクル
「やさしさいくる」



3 重点施策の全体概要

本市の重点施策『やさしいくる』は、「さんぎょう・こよう」「いじゅう・ていじゅう」「しゅっさん・こそだて」「ひとづくり」の4つの施策が循環する形で構成されています。

「さんぎょう・こよう」

第1次産業から第3次産業までの推進を図り、域内・域外資源(ヒト・モノ・カネ)の市内循環を図ります。これにより、就業者の所得向上を図ることで地場産業の魅力向上や後継者等の確保につなげていきます。また、地場産業の振興や地域のブランド化の取組は、地域の魅力創出につながります。この魅力的な地域の資産を活用した教育環境づくりにより、人材の育成を行っていきます。

さらに、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症等による、いわゆる巣ごもり需要などにより、世界的なICT化が加速し、新たな日常(「ニューノーマル」)への対応が求められる等、世界の経済情勢が激変しています。地域経済の将来を見据える中、令和3(2021)年3月に先端技術をいち早く導入し、スピーディーかつグローバルに展開することで富を生み、それを好循環させ、地域産業を振興したいとの思いから、本市の新たな産業振興構想「ながと6G(シックスジー)構想」が策定され、これに基づいた「ながと版産業革命」を進めていきます。

「いじゅう・ていじゅう」

移住者の受け入れに向けた情報発信や支援を行う「移住」と、地域で活躍する人材を中心に、生活環境の向上を目指す「定住」による2つの主要な取組から形成されています。これらにより、移住者の受け入れから定住・定着支援を推進し、本市で働いていく「ひと」の増加を図ります。

「しゅっさん・こそだて」

少子化に歯止めをかけ、地域の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長できるよう、親子の健康維持、子育て支援、教育環境の充実に努めます。

また、多くの市民が子どもを授かる機会を持てるよう、出会いの場の創出、出産・子育てへの不安を解消するための相談支援対策の充実、経済的に自立できる雇用の確保、産前・産後ケアの充実を図ります。

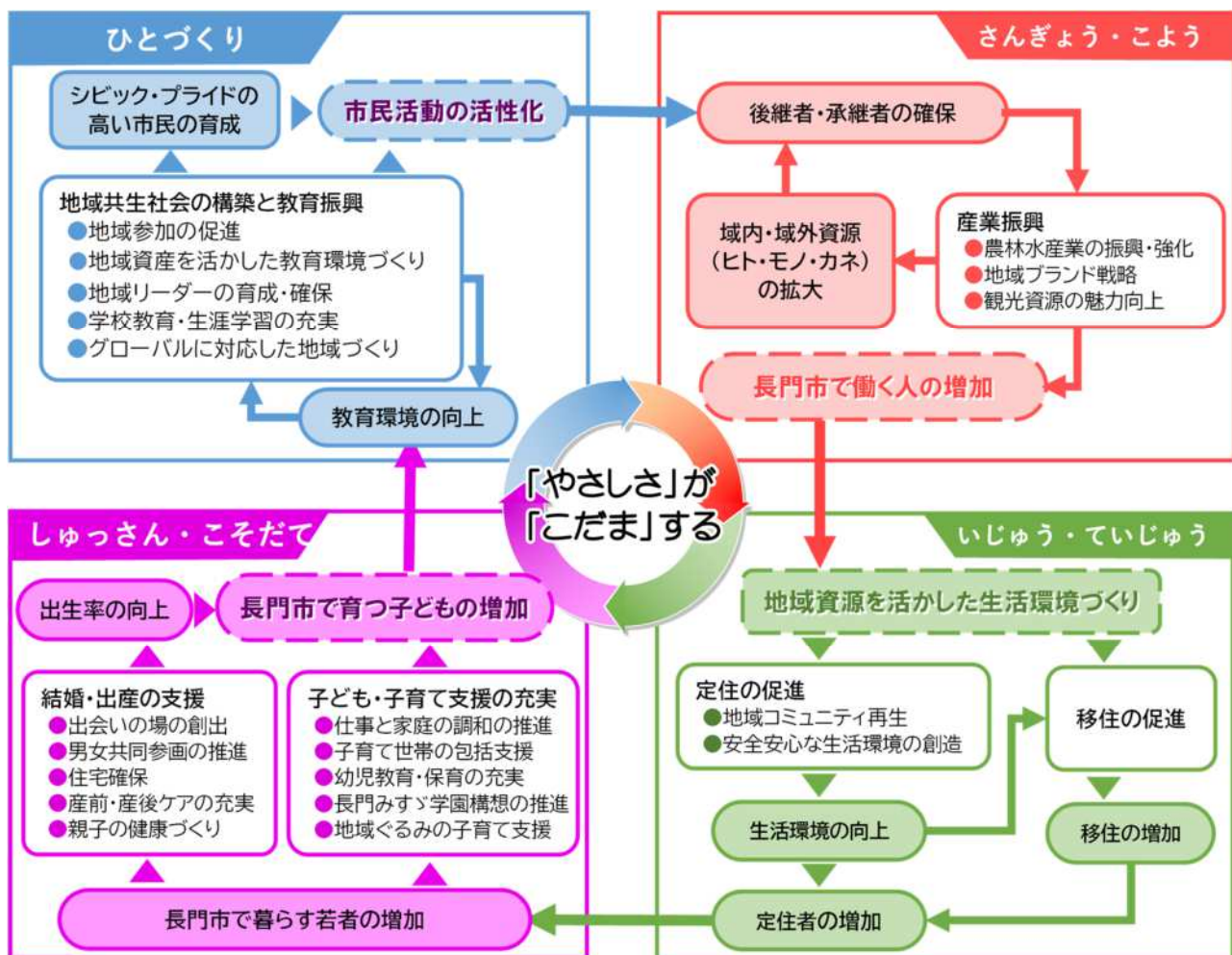
さらに、市内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの周知徹底を図り、誰もが子育てしながら働ける長門市の実現を目指します。

「ひとづくり」

地域資源や地場産業を活かした教育を推進することで、地域に愛着を持った人材を育てていきます。これにより、育った人材が地域で活躍していくことで、さらなる郷土教育の醸成と地域の生活環境やコミュニティ力を向上させていきます。また、国際化に対応できる人材育成のための機会提供を進めていきます。

また、子どもたちをはじめとした市民のシビック・プライドの醸成を図り、郷土に愛着と誇りを持ち、ふるさとに住み続けたい、ふるさとで働きたいと考える市民の増加を目指します。

重点施策の取組フロー図



① さんぎょう・こよう

本市では、第1次産業をはじめとし、各産業の後継者不足が深刻な問題となっています。このまま産業の担い手が不足すると、地域の地場産業が衰退し、産業規模の縮小や、廃業などにつながる懸念が懸念されます。

この状況を打破するためには、地域資源の有効利用を加速させることに加え、先端技術の積極活用による「生産性の向上」や域内循環の促進による「高付加価値化・域内取引の活発化」を図り、さらに、「外部活力と地元事業者のベストミックス」による「経営の多角化」や域外マーケットへの販路開拓により、域外から資金を呼び込み、それを域内に留め好循環させる仕組みなど、足腰の強い産業基盤の形成とこれらの産業振興による後継者の確保・育成が必要です。

具体的には、「1次産業振興」として、新たな農業体系の推進やデジタル技術を活用した効率的で生産性の高い手法の導入支援、新規就業者の確保支援などの取組、「商工業振興」として戦略的な企業誘致活動の展開によるイノベーションの促進や創業支援体制の充実などによる若者の起業支援、また、長門市しごとセンターを核とした産業を担う人材の育成などによる「後継者・承継者の確保」を図ります。

また、若者の定着支援とあわせて、産官学労の連携強化による地元定着の促進により、各産業で不足する人材の確保に取り組めます。

位置づける主な施策

施策内容	具体的な施策
農業の振興	認定農業者や農業生産法人の育成・支援 新たな農業体系の推進 スマート農業の導入支援 農業の担い手の確保
林業・木材産業の振興	木材サプライチェーンの構築 森林所有者への利益還元システムの構築 林業の担い手の育成
水産業の振興	漁業後継者の確保・育成
商工業の振興	戦略的な企業誘致活動の展開 サテライトオフィス立地支援制度の充実
産業連携による活性化促進	地場の農水産物を利用した安心な食品開発 道の駅センザキッチン [®] の運営
地域の「稼ぐ力」を引き出す観光まちづくり	「観光」を切り口とした新しいビジネスの展開 長門市観光コンベンション協会の機能強化
雇用の確保と多様な働き方の推進	起業・創業支援体制の充実 ICT活用による雇用の創出 しごとセンターを核とした人材育成及び創業への支援

② いじゅう・ていじゅう

本市では、人口減少と、それに伴う少子高齢化が進行しています。このままでは、商業、産業の衰退や生産年齢人口の負担増などにより行政サービスの維持や財政運営が困難になることが懸念されます。

これらの状況を踏まえ、移住者の受入に向けた情報発信や支援を行う「移住」と、生活環境の向上を目指す「定住」の2つの主要な取組を推進することにより、若者の定住を促進し、人口増加を目指していきます。

具体的には、「移住」の取組として、移住相談や移住に向けた情報発信、しごと支援など『移住の促進』により移住者の増加を図ります。「定住」の取組では、『安全・安心な生活環境の創造』としての情報通信網整備や交通弱者の移動支援、自然景観・まちなみ保全を進めます。さらに、『地域コミュニティの再生』としての小さな拠点づくりや集落機能再生、生涯活躍できる場の創出に加え、市民活動団体情報の共有を図ることにより、生活環境を向上させていきます。

この「移住」と「定住」の促進により、人口の社会減の抑制と定着を図り、産業・雇用の活性化につなげます。

位置づける主な施策

施策内容	具体的な施策
住宅環境の整備	若者定住に向けた住宅整備の推進
情報通信網の整備・充実	快適な通信環境の整備
広域・生活道路網の充実	生活道路の維持補修
定住環境づくりの推進	UJIターン希望者への支援・受入体制の構築 地域おこし協力隊の配置 若者の定着支援
市民参加によるシティプロモーションの推進	インターネットやSNSによる情報発信・収集事業 シティプロモーションの実施
地域コミュニティの活性化	国・県・地域と連携した「小さな拠点」の整備
市民活動の活性化	市民活動団体の活動の集約・発信と市民参加の促進

③ しゅっさん・こそだて

加速する少子化に歯止めをかけるには、本市で子どもを育みたい世帯を増やすことから始める必要があります。しかし、近年は結婚している市民の割合も低下の傾向にあり、晩婚化も進んでいることから、出生率は低迷しています。

これらの状況を踏まえ、本市出身の若者のUターンや移住希望者など子育て世代の若者の流入を増やし、安心して子どもを授かることができる環境を整える「結婚・出産の支援」と、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら安心して子育てができ、子どもが生き活きと育つための「子ども・子育て支援」の両輪から、本市で育つ子どもが増えるための取組を進めます。

「結婚・出産の支援」では、『産前・産後ケアの充実』、『母子の健康』に重点を置き、結婚・出産による不安とリスクの軽減を図ります。また、『男女共同参画社会の推進』を通して、男女がお互いを理解し、結婚や出産に対する社会全体の意識改革を進めます。

「子ども・子育て支援」では、子育て中の親が男女とも安心して働き続けることができるよう、『ワーク・ライフ・バランス』への職場の理解を進めます。また、『子ども・子育て支援サービスの充実』を図り、幼児教育・保育を一体的に進めます。学校教育においても、子どもたちがこれからの社会を生き抜く力を身につけられるよう、基礎学力の向上や英語・ICT教育の充実に努めるとともに、『長門みずぐ学園構想』により、地域と連携した小・中一貫教育を推進します。さらに、子どもたちを地域の宝として、『地域総がかり』で見守り育む取組を進めます。

位置づける主な施策

施策内容	具体的な施策
保健の充実	妊婦・産婦・乳幼児健康診査の実施 妊婦学級・育児学級の充実 産前・産後サポートステーション設置による相談体制の充実
医療体制の充実	産科医療、小児救急医療体制の確保 小児科・産婦人科オンライン健康医療相談事業の実施
保育サービスの充実	保育環境の充実 子育て負担の軽減 重層的支援体制整備事業
地域子育て支援の充実	地域子育て支援センターの充実 ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進
就学前教育の充実	小学校入学前のアプローチカリキュラムの充実
教育環境の充実	ICT教育環境の整備 学力の向上 コミュニティ・スクールの充実 地域協育ネットの推進

④ ひとづくり

本市の人口動態の状況では、10代後半から20代前半にかけての高校や大学等を卒業する年代の若者が、都市圏へ大幅に流出している実態があります。

これらの若者が、今後、本市を活性化するためのまちづくりを牽引し、産業を活性化させていくキーマンとなるため、将来を担う上での貴重な人材であると考えています。

このことから、本市の若者の流出を防ぐ、あるいは、若者に戻ってきてもらうためにシビック・プライドの醸成を図り、地域に愛着を持った人材を育てる環境を整備していきます。

具体的には、『地域資源を活かした教育環境づくり』として、保育園や学校において、地域の産業や資源を活用した交流・体験教育や食育を行います。また、『地域に開かれた教育環境づくり』として体験型教育の実施や地域全体で教育に取り組んでいくための教育支援ネットワークづくりを行うとともに、子どもたちが世界を知り、夢を抱く機会が提供できるよう『国際教育・交流の推進』に取り組めます。

『産業を担う人材の育成』として、産官学労の連携により産業の担い手の育成や後継者の育成に努め、市内中学生・高校生を対象としたキャリア教育を推進することで、将来の長門市を担う人材を育成します。

また、魅力ある地域を持続させるため、地域住民が生き生きと活躍する姿を住民相互に見せる必要があります。住民の地域参加を促進し、住民協働で助け合う地域づくりの構築を進めるとともに、活動のリーダーとなる人材の育成を図り、地域活動の多様性を広げます。

位置づける主な施策

施策内容	具体的な施策
地域福祉サービスの充実	市民、地域、事業所、行政の協働による地域福祉の仕組みづくり 地域見守りのネットワークの構築 重層的支援体制整備事業
生涯学習環境の充実	公民館機能の充実 図書館の充実
家庭・地域・学校の連携	地域協育ネットの推進(再掲) 家庭教育の推進
市民協働の推進	市民協働の体制づくり 市民活動支援センターの設置
地域コミュニティの活性化	地域づくりリーダーの養成 コミュニティの活性化支援
産業を担う人材の育成	しごとセンターを核とした人材育成及び創業への支援(再掲)
確かな学力の育成	小学校におけるプログラミング教育の推進
豊かな心と健やかな体の育成	地域人材・企業を活用した小・中・高校をつなぐキャリア教育の推進 民間企業との連携による自己実現やキャリア形成を目指した次世代教育

施策の体系

ひとが輝き、まちが元気で、暮らしが楽しいまちを実現するまちづくりの長門

基本目標1
生涯「健幸」で元気に暮らせるまち



基本方針

- 1 健康づくりの推進
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障害者福祉の充実
- 4 児童福祉の充実
- 5 地域福祉の充実

基本目標2
安全で安心して住めるまち



- 1 防災体制の強化
- 2 交通安全・防犯対策の強化

基本目標3
自然と共生し、快適なまち



- 1 循環型社会の形成
- 2 景観の形成・景観づくりの推進
- 3 住環境の整備
- 4 都市機能の充実
- 5 地域公共交通の再構築

基本目標4
地場産業が活躍する、活力あるまち



- 1 産業・雇用の振興
- 2 経済効果を実感できる観光振興

基本目標5
歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち



- 1 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備
- 2 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成
- 3 生涯学習の理念に基づく取組の推進

基本目標6
支えあい、地域を担う協働のまち



- 1 地域で担うまちづくりの推進
- 2 まちづくり参加の促進

基本目標7
効率的で効果的な行財政運営



- 1 連携による行政サービスの強化
- 2 健全な行財政運営の推進



01

基本目標

生涯「健幸」で 元気に暮らせるまち

基本
方針

- ①健康づくりの推進
- ②高齢者福祉の充実
- ③障害者福祉の充実
- ④児童福祉の充実
- ⑤地域福祉の充実

基本方針① 健康づくりの推進

施策

1

自主的な健康づくりの推進



これまでの取組と現状

本市では、令和元(2019)年度策定の第3次長門市健康増進計画に基づき「生涯健幸で元気に暮らせるまちづくり」を目指しており、学校や地域・職域と連携し若い世代からの自主的な健康づくりを推進しています。

その成果として、健康づくりの意識は向上しており、市民アンケートにおいても重要度が高い状況にあります。また、食育の推進により、成人の野菜の摂取、バランスの整った食生活を心がける等の意識は改善傾向にあります。

今後の課題

本市の健康寿命は、平成26(2014)年度では男女ともに13市中13位でしたが、令和元(2019)年度には男性12位、女性3位とやや改善はしたものの、さらなる取組が必要です。健康への知識はあるものの青壮年期の健康づくりへの取組の意識が依然として低く、年代やライフスタイルに応じた食生活の改善に加え、身体活動や運動のきっかけづくり、取り組みやすい環境づくりが必要です。

また、高齢人口の拡大による介護予防が課題となっており、予防対策として生活習慣病予防や運動習慣の定着が重要であるため、若い世代からの健康づくりの啓発、環境づくりを地域、職域と連携して取り組んでいくことが求められます。

さらに、地域との連携による健幸づくりを進めるため、各地域の特徴に合せた健康事業を住民と協働して行っていくことが必要となっています。

取組の方向性

生涯健幸で暮らすことができる社会の実現のため、市民協働での取組を推進します。

令和元(2019)年度より「ながと健幸百寿プロジェクト」を設置し、庁内各部課の横断体制により、健康寿命の延伸に向け取組を推進し、若い世代から健康に関心を持ち、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう啓発活動を行うとともに、市民の健康づくりを支援する環境の充実を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
健幸づくり実践企業・団体登録数	44団体(R2)	200団体(R8)
やまぐち健幸アプリ登録者数	785人(R2)	1,500人(R8)

施策の展開

(1) 健康づくり意識の高揚

- 市民が主体的な健康づくりに取り組むための情報発信や地域における自主的な取組を支援します。
- 生涯健康に過ごすため、生活習慣病や認知症予防に向けた健康づくり・介護予防を推進します。

具体的な施策

- ・ 健康に対する正しい知識の普及・啓発
- ・ 健康づくりを実践に結びつける仕組みづくりやイベントの開催
- ・ 食生活・運動等生活習慣改善への取組推進
- ・ ケーブルテレビやインターネット動画サイトでの「健幸」CMの配信
- ・ やまぐち健幸アプリの登録促進

(2) 運動習慣の定着

- 地域におけるウォーキングやニュースポーツと各種教室における筋力トレーニングや水中ウォーキング、健康体操など、各々にあった運動習慣の定着を推進します。

具体的な施策

- ・ 「ラジオ体操」の普及・啓発
- ・ ウォーキングの普及・啓発
- ・ ニュースポーツの推進

(3) 健康づくりの環境整備

- 市民一人ひとりが主体的に実践できるよう、地域の特色を活かした健康づくりの環境整備に、地域や学校、職域、行政等が連携して取り組みます。
- ライフステージに応じた運動やスポーツに取り組めるよう支援します。
- 地域における健康づくり活動の推進に向け、グループ活動や組織の育成を支援します。

具体的な施策

- ・ 地域・職域・関係団体等連携による、健康づくりの推進
- ・ 健幸づくり実践企業・団体登録事業の実施
- ・ 身近な施設での運動教室、スポーツイベントの開催
- ・ 地域における健康づくり活動の支援

(4) 食育の推進

- 長門市食育推進計画に沿って、食生活改善推進協議会や食育関係団体と連携して、食の重要性の啓発や生涯を通じた正しい食習慣を確立し、市民の健康づくりを推進します。

具体的な施策

- ・ バランスの良い食習慣や正しい食習慣など、食育の重要性の理解による健康づくりの推進
- ・ 食生活改善に向けた地区組織活動の推進
- ・ 食育関係団体との連携の確立



やまぐち健幸アプリの登録促進

基本方針① 健康づくりの推進

施策

2

保健の充実



これまでの取組と現状

本市では、健康増進課を中心に各種健康診査等の保健事業を実施し、市民の健康づくりと疾病予防対策に取り組んでいます。近年、特に高血圧や糖尿病などの生活習慣病が増加しており、特定健康診査等による早期発見、生活習慣の改善等による疾病予防対策に努めています。

なお、特定健康診査について、令和元(2019)年度から自己負担分を無料とし、令和2(2020)年度からAIを活用したハガキによる受診勧奨を実施しております。また治療中の方から、病院を通しての検査結果の情報提供を行っており、治療中の方の負担軽減と受診率向上を図っております。

市民アンケート調査においても、特定健康診査等の重要性は増加しており、市民の理解も進んできています。

今後の課題

特定健康診査、がん検診の受診率は健幸ながと21推進計画などの目標値に比べ低く、増加する生活習慣病の予防対策を広く普及する必要があります。さらに、増加する生活習慣病の合併症を防ぐための重症化予防の取組が必要です。

また、特定健康診査の受診率が令和2(2020)年度に若干低下したことから、AIを活用した受診勧奨など、効果的な受診勧奨を継続する必要があります。

近年、少子化・核家族化によりさまざまな不安を抱える妊婦が増加しており、一人ひとりに寄り添った支援体制が必要となっています。また、ストレス社会と言われる中、親子が心身ともに健やかに過ごせるための支援の充実が必要となります。

取組の方向性

住み慣れた場所で、生涯暮らし続けられる地域社会を目指し、市民一人ひとりが健康で生き生きと過ごすことができるよう、各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	
特定健診受診率	33.5%(R1)	46.0%(R8)	
がん検診受診率	胃がん	6.7%(R2)	30.0%(R8)
	大腸がん	8.5%(R2)	30.0%(R8)
	肺がん	7.0%(R2)	30.0%(R8)
	子宮がん	9.4%(R2)	35.0%(R8)
	乳がん	10.9%(R2)	35.0%(R8)
3大生活習慣病による死亡割合	50.7%(H30)	45.0%(R8)	
幼児健診受診率	3歳児健診	96.7%(R2)	100%(R8)
妊婦歯科健診受診率		49.6%(R2)	60.0%(R8)
ゲートキーパー養成講座修了者数		538人(R2)	700人(R8)

施策の展開

(1) 母子保健の充実

- 妊婦・産婦・乳幼児の健康診査や妊婦学級、育児学級等により、安心して出産・子育てを行う環境づくりと交流の場の充実や相談・指導の充実を図ります。
- 産前・産後サポートステーションを拠点に、産前産後の支援を充実させ、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行います。
- 産婦健康診査を実施し、支援が必要な場合には、マタニティケア事業へつなぐなど、育児に対する不安の軽減を図ります。

具体的な施策

- ・ 妊婦・産婦・乳幼児健康診査の実施
- ・ 妊婦学級・育児学級の充実
- ・ マタニティケア事業、産前産後ケアヘルパー派遣事業の実施
- ・ 産前・産後サポートステーション設置による相談体制の充実

(2) 成人保健の充実

- 受けやすい健康診査・がん検診体制の充実を図り、受診率向上を目指します。
- がん検診をより受けやすくするため、費用負担の軽減などを行います。
- 生活習慣改善に向けた相談・指導を積極的に行い、病気の発症や重症化の防止に努めます。

具体的な施策

- ・ 総合健診、休日健診の推進
- ・ 生活習慣改善に向けた相談・指導の充実
- ・ 長門市データヘルス計画の推進

(3) 精神保健の充実

- 生涯健康で心豊かに暮らすことができるよう、心の健康づくりの普及と支援体制づくりに努めます。

具体的な施策

- ・ 市民講座等こころの健康づくりの啓発の推進
- ・ こころの相談窓口の充実及び周知
- ・ ゲートキーパーの養成等、地域で悩みを持つ人への支援の充実

(4) 歯科保健の充実

- 生涯健康を維持するため、乳幼児から高齢者まで、一貫した歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

具体的な施策

- ・ 歯科健康診査の実施
- ・ 成人における歯や口腔の健康意識高揚
- ・ むし歯予防・歯周病予防への啓発促進

(5) 感染症対策の充実

- 感染症の発生・蔓延を予防するため、予防接種の実施に併せて広報活動を行うことで、予防対策を推進します。
- 感染症の予防に関する知識の普及・啓発に努めます。

具体的な施策

- ・ 予防接種の実施
- ・ チラシや広報による予防接種等予防対策の推進
- ・ 健幸ガイドやホームページ、ケーブルテレビ等を活用した、新しい生活様式や感染症予防の啓発・予防接種の勧奨の実施

基本方針① 健康づくりの推進

施策

3

医療体制の充実



これまでの取組と現状

本市では、初期救急医療体制の充実を図る目的から、長門市応急診療所を設置し、二次救急を担う市内3つの救急告示病院との連携のもと、救急医療体制を確保しています。これにより、軽症患者の受入体制を強化したことから、市民の利便性の向上が図られるとともに、二次救急医療の負担軽減につながっています。また、高度な医療を担う三次救急医療については、医療機関との連携やドクターヘリ等の救急搬送体制により対応しています。

市民アンケート調査において最も重要性が高い項目は「地域医療対策」及び「救急・高度医療」となっており、さらなる充実が求められています。

今後の課題

今後も救急医療体制を維持するため、関係機関との連携・協力のもと、長門市応急診療所の円滑な運営を維持することが必要です。また、少子化高齢化に伴う医療需要に対応するため、産婦人科医、小児科医の確保対策、在宅医療の普及が必要です。

さらに、専門診療医師確保が課題になっており、関係医療機関や医師会等との連携を図っていく必要があります。

取組の方向性

医療体制確保については、第7次山口県保健医療計画及び、山口県医療構想等の基本指針に基づき、県と連携して進めていきます。また、オンラインの活用等についても検討していきます。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
病院群輪番制の1日あたりの受診者数	17.1人(R1)	16.0人(R8)
長門市応急診療所の1日あたりの受診者数	7.1人(R1)	7.5人(R8)

施策の展開

(1) 地域医療体制の確保

- 休日、夜間の診療体制の整備により、救急医療体制の確保を図ります。
- 少子高齢化に対応した医療体制の確保を図ります。

具体的な施策

- ・ 初期救急、二次救急医療体制の確保
- ・ 産科医療、小児救急医療等体制の確保
- ・ 在宅医療の普及に伴う連携の推進

(2) 地域医療啓発の推進

- 適切な医療受診や地域医療の現状などについて、市民への理解を促します。
- 医療相談や医療情報の提供ができる環境を整備し、適切な医療受診を促します。

具体的な施策

- ・ 医療従事者確保の推進に関する普及、啓発
- ・ 疾病予防、健康増進、時間内受診などの適切な医療受診の啓発
- ・ 小児科・産婦人科オンライン健康医療相談事業の実施
- ・ 山口県が設置している救急医療電話相談(#7119)、山口県小児救急医療電話相談(#8000)の周知

(3) 高次医療との広域連携

- 高度な医療を担う医療機関との連携やドクターヘリの活用による救急搬送体制の充実を図ります。
- 山口県地域医療構想における長門医療圏の高度急性期医療への対応が迅速にできる体制の整備について検討します。

具体的な施策

- ・ 救急搬送体制の強化
- ・ 他圏域の三次救急医療機関との連携強化による高度救急医療の対応体制の整備
- ・ 専門診療医師の確保のための検討・協議



小児科・産婦人科オンライン健康医療相談事業の実施

基本方針② 高齢者福祉の充実

施策

1

高齢者福祉サービスの充実



これまでの取組と現状

全国的に少子高齢化が進行する中、本市においても高齢者人口及び高齢化率はともに伸び続け、令和2(2020)年9月末現在の高齢者人口は14,340人、高齢化率は43.5%となっています。このような状況に対し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を目指して、これまでの計画を進めてきました。このたび、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、令和3(2021)年3月に第8次長門市高齢者健康福祉計画を策定し、基本理念である誰もが地域で支えあい「健幸」で元気に暮らしていけるまちとなるよう地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

今後の課題

団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年までの状況を見据え、介護予防・健康づくりの施策の充実を図るとともに、多様なニーズに対応する施策や介護サービスの提供体制を整備していくことが求められています。

取組の方向性

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止の推進や生活支援体制の整備、認知症施策や在宅医療・介護連携の推進、及び重層的支援体制整備事業の取組から地域共生社会の実現を目指します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
高齢者の要支援・要介護認定率	19.2%(R2末)	21%未満・維持(R8)
介護予防・生活支援サービス提供者数	28事業者(R2)	34事業者(R8)
家族介護用品支給事業	20人(R2)	25人(R8)
地域見守り体制整備事業利用者数	228人(R2)	240人(R8)
高齢者の集いの場の数	98力所(R2)	105力所(R8)

施策の展開

(1) 地域支援サービスの充実

- 高齢者の生活を総合的に支援するため、権利擁護の視点を持ちつつ、ケアマネジメントを実施し、状態に応じた介護予防や生活支援サービスの提供を行います。また、認知症対策や在宅医療の体制整備や家族の負担の軽減などに取り組みます。
- 要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者を把握し、自立に向けた介護予防の普及啓発を行います。

具体的な施策

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・ 介護予防の普及啓発
- ・ 介護予防・生活支援サービスの充実と生活支援体制の整備
- ・ 家族介護支援の充実
- ・ 重層的支援体制の整備

(2) 地域見守り体制の整備

- 地域と家族、関係機関とのネットワークを構築し、地域における見守り体制づくりに向けた啓発活動に努めます。
- 在宅の高齢者等に対して、家庭内における緊急事態等への迅速な対応体制を整備することで、地域で安心して暮らせるよう支援します。

具体的な施策

- ・ 地域、家族、関係機関とのネットワークの構築
- ・ 高齢者のみで構成されている世帯などの見守り体制の整備

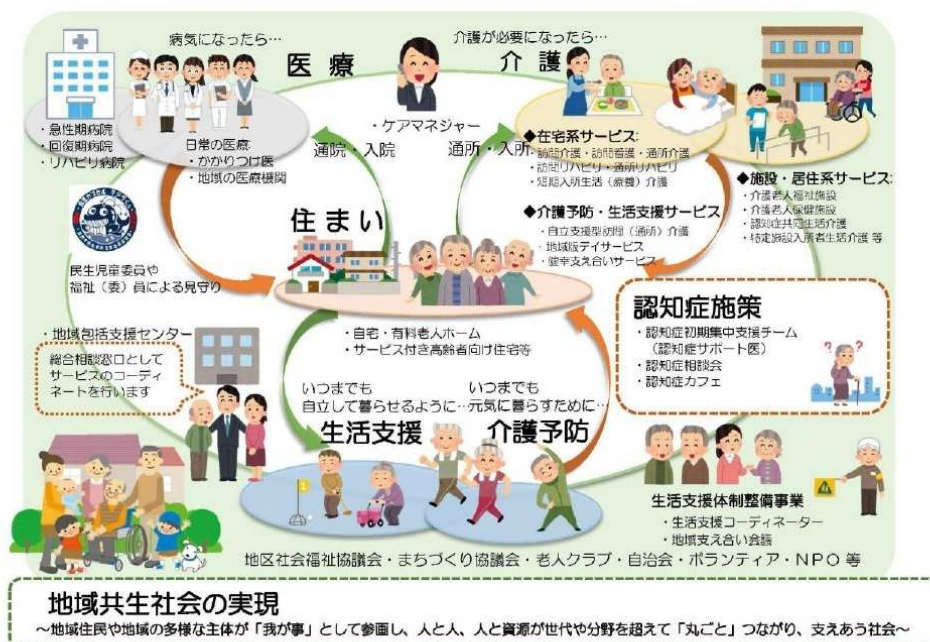
(3) 生きがいの推進

- 身近な地域で通いの場やサロンなど、介護予防や生きがいづくりにつながる地域活動を支援します。
- 高齢者が持つ知識や技能を世代を超えた人々に伝承し、就業活動・社会貢献・地域貢献を通じた高齢者の社会参加を推進します。

具体的な施策

- ・ 老人クラブやサロン活動、多様な通いの場の育成や活動支援
- ・ 高齢者の就業機会の確保やボランティア活動の情報提供
- ・ 地域における生涯学習・スポーツ活動の推進

2040年 長門市版地域包括ケアシステムのイメージ図



2040年長門市版地域包括ケアシステムのイメージ図

基本方針③ 障害者福祉の充実

施策

1

障害福祉サービスの充実



これまでの取組と現状

障害者基本法に基づく障害者施策の基本計画である第Ⅲ期障害者プランで定める障害者支援施策の方向性や基本理念の実現に向け、実施計画である第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービス等を実施しました。

成果目標である精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を設置、また地域生活支援拠点の面的整備、児童発達支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を行いました。令和3(2021)年度からは第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画による障害者福祉を推進しています。

今後の課題

障害者及び介護者の高齢化に伴い、親亡き後の生活の場、活動の場の確保、経済的な安定の確保がより一層必要となります。また、精神科病院等からの地域移行、移行後の地域生活維持のため、地域生活支援拠点の充実、医療と地域の連携強化を図る必要があります。

取組の方向性

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に基づき、成果目標の達成及び、地域社会において自立した日常生活を営むためのサービス量の確保やサービスの質の確保、相談支援のスキルアップを促すことで、適切なサービス給付の実施に努めます。

障害者本人や介護家族の問題など、複合的な支援を必要とする人が多いため、多機関協働による包括的相談支援体制の整備に取り組みます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
サービス利用率	20.0%(R2)	20.5%(R8)
日中活動系サービス利用率	14.2%(R2)	17.0%(R8)

施策の展開

(1) 在宅福祉サービスの充実

- 障害のある人の在宅生活の継続と質の向上に重点を置き、各種サービスの充実を図ります。
- 福祉・教育・保育との連携を強化し、一貫した支援体制の構築に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 生活介護(通所)サービスの充実
- ・ 居宅介護、重度訪問介護サービスの充実
- ・ 日中活動系サービス、短期入所の充実
- ・ グループホーム等の整備支援
- ・ 日中一時支援事業の充実
- ・ 支援者研修の開催

(2) 介護者の負担軽減

- 相談支援事業を充実させ、介護に関する不安や悩みの解消に努めます。
- 日中活動系サービスや短期入所の充実を図り、介護者の負担軽減に努めます。
- 福祉・教育・保育との連携を強化し、保護者の不安・負担軽減に努めます。

具体的な施策

- ・ 日中一時支援事業の充実(再掲)
- ・ 相談支援の強化
- ・ 日中活動系サービス、短期入所の充実(再掲)
- ・ 支援者研修の開催
- ・ 重層的支援体制の整備(再掲)

基本方針③ 障害者福祉の充実

施策

2

自立と社会参加の推進



これまでの取組と現状

第Ⅲ期障害者プランの基本理念である「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害者自立支援協議会の専門部会において地域課題を抽出し、その課題解決に向け協議し、さまざまな事業を展開しています。

自立と社会参加の推進の取組として、障害者が作成した作品の展示や作品販売会(きらめき作品展示会)を開催し、作成、販売までの一連の流れを体験するとともに、販売を通じて地域の人とふれあう体験を実施しています。また、障害者の就労支援に関し、個々の特性に合った支援方法の見直しを図るため支援者間のケース検討を強化しています。

今後の課題

自立と社会参加の推進には、障害特性に応じた働き方が必要となります。現在の就労継続支援事業所の維持及び、受注内容の拡充が必要です。

さらに、一般企業への障害者理解の促進、雇用機会の拡大が必要ですが、コロナ禍においての効果的な研修方法やマッチング方法等を検討していく必要があります。

また、情報の収集に困難を生じる場合もあるため、災害時等の情報伝達等を検討していく必要があります。

取組の方向性

第Ⅲ期障害者プランで定める障害者支援施策の方向性や基本理念の実現に向け、地域の状況に応じて組み立て可能な地域生活支援事業を活用し、障害者の自立と社会参加の促進と障害に対する正しい理解促進のための啓発活動を推進します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
障害者雇用率(民間事業所)	2.74%(R1)	2.9%(R8)
手話奉仕員登録者実働率	33.0%(R2)	35.0%(R8)

施策の展開

(1) 自立機会の拡大

- 障害のある人の社会的・経済的自立を支援するため、関係機関との役割を明確化した支援体制を構築し、一般就労への移行や福祉就労における工賃向上の推進に努めます。
- 障害のある人の意思伝達や情報確保のため、手話通訳者等の派遣によるコミュニケーション支援や余暇活動・生きがい活動を支援します。
- 多様な意思伝達の手段を確保し、支援者によらない情報伝達を進めるため、障害者に対応する情報インフラの整備を進めます。

具体的な施策

- ・ 一般就労支援、福祉就労支援
- ・ コミュニケーション支援
- ・ 余暇活動、生きがい活動支援
- ・ 点字や音声案内などの情報インフラの整備
- ・ ICTなどを活用した多様な意思伝達手段の検討

(2) 福祉団体の育成

- 障害者団体が行う活動を支援し、障害者団体の育成を図ります。
- 障害のある人の社会参加を推進するため、福祉団体が行う活動を支援します。

具体的な施策

- ・ 障害者団体への支援
- ・ 福祉団体への支援

(3) 市民への啓発活動の推進

- 障害者プランに基づき、市民に対する正確な情報提供を行うとともに、障害のある人の自立と社会参加を推進するための施策を計画的に推進します。
- 学校や地域において障害や、障害のある人に対する正しい理解と認識の啓発に努め、心のバリアフリーを推進します。

具体的な施策

- ・ 障害者プランの推進
- ・ 障害に関する情報提供
- ・ 新しい生活様式に対応するオンライン環境での啓発活動の推進

(4) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、障害があっても活動しやすい環境を整えます。
- 地域住民の理解を促進し、支援の必要な人を自然と受け入れ、支えあえる心のバリアフリーを推進します。

具体的な施策

- ・ ユニバーサルデザインのまちづくり
- ・ 心のバリアフリーの推進



障害者の就労体験

基本方針④ 児童福祉の充実

施策

1

保育サービスの充実



これまでの取組と現状

本市では、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、令和元(2019)年度に第2期長門市子ども・子育て支援事業計画を策定し、この計画に沿って市内全保育園において延長保育や一時保育を行うとともに、休日保育や医療的ケア児の受入を公立保育園1箇所を実施するなどの事業を行ってきました。

また、幼児教育・保育が無償化されましたが、子育て家庭への経済的支援を図るため、さらに、副食費の助成にも取り組んできました。

今後の課題

公立保育施設8園のうち3園が非耐震化施設であり、老朽化が著しいことから保育環境の改善を行う必要があります。

また、女性の就業率が高く、出産後も働く女性が増加傾向にあることから、0歳児保育事業の充実を図るとともに、そのための保育の担い手の確保が喫緊の課題です。

取組の方向性

長門市子ども・子育て支援事業計画のもと、「子どもの笑顔と成長は市民の宝～子育て世代に選ばれ
るまちをめざして～」を合言葉に、安心して子育てできる環境を目指して、保育環境の整備や幼児教育
の充実など、多様化する保育サービスの充実を図ります。

多様な悩みを抱える子育て世帯の相談に応じるため、包括的な相談窓口の運営を進めます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
公立保育園の運営数	6箇所(R2)	6箇所(R8)

施策の展開

(1) 保育機能の充実

- 多様化する保育ニーズに対応するため、乳幼児保育をはじめ、延長保育や休日保育、一時保育や医療的ケア児の受入など、地域の実情に即した保育事業に努めます。
- 保育サービスの質を確保する観点から、保育士の専門性をより向上させ、質の高い保育を提供するため、各種研修の実施等に取り組めます。

具体的な施策

- ・ 特別保育事業の充実
- ・ 保育士確保対策の推進
- ・ 保育園職員の研修
- ・ 保育所等におけるICT化の推進

(2) 児童福祉施設の充実

- 長門市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な施設の更新や保育環境の改善に努めます。

具体的な施策

- ・ 保育環境の充実
- ・ 小規模園の更新の推進、複合化の検討

(3) 子育て負担の軽減

- 医療費の負担軽減や幼児教育・保育の無償化などの経済的負担軽減策を実施することにより、安心して子育てができる環境を確保していきます。

具体的な施策

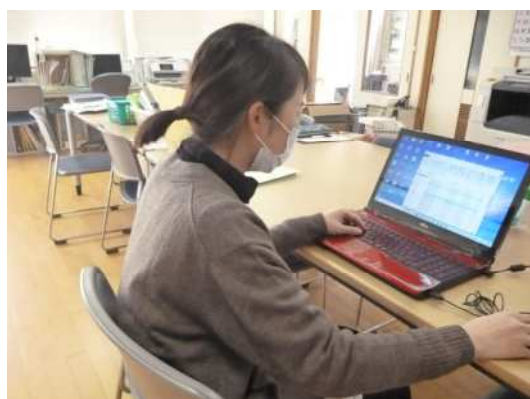
- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 副食費の助成
- ・ こども医療費の助成
- ・ 高校生の通学費助成

(4) 相談支援体制の充実

- 子育て世代包括支援センターを中心に、子育て世代への相談支援を充実します。
- 産前産後のケアを推進し、出産・子育てへの負担軽減を図ります。

具体的な施策

- ・ 子育て世代包括支援センターの充実
- ・ 産前・産後ケアの充実
- ・ 重層的支援体制の整備(再掲)



ICT化の推進



保育サービスの充実

基本方針④ 児童福祉の充実

施策

2

地域子育て支援の充実



これまでの取組と現状

本市では、地域子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に努めています。

また、ファミリーサポートセンター事業の普及を図るため、利用助成金交付事業を実施するとともに、放課後児童クラブの利用時間の延長や対象児童年齢の拡大を実施しています。

さらに、病児保育事業の充実やファミリーサポートセンター事業の普及を通して、不定期な保育ニーズへの対応に努めるとともに、すべての児童が健やかに育てられるよう、児童虐待の防止に向け発生予防から自立支援まで一連の対策に努めています。

今後の課題

放課後児童クラブは、対象年齢を小学校6年生まで拡大しているところですが、クラブの利用を希望するすべての児童が利用できる体制を維持するため、指導員の確保や施設の拡充等が喫緊の課題となっています。

また、子育てをしながら就労している保護者の増加に伴い、企業に対して、働きながら子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が必要となっています。

さらに、家庭や地域の子育て機能が低下する中で、児童虐待の相談内容は多様化しており、専門職の配置を含めた対応が求められています。

市民アンケートの結果では、相談支援や子育て支援ネットワーク、遊び場などへのニーズが地区ごとに異なっており、各地区の実情に応じた子育て支援を充実させる必要があります。

取組の方向性

学校、家庭、地域、企業、行政が一体となって、すべての子どもが健やかに成長できる体制づくりを目指します。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
ファミリーサポートセンター事業の提供会員数	72人(R2)	100人(R8)
放課後児童クラブの運営数	10カ所(R2)	10カ所(R8)

施策の展開

(1) 地域の児童育成機能の充実

- 保育園、学校、地域子育て支援センター、産前・産後サポートステーション等のさまざまな関係機関が連携しながら、子育てへの悩みに対応できる情報提供や相談・助言体制の充実に努めます。
- 放課後等における子どもの安全かつ安心な居場所の提供を目的とした放課後児童クラブや放課後子ども教室について、希望するすべての子どもが利用できる体制を整備していきます。

具体的な施策

- ・ 地域子育て支援センターとファミリーサポートセンターの連携
- ・ 病児保育事業の充実
- ・ 放課後児童対策(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)の充実・整備
- ・ ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

(2) 家庭における子育ての支援

- 児童相談所との連携を強化するとともに、相談体制の充実に努め、児童虐待防止対策に努めます。
- 食育の推進や育児学級への参加促進により、家庭における健全な子育て環境づくりを推進します。

具体的な施策

- ・ 児童虐待防止対策の充実・関係機関との連携強化
- ・ 家庭児童相談員の配置
- ・ 食育の推進
- ・ 児童手当の支給
- ・ 子育て世帯向け支援の充実

(3) ひとり親家庭等への支援

- 親自身の生活の中で直面する諸問題の解決や精神的安定を図るため、総合的な自立支援を推進します。

具体的な施策

- ・ 相談機能の充実(母子父子自立支援員の配置)
- ・ 子育て、生活支援の推進
- ・ 就労支援の推進
- ・ 経済的支援の充実(児童扶養手当の支給、ひとり親家庭の医療費助成)
- ・ 学習支援事業の推進

(4) 支援の必要な児童の早期発見と早期療育

- 心身の発達や機能の未発達を早期に発見し、早期療育につなげるための体制を充実します。
- 児童発達支援の取組を充実します。
- 障害のある子どもがいる世帯に対し、相談支援や各種支援への調整などを行います。

具体的な施策

- ・ 障害のある子どもがいる家庭への支援
- ・ 児童発達支援の充実
- ・ 早期発見・早期療育の推進



障害児保育事業の充実

基本方針⑤ 地域福祉の充実

施策

1

地域福祉サービスの充実



これまでの取組と現状

第3次長門市地域福祉(活動)計画に基づき「みんなが主役、誰もが住み続けたいまちづくり」を基本理念として誰もが地域で生涯「健幸」に暮らしていけるまちづくりを進めてきました。

また、各地域の特色と独自性を上手に生かすため、7地区社会福祉協議会を中心とした地域コミュニティの活性化を図る活動を進めており、ひきこもりや虐待、生活困窮等など新たな課題やニーズへの対応、地域見守りの重層化、災害時の要配慮者対策等も進められています。さらにはまちづくり協議会や福祉エリアごとに専門職による「集落支援員」を配置し、地域の把握や支援に努めています。

市民アンケート調査では、自治会などの活動や消防・防災活動への活動参加が大きく減少し、健康づくり活動などで参加者が増加しています。

今後の課題

地域社会からの孤立などを背景に複合的な課題を抱えたり、制度の狭間に落ち込んだり、生活に困窮している人々、ひきこもりやその家族支援など、地域生活を支援する施策や新たな課題を含めた地域における見守り体制の強化を進めていく必要があります。

災害時の要配慮者対策として、避難行動要支援者の個別計画の作成が進められていますが、関係機関の連携を強化し、さらなる支援体制の構築を図っていく必要があります。

地域生活を包括的に支援し、分野を超えた相談支援、地域づくり、活動参加を一体的に推進していく地域共生社会の実現が求められています。

取組の方向性

市民が住み慣れた地域の中で、お互いに声をかけ合い、心をかよわせながら、みんなが笑顔になれるよう、地域住民や関係機関、団体等との連携のもと多種多様なニーズに即した福祉サービスを提供するとともに、社会福祉協議会やボランティア団体等の育成と支援により、地域で見守り、支えあう体制づくりに努めます。一人ひとりや隣近所、さらには地域全体が、それぞれの役割を担い、まちづくりの主役になることによって、誰もが住み続けたいまちとなるよう、協働による取組を進めます。

重層的支援体制整備事業に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

公共施設等におけるバリアフリーの推進などを通して、すべての人が安全で快適に利用できる施設づくりを進めていきます。

災害時の要配慮者対策として、各地区における避難行動要支援者の個別計画の作成を進めていきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
ボランティア登録者数	487人(R2)	580人(R8)
要支援者個別計画作成率	56.8%(R2)	70.0%(R8)
福祉総合相談窓口の相談件数	162件(R2)	200件(R8)

施策の展開

(1) 地域福祉推進体制の整備

- 地域課題に対して、市民や地域、事業所、行政の協働により、高齢者や障害者、児童等が、身近な地域で福祉サービスを手軽に利用できる仕組みを構築します。
- 長門市社会福祉協議会や各地区社会福祉協議会などの関係団体等と情報を共有し、地域福祉の実現に向けた連携体制づくりを促進します。

具体的な施策

- ・ 市民、地域、事業所、行政の協働による地域福祉の仕組みづくり
- ・ 福祉に関する情報の共有化
- ・ 地域見守りのネットワークの構築
- ・ バリアフリーの推進
- ・ 地域の福祉推進組織、福祉ボランティアの育成

(2) 地域福祉活動の支援

- 地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、地域福祉を担う組織や人材の活動を支援し、地域福祉の普及に努めます。
- 将来の地域福祉を担う人材を育成するため、学校教育や生涯学習における福祉教育を推進します。

具体的な施策

- ・ 地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動支援
- ・ 福祉教育の推進

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域共生社会の実現に向けて、包括的相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に推進する重層的支援体制整備事業に取り組みます。
- 市民の地域への帰属意識を高め、助け合いの地域社会をつくるため、研修や学習会等を通じた普及・啓発活動を行います。

具体的な施策

- ・ 包括的な相談支援体制の整備
- ・ 地域づくり事業の推進
- ・ 地域福祉活動の参加支援事業の推進
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の推進
- ・ 多機関協働事業の推進

基本方針⑤ 地域福祉の充実

施策

2

社会保障の充実



これまでの取組と現状

本市では、令和3(2021)年3月に第8次長門市高齢者健康福祉計画を策定し、介護予防や介護サービスの充実を計画的に進めています。

被保護世帯を含む低所得者の経済的自立や生活意欲の高揚を図るための支援や広範な知識、周知、説明が常に求められる年金制度について、随時、日本年金機構との連携を図り、年金相談への案内や適切な窓口相談を行うなど、社会保障の充実・運用に取り組んでいます。

年金制度について周知を図り、出張年金相談への案内や適切な窓口相談を行うなど、社会保障の充実・運用に取り組んできました。専門的な知識を要する相談については、随時、日本年金機構との協力連携を図り、適切かつ正確な案内ができるように努めています。

今後の課題

高齢化の進行により、医療費の増加や介護負担の増による介護離職など、さまざまな課題が発生しています。

年金制度に関しては、出張年金相談の体制維持を行うとともに、年金制度の改正やマイナンバー制度導入に的確に対応するため、各種方法により最新情報の収集に努め、市民への問い合わせや相談対応を行っていく必要があります。

取組の方向性

高齢者が健康で安心して住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らしていくために、高齢者の自立支援・重度化防止を推進します。

複合的な課題を抱える方への対応として、福祉総合相談窓口を設置し、多機関協働による包括的な相談支援体制の整備と参加支援・地域づくりなど、重層的支援体制整備事業に取り組めます。

低所得者の経済的自立や生活意欲の高揚を図るため、長門市社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関と連携し、さらなる相談体制の整備や就労支援などを進めます。

年金制度では、広報紙等により制度内容の正しい理解や資格取得時の口座振替の推奨、保険料の免除制度などの周知を図ります。また、マイナンバーを利用した年金手続きやサービスなど、新たな制度についても活用していきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
生活困窮者自立支援事業支援件数	17件(R2)	40件(R8)

施策の展開

(1) 介護保険サービスの充実

- 健全な介護保険財政により、適正な介護保険料の設定と介護サービスを提供します。
- 日常生活圏域ごとに、自立した生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの進化・推進に努めます。
- 介護保険サービスの従事者の確保に向けた取り組みを推進します。

具体的な施策

- ・ 介護保険財政の健全運営
- ・ 安定的な介護サービスの提供と質の向上
- ・ 介護人材の確保の推進

(2) 医療保険の充実

- 医療保険制度に対する市民の理解を深め、平成30(2018)年度からの国民健康保険財政の県広域化により、一層の財政の安定化と健全な運営を図ります。
- 特定健診や特定保健指導、糖尿病予防事業等を推進し、被保険者の健康維持・増進に努めます。

具体的な施策

- ・ 医療保険財政の広域化と健全化
- ・ 医療保険制度の周知
- ・ 特定健診等、保健事業の推進

(3) 生活保護による支援

- 生活保護法に基づき、被保護世帯に対して必要な支援を行います。
- 稼働年齢層の被保護者に対し、関係機関と連携して就労支援を行い、経済的自立を促進します。

具体的な施策

- ・ 生活保護法に基づく扶助
- ・ 被保護者就労支援事業

(4) 生活困窮者への自立支援

- 生活困窮世帯に対し必要な支援を行い、困窮状態からの脱却を図ります。

具体的な施策

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 就労準備支援事業
- ・ 家計相談支援事業

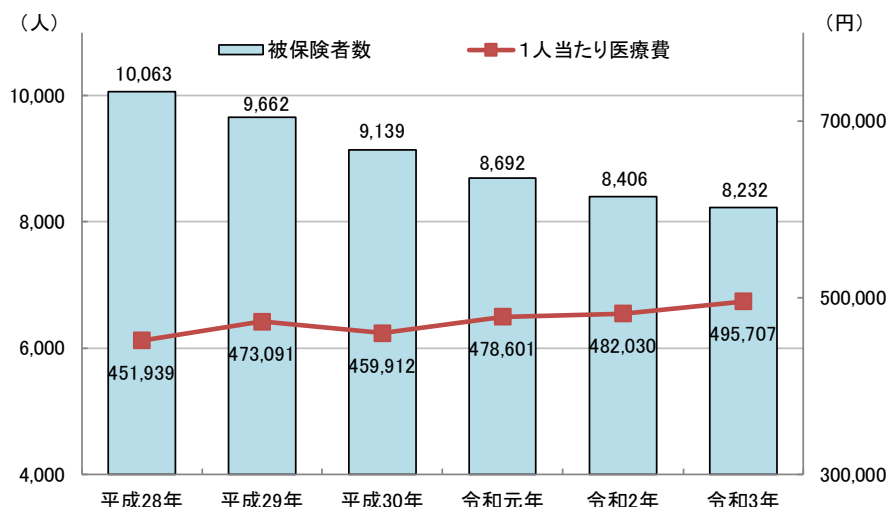
(5) 国民年金の充実

- 安定した年金制度が維持できるよう、広報紙等により制度内容の正しい理解や資格取得時の口座振替の推奨、保険料の免除制度などの周知を図ります。

具体的な施策

- ・ 国民年金の適正な運営の支援
- ・ 国民年金制度(改正)の周知

■国民健康保険被保険者数及び医療費の推移





02

基本目標

安全で安心して 住めるまち

基本 方針

- ①防災体制の強化
- ②交通安全・防犯対策の強化

基本方針① 防災体制の強化

施策

1

自然災害対策の強化



これまでの取組と現状

本市では、防災基本計画及び災害対策基本法の改正に基づき、地域防災計画の見直しを行うとともに、国土強靱化法に基づき、今後想定される大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりを推進するため「長門市国土強靱化地域計画」を策定しました。これらの計画のもと、情報伝達手段の多重化、防災意識の高揚、及び自主防災組織の育成を推進しています。

これらの成果として、各種ハザードマップの利便性向上を図るためのWEB版ハザードマップの構築や、災害情報等を迅速に提供するためのL字放送、音声告知端末機整備、防災メール、エリアメール、市ホームページ、FMアキュア緊急割込放送、防災行政無線等の情報伝達手段を運用しています。

また、防災出前講座や防災リーダー養成講座の開催により、防災意識の高揚や自主防災組織の育成が推進され、地域防災力が向上しています。

市民アンケートの結果では、防災に対する対策や設備充実への回答は増加していますが、防災訓練や自主防災組織の強化など、市民の行動を伴う分野では後退しています。

今後の課題

地域により防災意識に温度差があり、実効性のある自主防災組織の組織率は未だ低い状況にあることから、災害時に迅速な支援を行うための地域防災力の強化を図る取組がより必要となっています。

また、自然災害の増加に対して、自助・共助による防災意識の向上と、自主防災組織の活動の活性化が求められています。

さらに、災害時の避難支援対策として、災害発生時に配慮が必要な要配慮者の総合的な支援対策が必要です。

地域の高齢化が進み、後期高齢者が増加する中、災害時要配慮者を連れた避難や防災訓練などへの高齢者の参加の強化が必要です。

取組の方向性

自然災害から市民の生命・身体・財産を守るため、自助・共助による防災意識の向上を目的として自主防災組織の育成を推進するとともに、防災リーダーを養成し、地域防災力の向上を図ります。

災害発生時に配慮が必要な要配慮者については、関係機関と連携した避難受入体制の構築を図ります。国土強靱化計画に基づき、地域の脆弱性を早期に発見し、適切な対応を図る体制を整備します。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
自主防災組織の組織率	24.6%(R3)	50.0%(R8)
自主防災組織の避難訓練実施率	41.1%(R2)	80.0%(R8)
自主防災組織への支援・育成	4件(R2)	10件(R8)
災害時応援協定締結数	24件(R2)	30件(R8)

施策の展開

(1) 防災体制の充実

- 防災組織の強化を図ります。
- 関係機関と連携し、災害時における応援・協力体制の確立を図ります。
- 武力攻撃事態やテロ等に備えます。
- 備蓄物資の計画的な整備を行います。

具体的な施策

- ・ 防災拠点の整備
- ・ 庁内の防災体制の見直しと避難マニュアル等の策定
- ・ 災害時における協定の充実
- ・ 国民保護計画避難マニュアルの策定
- ・ 土のうステーションの整備

(2) 防災活動の推進

- 自主防災組織及び防災リーダーの育成を支援し、地域住民の積極的な参加のもと、自主的な防災活動としての機能強化を図ります。
- 防災情報の迅速な提供、市民周知などに取り組み、市民、事業者への防災意識の高揚を図ります。

具体的な施策

- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 自主的な防災活動の強化
- ・ 防災情報の提供
- ・ 防災教育の充実・強化
- ・ 防災訓練の実施・参加促進
- ・ 災害時における通信手段の確保
- ・ ハザードマップ等の普及啓発
- ・ 避難行動要支援者名簿の管理
- ・ 防災メールの登録推進

(3) 災害に強いまちづくりの推進

- 長門市国土強靱化地域計画に基づき、地域の脆弱性を克服する対策を検討します。
- 公共施設の耐震化等を早期に実現し、安全なまちづくりを進めます。
- 安全な避難経路の整備など、避難所、避難通路等の安全性を高めます。
- 防災情報をいち早く市民に伝えるためのあらゆる手段の活用を進めます。

具体的な施策

- ・ 公共施設の耐震化の推進
- ・ 防災情報の提供経路の整備
- ・ 災害に強いインフラの整備促進
- ・ 避難経路の危険性の確認と整備の推進

長門市WEB版ハザードマップ

災害から選ぶ

ご確認ください

ご確認ください

土砂災害
に関する
マップ

土砂災害
に関するマップ

洪水
に関する
マップ

洪水
に関するマップ

土砂災害
+洪水
に関する
マップ

土砂災害+洪水
に関するマップ

津波
に関する
マップ

津波
に関するマップ

地震
に関する
マップ

地震
に関するマップ

高潮
に関する
マップ

高潮
に関するマップ

ため池
に関する
マップ

ため池
に関するマップ

このページのお問い合わせ先

長門市役所 企画総務部 防災危機管理課

〒759-4192

長門市東深川1339番地2

電話番号：0837-23-1111

Copyright (C) Nagato City All rights reserved.

WEB版ハザードマップ

基本方針① 防災体制の強化

施策

2

消防・救急体制の強化



これまでの取組と現状

本市では、市民の安全・安心の確保と救命率向上のため、消防力の整備指針に基づく消防施設等の整備や、応急手当の普及啓発活動及び住宅用火災警報器の設置促進を行うとともに、災害時の迅速な対応等を行ってきました。市民アンケートの結果でも、救急医療は最も重要性の高い施策の一つとなっています。

また、消防施設等の老朽化は消防体制の低下につながることから、消防本部庁舎の更新や、消防水利の整備を行ってきました。令和2(2020)年度には聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等により通報できるNet119を整備しています。

このほか、応急手当普及啓発活動として救命講習の開催、火災予防対策として防火講習会や住宅用火災警報器の普及に努めています。

今後の課題

消防施設等の整備については、消防体制の維持・向上を図るため、消防資機材等整備計画に基づき更新・改修等を行っていく必要があります。

また、住宅用火災警報器の電池の寿命が約10年間であることから、住宅用火災警報器の更新についても推進していく必要があります。

このほか、消防団員を確保するため、募集活動や機能別消防団員制度を活用しつつ、女性消防団員の登用も推進していく必要があります。

取組の方向性

消防施設・設備の充実や消防団員の確保、火災予防対策の推進、救急体制の充実の3本柱を基本として、今後も継続して取り組んでいきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
救命講習受講率	46.2%(R2)	52.0%(R8)
救命率(社会復帰)	3.4%(R2)	7.0%(R8)
消防水利の整備率	46.0%(R2)	48.0%(R8)

施策の展開

(1) 消防施設・設備の充実及び消防団員の確保

- 消防施設、設備の更新・整備を図るとともに、水利不便地域に対する消防施設の充実を推進します。
- 消防資機材の更新・整備に取り組みます。
- 「消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき消防団員の確保及び消防団資機材等の整備に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 消防庁舎の整備・改修(西署)
- ・ 消防資機材の整備
- ・ 消防自動車・救急自動車の更新
- ・ 防火水槽・消火栓の整備
- ・ 消防団機庫及び車両・資機材等の整備
- ・ 女性消防団員の登用

(2) 火災予防対策の推進

- 市民への防火意識の啓発を図り、住宅防火対策に取り組みます。
- 学校、保育園等の生徒、児童、幼児への防火教育を推進します。

具体的な施策

- ・ 防火講習会の実施
- ・ 住宅用火災警報器等の普及、更新
- ・ 防火教育の推進

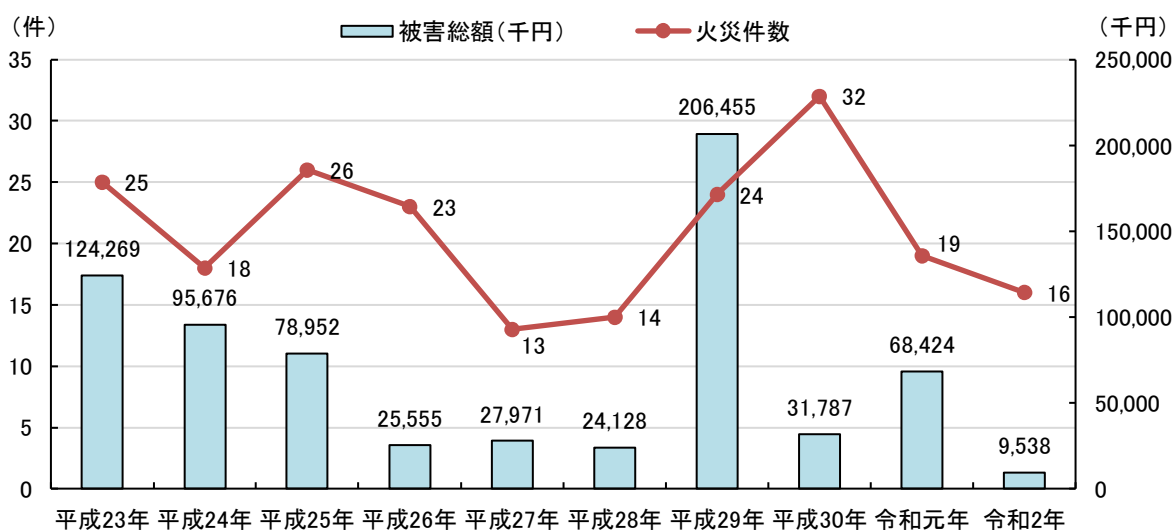
(3) 救急体制の充実

- 市民や企業に対して、応急手当の普及啓発と施設におけるAED(自動体外式除細動器)の設置を促進し、応急救護体制を確立し、救命率の向上に取り組みます。
- ドクターヘリ、医療機関との連携強化を図ります。

具体的な施策

- ・ 応急手当講習会の実施
- ・ 施設へのAED設置の促進と維持管理
- ・ ドクターヘリ、医療機関との連携強化

■ 火災発生状況の推移



30m級先端屈折式はしご付消防自動車



AED (自動体外式除細動器)

基本方針② 交通安全・防犯対策の強化

施策

1

防犯体制の強化



これまでの取組と現状

本市では、防犯灯の設置・更新に加え、関係機関と連携して小学1年生への防犯ベルの配布等により犯罪の起こりにくい環境を整備し、犯罪を未然に防ぐ対策を行っています。

また、公園安全点検の実施により、地域主体の防犯活動を推進するとともに、防犯パトロールの実施により地域見守り体制の充実や防犯意識の高揚を図りました。

さらに、防犯カメラの運用を維持し、犯罪防止対策を進めています。

今後の課題

市内における刑法犯罪の認知件数自体は減少傾向にありますが、高齢者世帯を狙った犯罪の割合が高くなっています。犯罪が起こりにくい環境整備や犯罪を未然に防ぐ対策、関係機関と連携した防犯に関する啓発活動などの環境整備に加え、さらなる防犯意識の高揚が必要となっています。

取組の方向性

地域と連携した防犯活動と防犯パトロールの充実強化を図り、さらなる防犯意識の高揚に努めます。

また、防犯灯の設置及び防犯カメラの運用により犯罪件数の減少を目指します。

さらに、犯罪を犯した人の生活支援、社会更正支援などに取り組み、再犯防止を図るとともに、社会復帰を促進します。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
刑法犯罪認知件数(人口10万人あたり)	365件(R1)	300件(R8)
防犯灯の設置数	2,568本(R2)	2,700本(R8)

施策の展開

(1) 防犯意識の高揚

- 地域における犯罪防止のため、防犯ボランティア団体の育成や防犯パトロールの実施など、地域見守り体制の支援・充実を図ります。
- 関係機関との連携及び各種行事における防犯啓発活動や防犯情報の提供により、市民の防犯意識の高揚のための活動を推進します。

具体的な施策

- ・ 防犯ボランティア団体の育成
- ・ 自治会による防犯パトロール
- ・ 各種行事における防犯啓発活動
- ・ 防犯情報の提供
- ・ 関係機関・団体ネットワーク強化
- ・ 広域の防犯ネットワークの構築

(2) 防犯施設の充実

- 夜間の犯罪防止のため、防犯灯の設置支援と維持に努めます。
- 犯罪を未然に防ぐため、子どもの防犯ブザー保持を促進します。
- 通学路等における犯罪を防止し、または抑止するため、防犯カメラの設置を推進します。

具体的な施策

- ・ 防犯灯の設置
- ・ 防犯ブザーの保持促進
- ・ 防犯カメラの設置

(3) 再犯防止の取組の推進

- 犯罪や非行、罪を犯した人の更生について地域の理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築いていく運動を推進します。

具体的な施策

- ・ 「長門市再犯防止推進計画」の策定
- ・ 地域住民の再犯防止への理解の促進
- ・ 再犯防止のための見守り体制の充実



公園安全点検

基本方針② 交通安全・防犯対策の強化

施策

2

交通安全対策の充実



これまでの取組と現状

本市では、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を継続して行っています。
また、国・県の交通安全運動期間中に交通安全街頭キャンペーンを実施し、交通安全の啓発活動を行っています。
これらの取組により、市内における事故発生件数と死傷者数は、減少傾向にあります。

今後の課題

市内における事故発生件数と死傷者数は減少傾向にありますが、高齢者に関する事故の割合が高い傾向にあります。今後も警察と連携して交通安全教育や交通ルール順守等の啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図る必要があります。
また、交通安全街頭キャンペーンを継続的に実施することにより交通事故の防止に取り組むとともに、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の効果的な整備を推進していく必要があります。
歩道や通学路、災害避難経路等において、道路の破損や草木などで歩行の障害となる状況などが散見されるため、地域住民と協働しながら維持・管理を図る必要があります。

取組の方向性

市民が安心して日常生活を送ることができるまちにするため、市民と関係機関、行政が一体となって交通安全への取組を推進します。
さらに、市民の安全確保として、警察や道路管理者と連携して交通安全施設の効果的な整備を進めていきます。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
交通事故発生件数(人口10万人あたり)	90.9件(R1)	70件(R8)
交通安全教室事業数	7事業(R2)	10事業(R8)

施策の展開

(1) 交通安全施設の整備・拡充

- 継続してガードレールやカーブミラー等の交通安全施設を整備することで、交通事故の防止に努めます。
- 定期的な道路パトロールを強化し、危険箇所の早期発見に努め、道路の適切な維持管理を行います。

具体的な施策

- ・ ガードレールやカーブミラー等交通安全施設の整備・拡充
- ・ 定期的なパトロールによる道路の管理
- ・ 地域住民との協働による歩行環境の維持・管理体制の構築

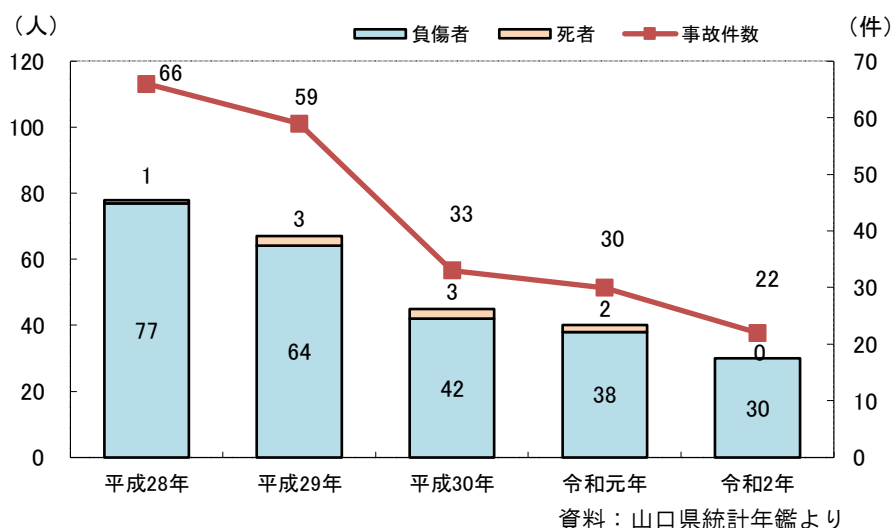
(2) 交通安全教育の推進

- 春・秋の街頭キャンペーンを継続的に実施するとともに、交通安全に関する啓発活動に取り組みます。
- 広報活動や学校教育を通じて、高齢者や子どもなどへの交通安全教育を推進します。
- 交通指導員による地域での交通安全指導を行います。

具体的な施策

- ・ 街頭キャンペーンの実施と市民参加の促進
- ・ 高齢者の交通安全意識の高揚
- ・ 子どもに対する交通安全教育の推進
- ・ 街頭指導の推進
- ・ 運転卒業証制度の周知
- ・ 反射材用品等の普及促進

■ 人身事故の推移



全国交通安全週間



03

基本
目標

自然と共生し、
快適なまち

基本
方針

- ①循環型社会の形成
- ②景観の形成・景観づくりの推進
- ③住環境の整備
- ④都市機能の充実
- ⑤地域公共交通の再構築

基本方針① 循環型社会の形成

施策

1

自然環境・景観の保全



これまでの取組と現状

本市は、北長門海岸国定公園内にある美しい海岸風景のほか、油谷地区の棚田、ゲンジボタルが生息する河川や緑豊かな山林などの豊富な自然環境を有しており、本市を特徴づける貴重な観光・景観資源になっています。

特に、油谷地区に広がる棚田2か所(東後畑・本郷)は令和元(2019)年10月開催の全国棚田サミットを推進力として、令和2(2020)年6月に指定棚田地域に指定されており、振興策を展開し、モデル地区として、市内全域に点在する棚田地域(中山間地域)の活性化を図っています。

これらの自然環境を守るため、環境に配慮した有機農業等の推進や河川環境の整備、山林や農地の保全に取り組んでいます。

今後の課題

環境負荷の低減と安全・安心で環境と調和のとれた農業を推進するには、化学肥料や農薬を抑えた栽培が重要となりますが、収穫量の問題や栽培技術の習得などが課題となっています。

その中で、国が「みどりの食料システム戦略」において定めた「2050年までに有機農業の取組面積を100万haに拡大する」という目標の達成に向け、取り組んでいく必要があります。

一方で、人口減少の急速な進展等により、重要な地域資源である棚田の耕作放棄が危惧されており、担い手や後継者の確保が最大の課題となっています。

さらに、環境に配慮した持続可能な森林経営を目指すことが必要になります。

また、美しい海岸の環境を保全するため、海洋ごみへの対策、天然海岸の保全などに努めていく必要があります。

取組の方向性

自然環境の保全活動を継続するとともに、環境保全への意識啓発を図り、市民との協同による自然環境の保全・継承を推進します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
遊休農地の解消率	8.0%(R2)	15.0%(R8)
棚田の保全面積	285ha(R1)	300ha(R8)

施策の展開

(1) 山林の保全及び活用

■本市の約75%を占め、美しい海岸・河川の源である山林の保育・管理を行っていくとともに、獣害対策に取り組みます。また、森林資源の有効活用を図ります。

具体的な施策

- ・ 造林の保育・管理
- ・ 獣害対策への取組
- ・ 森林資源としての森林空間等の活用

(2) 農地の保全

■景観資源となる農地の保全とともに、農地の利用状況を把握し、遊休農地の解消に取り組み、田園環境の保全を図ります。

■民間企業との連携により、遊休農地を活用し、有機農業を市内全域で実施します。

具体的な施策

- ・ 遊休農地の利活用
- ・ 農地パトロールの実施
- ・ 日本型直接支払制度の推進

(3) 棚田や海などの自然景観の保全

■国の制度等を利用し、棚田の保全に努めます。

■NPO団体等の支援・育成を図りながら、遊休農地の復田や体験交流事業の活用により、景観保全を推進します。

■青海島をはじめとする海岸部の自然景観については、自然研究路沿いの松の保全や海岸の清掃活動により、魅力ある自然景観を保全します。

具体的な施策

- ・ NPO団体等の支援・育成
- ・ 遊休農地の実態把握と利活用
- ・ 観光地の松くい虫防除の実施
- ・ 「長門市海岸清掃の日」による一斉清掃の実施
- ・ 海洋ごみの削減に向けた取組の推進



棚田の花段

基本方針① 循環型社会の形成

施策

2

環境衛生の推進



これまでの取組と現状

本市では、長門市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ排出抑制とリサイクル率向上、及び生活排水処理率向上の計画目標達成を目指して取り組んでいます。平成27(2015)年4月から萩・長門清掃工場「はなもゆ」を供用開始、平成28(2016)年度には、し尿等前処理施設を供用開始、さらに、平成29(2017)年度から長門市清掃工場リサイクル施設を供用開始し、容器包装類の新分別を開始しました。

また、令和2(2020)年4月を始期とする第9期長門市分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図ることとしています。

今後の課題

ごみの減量と資源ごみの分別については、平成29(2017)年4月から導入した容器包装廃棄物の分別制度について、市民への周知・啓発を継続して行うとともに、現行のごみの排出・収集方法についても検証していく必要があります。

し尿等前処理施設については、共同処理施設が平成29(2017)年3月末で廃止されたことから、し尿及び浄化槽汚泥を処理するため、東深川浄化センター内において、平成25(2013)年度に長門市し尿等前処理施設の整備事業に着手し、平成28(2016)年4月から供用を開始しており、引き続き適切な管理運営を行っていく必要があります。

取組の方向性

長門市一般廃棄物処理基本計画及び長門市分別収集計画に沿って、行政、市民、市内事業所、廃棄物関係事業者が連携・協力して、効果的・効率的なごみの収集体制の構築や排出量の抑制、リサイクル率の向上に加え、し尿を含む生活排水の適切で安定的な処理に引き続き取り組みます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
リサイクル率	33.2%(R2)	35.8%(R8)
ごみ排出量	12,121t/年(R2)	10,787t/年(R8)
汚水衛生処理率	83.5%(R2)	84.1%(R8)

施策の展開

(1) ごみの減量化・処理対策の充実

- 食品ロスを削減するために、市民、関係団体・事業者に対して役割の認識や行動を実践してもらえるように周知と啓発を行います。
- 市民や事業所に向けて、分別制度について周知と啓発を行います。
- 分別された資源ごみを効率的に処理します。
- 家庭用生ごみ処理機等の購入補助を継続し、焼却ごみの減量に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 食品ロス削減の周知・啓発
- ・ 分別制度の周知・啓発
- ・ 分別制度に係る説明会の実施、チラシの配布
- ・ リサイクル施設の運営
- ・ ごみ減量化機器等購入費補助制度の実施
- ・ 資源・ごみ分別アプリの配信

(2) 生活排水・し尿処理対策の充実

- し尿等前処理施設の適切な運営により、安定的なし尿処理を図ります。
- 合併処理浄化槽の設置や維持管理の補助により、生活排水の適切な処理を推進します。

具体的な施策

- ・ し尿等前処理施設の運営
- ・ 合併処理浄化槽設置補助制度の実施
- ・ 合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施

(3) 環境美化の推進

- ごみステーションの環境美化を支援します。
- 市民や団体等のボランティアによる清掃や環境美化活動を支援します。
- ポイ捨てや不法投棄、野焼きなどを防止する「ポイ捨て等防止条例」の周知と啓発を行います。

具体的な施策

- ・ ごみステーション設置補助制度の実施
- ・ 清掃・環境美化活動への用具等の支援
- ・ 「長門市海岸清掃の日」や「クリーンウォーク」の実施



資源・ごみ分別アプリの配信

基本方針① 循環型社会の形成

施策

3

地球環境対策の推進



これまでの取組と現状

地球温暖化の進行、光化学オキシダント・PM2.5による大気汚染などさまざまな環境問題が生じており、地球や地域にやさしい持続可能な循環型社会を構築するため、さらなる省エネルギー対策や資源リサイクル、再生可能エネルギーの活用が求められています。

市民アンケートでは、生活環境の改善の中で、地球温暖化防止は重要性の高い項目の一つとなっており、活動への理解も進んでいます。

本市では、職場や家庭で取り組む省エネルギー対策や、資源ごみ分別の周知・啓発、さらに太陽光発電、電気自動車用急速充電器設置事業等により、市民の地球環境に対する理解を深め、脱炭素化に向けた地球温暖化の防止に努めています。

今後の課題

新エネルギーや省エネルギー等の推進による地球環境対策に係るアンケートでは、市民満足度が未だ低く、個別の事業や取組については理解が進んでいますが、市民や事業所等全体への広がりが不足しているため、より多くの市民に向けた周知・啓発が必要となっています。

地球温暖化が進行する中、地球温暖化が原因と考えられる集中豪雨などによる災害が発生しています。こうした状況を踏まえ、一人ひとりが現在に生きる私たちの問題と捉え、温室効果ガスの排出削減に向け、さらなる意識改革、取組を行っていくことが必要です。

取組の方向性

カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減のため、地域の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化防止のためのさまざまな取組を引き続き進めていくとともに、市民や事業所に向けた周知啓発活動及び協力、連携を推進していきます。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
CO ² 削減(排出量)	7,045t-CO ² (R2)	6,692t-CO ² (R8)
リサイクル率(再掲)	33.2%(R2)	35.8%(R8)

施策の展開

(1) 省エネルギー対策の普及

- 市民や事業所に向けた省エネの取組について普及啓発を推進します。
- 長門市役所エコ・オフィス実践プランに沿って、市が実施する事務・事業全般の環境負荷低減を図ります。
- 公共施設のLED化を推進します。

具体的な施策

- ・ ストップ温暖化診断やクールチョイスの普及啓発の推進
- ・ ノーマイカー通勤、クールビズ等の「エコ・オフィス」実践プランの推進
- ・ 緑のカーテンモニター事業の実施
- ・ 省エネ設備補助事業の実施

(2) 新エネルギーの活用

- 住宅や公共施設等の太陽光発電システム設置を推進します。
- 電気自動車用急速充電器の設置を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入、活用を推進します。
- 電気自動車の活用を促進します。

具体的な施策

- ・ 住宅用太陽光発電システム設置補助等の推進
- ・ 再生可能エネルギー等導入推進基金事業の実施
- ・ EV車用急速充電器設置事業の実施
- ・ 再生可能エネルギーの多様な活用
- ・ 庁用車のEV化の推進

(3) 資源のリサイクル対策の充実

- 分別された資源ごみを効率的に処理します。
- 市民や事業所に向けて、新分別制度について周知と啓発を行います。
- 資源ごみの収集効率と排出利便の向上について検討します。

具体的な施策

- ・ リサイクル施設の運営(再掲)
- ・ 分別制度の周知・啓発(再掲)
- ・ 分別制度に係る説明会の実施、チラシの配布(再掲)
- ・ 資源ごみ分別アプリの配信



EV専用急速充電器の設置

基本方針② 景観の形成・景観づくりの推進

施策

1

まちなみ景観の保全・創出



これまでの取組と現状

「長門市景観計画」「長門市景観条例」に基づき、良好な景観形成へ向けた取組を行っています。
また、景観形成重点地区である「湯本地区」においては、「長門湯本温泉景観協定」を認可し、地域住民が主体となって、住民及び外部事業者から景観を守り、長門湯本温泉に相応しい景観形成に地域と協働して取り組んでいます。

今後の課題

魅力のあるまちづくりを推進していくためにも制度の周知と景観形成に対する意識の醸成を図り、協働で取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

「長門市景観計画」「長門市景観条例」に基づき、継続的に景観形成に取り組んでいきます。
また、仙崎みずづ通り周辺地区や依山地区、油谷東後畑棚田周辺地区においても地区住民との合意形成を図りながら重点地区の指定を検討します。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
重点地区の設定	1地区(R2)	4地区(R8)

施策の展開

(1) 景観計画の推進

- 関係機関と連携し、景観形成・保全に向けた手法を調査・研究します。また、地元住民と調整を図りながら方針を決定し、景観計画を推進します。

具体的な施策

- ・ 景観セミナーの開催
- ・ 景観条例の推進
- ・ 景観形成ガイドラインの遵守



長門湯本温泉景観協定による景観維持

基本方針② 景観の形成・景観づくりの推進

施策

2

市民参加の環境・景観づくり



これまでの取組と現状

本市では、市民や事業所、学校などに参加を呼び掛け、クリーンウォーク、ビーチクリーン(海岸清掃の日)、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃に取り組み、自然環境の美化と景観の保全を図っています。

令和元(2019)年度の日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃では、県や民間団体と連携した取組により、市内外から約550人のボランティアの参加があり、回収したごみの量が約3.7トンに上りました。また、令和元(2019)年度の海岸清掃、クリーンウォーク、河川海岸愛護運動では、延べ7,200人の市民が参加しました。

その他、環境教育として児童や生徒向けに、水辺の教室や海岸漂着ごみ実態調査などにも取り組んでいます。

今後の課題

それぞれの活動に対する市民の参加は多く、回収するごみの量も多いものの、漂着ごみやポイ捨てごみの縮減につながっていない現状があることから、多様な主体による取組により、市民一人ひとりの意識啓発などと併せ、息の長い地道な活動の継続が求められています。

取組の方向性

市民、事業所、行政が一体となって、引き続き環境の美化や景観の保全に取り組んでいきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
海岸清掃の日等参加者数	1,480人(R1)	2,200人(R8)
クリーンウォークの参加者数	1,348人(R1)	2,000人(R8)

施策の展開

(1) 景観・環境活動の推進

- 自然景観の保全や環境の美化を推進するため、全市的なキャンペーン事業を実施します。
- 市民や団体等のボランティアによる清掃や環境美化活動を支援します。
- 市民の緑化活動を支援します。

具体的な施策

- ・ 「長門市海岸清掃の日」や「クリーンウォーク」「河川海岸愛護運動」の実施
- ・ 清掃・環境美化活動への用具等の支援（再掲）
- ・ 緑のカーテンモニター事業の実施

(2) 景観に対する意識の高揚

- 景観保全や環境美化に対する市民の意識の高揚を図ります。
- 環境教育を推進します。
- 市民の緑化活動を支援します。

具体的な施策

- ・ 児童の環境教育として水辺教室の開催
- ・ 生徒の環境教育として海岸漂着ごみ実態調査の実施
- ・ 緑のカーテンモニター事業の実施（再掲）



長門市海岸清掃の日

基本方針③ 住環境の整備

施策

1

住宅環境の整備



これまでの取組と現状

本市では、住宅確保要配慮者へのセーフティネット対策として、公営住宅を整備しています。具体的な取組として、安心して公営住宅に居住できるためのバリアフリー化や耐震化により居住水準の向上を図り、子育て世帯やファミリー層に対応した住宅整備などを行っています。

また、長寿命化のための構造体の改修工事によりライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、計画的な建替え、用途廃止及び集約化を推進しています。一方でバリアフリー化への未対応や内装設備の老朽化が見受けられ、近年は応募者数も減少傾向にあります。

民間住宅については、子育て世帯への新築補助制度や健幸対策、長寿命化・快適化に向けたリフォーム補助制度を通じてストックの充実が図られています。また、空家対策計画に基づく管理不全空き家の除却が始まっています。

今後の課題

公営住宅については、構造体改修工事は進みつつありますが、内装設備の老朽化が見受けられ、応募者数も減少傾向にある中、計画的な内装改修や用途廃止・集約化が必要です。

住環境の向上に向けては、人の長寿命化に伴う住まいの長寿命化(健幸・新しい生活様式・快適化など)、増加し続ける空き家への対策(活用・除却等)が必要です。

取組の方向性

公営住宅については、引き続きライフサイクルコストの縮減に努め、需要動向に応じて、居住水準の向上と管理戸数の適正化を図るとともに、民間住宅については、リフォームや耐震化を通じて既存ストックの充実、空き家対策等を通じて住環境の向上に努めていきます。

身寄りのない高齢者や障害のある人など住宅確保要配慮者が適切な居住環境で暮らすことができるよう、関係団体等の理解と協力を得ながら、住まいを提供する仕組みづくりが求められています。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
管理不適切空家率	5.13%(H30)	4.80%(R8)
住宅リフォーム実施率	30.7%(H30)	30.0%(R8)
市営住宅長寿命化実施率	30.4%(R3)	51.5%(R8)

施策の展開

(1) 計画的な公営住宅の整備・改修

- 老朽化した公営住宅の計画的な改修を行い、快適な住環境の整備に努めます。
- 公営住宅の適正管理を行うために、計画的な改善や修繕を行うことで居住水準の向上に努めます。
- 継続する住宅の居住水準の向上を通じて、老朽化した住宅の用途廃止・集約化による適正管理を推進します。

具体的な施策

- ・ 老朽化した住宅の計画的な改修
- ・ 公営住宅の適正管理
- ・ 公営住宅等長寿命化計画の策定

(2) 多様なニーズに対応した住宅の供給

- 若者定住を促進し、子育て世帯やファミリー層に対応した住宅整備を推進します。
- 人の長寿命化に伴う住まいの長寿命化(バリアフリー化・健幸・新しい生活様式など)を踏まえ、良質で安心できる住宅の整備に努めます。
- 住宅確保要配慮者への住宅提供について関係団体などの協力と理解を進めます。

具体的な施策

- ・ 若者定住に向けた住宅整備の推進
- ・ 住宅の耐震化の促進
- ・ 良質で安心な健幸住宅の建設・リフォームの推進
- ・ 住宅バリアフリー化の促進
- ・ 住宅確保要配慮者への生活再建支援の推進

(3) 危険空き家の解消

- 空き家の実態調査を進め、周囲の生活環境に被害を与えるおそれがあるものの把握に努めます。
- 管理不全の空き家に対する改善・除却を推進します。
- 各種啓発活動や利活用等の取組を推進することで、空き家の発生の予防に努めます。

具体的な施策

- ・ 空き家の実態調査
- ・ 管理不全空き家を抽出し所有者への情報提供
- ・ 管理不全空き家の除却支援



公営住宅の適正管理

基本方針③ 住環境の整備

施策

2

公園・緑地の整備



これまでの取組と現状

本市では、2つの都市公園をはじめ、大小数多くの公園が存在しています。公園整備については、平成27(2015)年に策定した「長門市都市計画マスタープラン」の公園・緑地の整備方針に基づき、多面的な観点から整備保全を図っています。

平成29(2017)年度にはながとスポーツ公園が供用開始され、多くの人々がジョギングやウォーキングで公園を利用する状況となり、またサッカーやラグビー、グラウンドゴルフが盛んに行われるなど、健康寿命の延伸に大きく貢献しています。

今後の課題

公園利用の需要が高まっていますが、既存の公園施設については、経年劣化が顕著となっており、大規模な改修を含め、年次的改修が必要です。

取組の方向性

既存施設を有効活用により、効率的な整備を図り、安全に利用していただくため、大規模な改修を含めた年次的な改修計画を策定します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
都市公園及びスポーツ公園の年間利用者数	84,026人(R2)	100,000人(R8)

施策の展開

(1) 公園・緑地の保全・整備

- 既存公園の年次的な施設の改修・改善を推進します。
- 各地域でバランスのとれた公園・緑地の整備と管理を推進します。

具体的な施策

- ・ 年次的な改修計画の策定
- ・ 効率的な維持管理の推進



ながとスポーツ公園

基本方針③ 住環境の整備

施策

3

上水道の整備



これまでの取組と現状

管路耐震化更新計画に基づき、優先的に更新の必要な施設を選定し、更新事業の効率化を図っていますが、人口減少などにより年々水道料金の減収が続いており、老朽化した施設の更新事業が進まない状況です。漏水などの不明水についても調査等を定期的に行っていますが、管路の老朽化も相まって効果的な成果が得られていない状況です。広域化・共同化として、依山簡易水道を除き、2つの上水道と4つの簡易水道を1つの上水道に事業統合しました。

また、将来を見据えて経営改善に取り組むため、令和3(2021)年3月に経営の基本指針となる経営戦略を策定しました。

今後の課題

耐用年数を経過した送配水管の割合が年々増加しており、必要な事業量に対して実施した事業量が下回っています。また、有収率は、施設更新が進まないことなどから目標値に達していない状況です。

将来余剰となる施設の統廃合を行えるよう各地区間の管路施設の整備を進め、旧市町境を越えた新たな配水系を構築していきます。

また、料金については算定期間ごとに経営状況など勘案し、見直しを実施するなど、適正な料金体系を構築していきます。

取組の方向性

「いつもいつまでも市民の命と健康をささえ続ける長門市の水道」を将来像として、事業運営の指針となる経営戦略の計画的な取組により、経営の効率化や財政基盤の強化、施設の更新等を進め、長期にわたり安全・安心・安定した水道事業サービスの提供に努めます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
水道有収率	77.5%(R2)	84.2%(R8)
浄水施設耐震化率	28.1%(R2)	39.4%(R8)
営業収支比率	82.5%(R2)	100%(R8)

施策の展開

(1) 水資源の確保と供給体制の充実

- 良質な飲料水提供のため、浄水場の更新、既存設備の機能向上に取り組みます。
- 新たな水需要の検証や事業統合を踏まえて効率的な施設運用を行うとともに、老朽化している水道施設の計画的な更新を行います。
- 未給水地域については、適正な方法を検討し対応していきます。

具体的な施策

- ・ 浄水場の整備
- ・ 老朽送配水管の耐震管への更新
- ・ 未給水地域への対応

(2) 水道事業の健全経営

- 配水系の見直しと施設の統廃合などによる維持管理費の縮減に努めるとともに、計画的な施設整備による有収率の向上を図ります。
- 中長期的な視点に立った「投資・財源計画」である経営戦略の取組を進めます。
- 未収金対策を推進し、適正な水道料金改定を行います。

具体的な施策

- ・ 配水施設の統廃合
- ・ 水道事業経営戦略の取組
- ・ 未収金対策の推進
- ・ 適正な料金体系の構築
- ・ 水道料金改定の実施

(3) 安全・安心な水道水の提供

- 継続的に水道水を供給するため、水源の水質事故ゼロを掲げ安定的な水供給に取り組みます。
- 衛生的で安全な水を提供するため、クリプトスポリジウム(寄生原虫)混入の恐れがある浅層地下水水源で対策を講じていきます。

具体的な施策

- ・ 紫外線処理設備の設置



供給体制の充実

基本方針③ 住環境の整備

施策

4

下水道の整備



これまでの取組と現状

令和元(2019)年度から、公共下水道の主要な施設である東深川浄化センター、俵山浄化センター及び6ポンプ場等を包括的維持管理委託により、民間企業の持つ高度な施設運営力で省コスト化に努めています。施設の改築・更新については、ストックマネジメント計画に基づき、予防保全的な改築・更新を実施しています。

さらに、広域化・共同化として、農業集落排水である青海・開作の2地区を公共下水道に接続し、2処理場の廃止を行いました。また、将来を見据えて経営改善に取り組むため、令和3(2021)年3月に経営の基本指針となる経営戦略を策定しました。

今後の課題

今後の下水道事業は、さらなる汚水処理人口の減少に伴う経営の適正化と耐用年数を超えた資産の維持管理が問題となります。

維持管理面では、包括的維持管理委託の継続により、施設ごとの最適な運営方針の実施を行うとともに、ストックマネジメント計画に基づく計画的な老朽化施設の改築・更新を実施することが必要となります。

また、多発する災害に対応するため、下水道施設の耐震基本構想に基づき、公共下水道の基幹施設である東深川浄化センターについて、耐震補強工事を実施していきます。

また、料金については算定期間ごとに経営状況など勘案し、見直しを実施するなど、適正な料金体系を構築していきます。

取組の方向性

「安全・安心で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」を将来像として、事業運営の指針となる経営戦略の計画的な取組により、人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中、汚水処理施設の効率的な維持管理や改築更新を目的とした事業を展開し、下水道事業の徹底した効率化・経営の健全化に取り組みます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
下水道有収率	72.7%(R2)	76.0%(R8)
水洗化率	91.1%(R2)	95.0%(R8)
経費回収率(維持管理費)	90.8%(R2)	100%(R8)
汚水処理人口普及率	90.9%(R1)	94.0%(R8)

施策の展開

(1) 下水道の整備・管理

- 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置促進による未整備地域の解消に努めます。
- 老朽化している下水道施設の改築・更新を実施し、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に取り組めます。
- 効率的な維持管理に努めます。

具体的な施策

- ・ 下水道施設の整備・改善
- ・ 市街地の浸水対策の強化
- ・ 合併処理浄化槽の設置
- ・ 包括的民間委託による高度な技術の継承

(2) 下水道事業の健全経営

- 中長期的な視点に立った「投資・財源計画」である経営戦略の取組を進めます。
- 未収金対策を推進し、適正な下水道使用料改定を行います。
- 市民に向けて、経営状況等の周知を図り、理解が深まるよう広報活動を行います。

具体的な施策

- ・ 適正な料金体系の構築(再掲)
- ・ 下水道使用料改定の実施
- ・ 下水道事業経営戦略の取組

(3) 農業集落排水施設の効率化

- 農業集落排水施設の効率的な処理を目指します。

具体的な施策

- ・ 三隅地区の統廃合を計画



東深川浄化センター

基本方針④ 都市機能の充実

施策

1

計画的な土地利用の推進



これまでの取組と現状

「長門市都市計画マスタープラン」に基づき、地形条件や現況の土地利用特性、交通体系などを踏まえながら、土地利用ゾーニングを行い、計画的な土地利用を推進しています。

今後の課題

経済情勢の変化や道路網の整備により土地利用に変化がみられることから、土地利用動向などとの適合性を検証する必要があります。

取組の方向性

「長門市都市計画マスタープラン」に基づき、地域の実情に応じた土地利用の規制誘導を図り、本市独自のまちづくりに取り組むとともに、長期未着手の都市計画道路については、廃止を含めた見直しを行います。また、地籍調査事業の継続的な実施を行うことで、計画的な土地利用を推進します。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
地籍調査実施進捗率	65.4%(R1)	71.4%(R8)

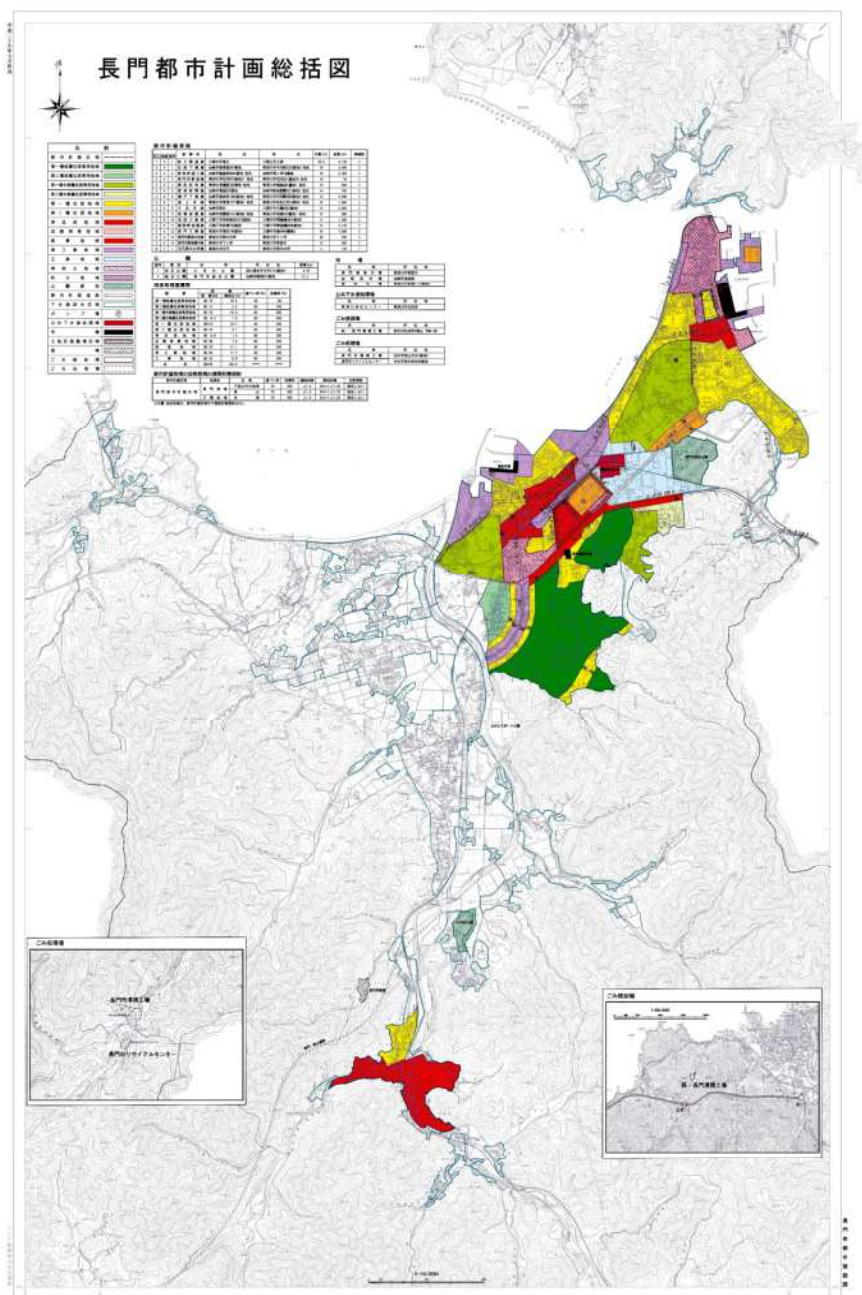
施策の展開

(1) 土地利用計画の推進

- 長門市都市計画マスタープランに基づき、土地利用や交通条件等を勘案するとともに、市民の意見も考慮しながら、用途地域等の見直しについて検討を行います。
- 長期未着手の都市計画道路について、その必要性や整備の見通しについて再検討を図ります。
- 地籍調査事業を継続して行い、計画的な土地利用を推進します。

具体的な施策

- ・ 都市計画区域や用途地域の見直し
- ・ 長期未着手の都市計画道路について再検討
- ・ 地籍調査の実施



長門市都市計画総括図

基本方針④ 都市機能の充実

施策

2

情報通信網の整備・活用



これまでの取組と現状

本市ではケーブルテレビ網を活用し、テレビ、FMラジオの再送信、自主制作番組及びインターネット接続サービスを提供しています。また、同じケーブルテレビ網を活用した行政・防災情報提供のための音声告知端末機の整備を進めています。

ケーブルテレビの加入率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより増加しており、令和2(2020)年度末時点で91.4%となっています。

また、ケーブルテレビ網の施設整備から相当年数が経過しており、放送設備や伝送路の老朽化が著しいため、令和元(2019)年度から市内全域を対象に光ファイバー網の整備を進めています。

今後の課題

新型コロナウイルス感染症拡大は、新たな生活様式や多様な働き方など、日常生活や経済活動に大きく影響を及ぼし、社会全体のデジタル化やICT(情報通信技術)の活用は、より重要性が増しているところです。このため、ケーブルテレビ通信回線の増速化対応など通信・放送事業のより一層の充実を図っていくことが求められています。

取組の方向性

光ファイバー網整備事業により、市内全域に超高速通信に対応した通信基盤を構築することができ、都市部との情報格差の解消やICTの活用促進を図ること、さらには、IT関連企業やサテライトオフィス等の企業誘致を積極的に進めることで、市内産業の活性化や雇用の確保、移住につながる関係人口の拡大につなげ、持続可能な地域づくりを進めていきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
ケーブルテレビ加入率	91.4%(R1)	92.0%(R8)

施策の展開

(1) 地域情報化の推進

- 市内全域にわたるケーブルテレビ網の維持管理を進めながら、都市部との情報基盤の格差解消に努めます。
- ICTの恩恵が等しく受けられるよう、ケーブルテレビ通信網を活用した新たなサービスの検討を行います。
- 通信需要の増加に対応するため、回線の増速化対応や、放送設備などの計画的な設備の更新に努めます。

具体的な施策

- ・ ケーブルテレビ網の整備
- ・ ケーブルテレビ網を活用した新たなサービスの検討
- ・ より身近でわかりやすい自主放送番組や音声告知端末機を活用した行政情報の提供



通信環境の充実

基本方針⑤ 地域公共交通の再構築

施策

1

広域・生活道路網の充実



これまでの取組と現状

広域、生活道路網の充実については、市民アンケートの結果で「充実を望まれる施策」に分類されており、現在の水準を下げることなく着実な取組が求められる中、長門・俵山道路が令和元(2019)年度に完成するなど、第1次長門市総合計画(後期基本計画)の基本方針・主要な施策に沿う形で概ね進捗しています。

広域道路網については、国・県と連携して整備を推進しており、俵山・豊田道路整備が本格化されるなど一定の成果がみられます。

今後の課題

山陰道をはじめとした広域、生活道路網整備広域、生活道路網整備について、救急医療の充実や交流人口増加を考慮したインターチェンジなどの配置計画の検討が必要です。

また、生活道路については、子どもや高齢者の交通事故防止に向けた取組が必要です。

取組の方向性

広域道路網については、新規事業化箇所を含めて早期完成に向け国・県への要望を進めていくとともに、生活道路についても、緊急性や効果等により優先度を判断しながら、整備を図ります。

また、街路景観の創出や清掃による道路の環境美化への取り組みや事故防止に配慮した取り組みも進めていきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
道路舗装率	92.1%(R1)	97.0%(R8)

施策の展開

(1) 広域道路網の整備

- 山陰道など高規格道路網の実現を推進します。
- 国や県と連携し、国道や県道などの周辺地域へのアクセス道路の計画的な整備に努めます。

具体的な施策

- ・ 山陰道の整備
- ・ 国や県との連携による国道・県道の整備

(2) 生活道路網の整備

- 集落間を結ぶ幹線、公共施設に通ずる道路、集落内の幹線道路について全市的な視野で積極的に整備に取り組みます。
- 既存路線の改修や橋梁補修など、車両や歩行者の安全で快適な通行確保を推進します。
- 新規道路整備においては、その効果等を慎重に検討し推進します。

具体的な施策

- ・ 既存道路の拡幅(歩道整備等)や舗装改良
- ・ 生活道路の維持補修
- ・ 橋梁の長寿命化や耐震改修整備

(3) 道路環境の維持・管理

- 定期的に道路パトロールを行い、道路の陥没や段差の解消など、道路環境の維持・管理を行います。
- 地域住民との協働による、道路環境の美化・清掃を促進します。

具体的な施策

- ・ 定期的なパトロールによる道路の維持管理
- ・ 地域住民との協働による道路の環境美化の促進



山陰道（長門～俵山）開通式

基本方針⑤ 地域公共交通の再構築

施策

2

公共交通網の充実



これまでの取組と現状

公共交通機関は、高齢者や学生など自ら移動する手段を持たない市民にとって必要不可欠なものです。しかし、本市では、多くの市民が移動手段として自家用車に強く依存しているため、地域の特性や住民ニーズに合った交通体系を維持・確保する必要があることから、平成29(2017)年3月に「市民生活と地域の魅力を高める公共交通」を基本理念とした長門市地域公共交通網形成計画を策定し、市民が元気に安心して暮らせる魅力あるまちづくりに向けて、これを支える持続可能な公共交通を目指す取組を推進してきました。

また、市内各地区の公共交通不便地域において、乗合タクシーやデマンド交通などの導入を行い、地域の特性やニーズに合ったバス路線の再編を図ってきました。

市民アンケートでは、「バス交通網の整備」は2番目に満足度の低い項目となっており、特に買い物支援など、交通弱者への対策が望まれています。

今後の課題

平成29(2017)年度から、長門市地域公共交通網形成計画に基づき、地域の特性やニーズに合ったバス路線の再編や乗合タクシーの見直し、またはデマンド交通の導入をしてきました。

しかしながら、少子高齢化のさらなる促進や社会情勢の急激な変化(新型コロナウイルス感染症の感染拡大等)により、計画に基づいた方針もさらに見直しを図り、現在の各公共交通の利用実態と財政負担面を踏まえた生活バス路線等の抜本的な見直しとその代替交通手段の確保を検討していく必要があります。

取組の方向性

課題を踏まえた上で、「長門市公共交通体系の再構築」方針を令和2(2020)年度に策定し、低利用の状態が続く費用対効果が悪いバス路線及び乗合タクシーについては積極的に見直しを図ります。

また、既存の公共交通空白地域及びバス路線等の見直しを図ることによって新たに生ずる公共交通空白地域における移動手段の確保については、「デマンド交通」導入を基本として、再構築を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
デマンド交通の年間延利用者数	4,579人(R2)	19,500人(R8)
公共交通空白地域	12.0%(R2)	0%(R8)

施策の展開

(1) 生活バス路線の見直し

- 効率的な生活バスの運行に向けたバス路線網の検討を進めます。
- 市民が利用しやすい関連施設の整備に努めます。
- 高齢者をはじめとした多様な交通ニーズに的確に対応できるよう、地域のニーズを踏まえた最適な公共交通手段の確保を検討します。

具体的な施策

- ・ 交通結節点における待合環境の整備
- ・ 既存の公共交通の運行見直し

(2) 鉄道利用の促進

- 隣接する都市との連携を強化し、生活利用と観光利用の両面からさらなる利用需要の創出を図ります。

具体的な施策

- ・ JR美祢線マイレール運動の推進
- ・ 通勤・通学による利用促進
- ・ 周辺市との連携強化による観光面からの魅力発信

(3) デマンド交通利用の促進

- 移動手段の確保については、「デマンド交通」導入を基本とし、地域のニーズを踏まえた、運行内容の構築を図ります。
- 市民が利用しやすい関連施設の整備に努めます。

具体的な施策

- ・ 公共交通不便地域の解消
- ・ 買い物弱者・交通弱者に対する取組の推進
- ・ 利用者ニーズを踏まえた運行内容の定期的見直し
- ・ 交通結節点・停留予定箇所における待合環境の整備



デマンド交通利用状況



04

基本
目標

地場産業が活躍する、
活力あるまち

基本
方針

- ①産業・雇用の振興
- ②経済効果を実感できる観光振興

基本方針① 産業・雇用の振興

施策

1

農業の振興



これまでの取組と現状

本市では、長門市農地集積バンクを中心に農地集積を進めながら、一市一農場構想に沿って集落営農法人の育成と経営拡大(6次産業化による多角化)を図ってきた結果、集落営農法人や認定農業者への農地集積が進んだことで、地域の担い手が一体となった取組を行うなどの成果がありました。また、一般社団法人アグリながとが発足し、担い手不足の解消や優良農地の維持確保、新たな農産物の産地化を目指した取組を行っています。

畜産業では、山口県や農業大学校などと連携して新規就農者の確保を進めています。

今後の課題

市民アンケート調査では、農業の振興ともに、後継者・担い手の育成・確保を進めることが最も多くなっており、人材の育成・確保の観点からも農業に興味を持ってもらえる環境づくりを進めていく必要があります。

多くの地区で法人が設立され農地の集積が進んでいますが、一方で優良農地の集積が完了しつつあることから、集積率が伸び悩んでいます。

また、集落営農法人で働くオペレーター等が高齢化しており、5年後、10年後の存続が困難な法人もあることから、法人間の統合やスマート農業の推進など担い手の確保につながる取組が必要です。

取組の方向性

活力ある農業の実現のため、生産基盤の整備を進めるとともに、人材の育成や地域の特性を活かした農産物の品質向上、魅力ある農村環境の整備を推進します。また、先端情報技術を活用したスマート農業の実現や民間企業との連携、効果的・効率的手法の導入など、新たな農業体系の構築を目指します。

あわせて、地元で生産された安全・安心な農作物を市民に提供し、農業の活性化を図るため、地産地消を推進します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
市内認定農業者の数	120人(R2)	120人(R8)
集落営農法人の数	30法人(R2)	43法人(R8)
学校給食への地場産食材の利用率	25.0%(R2)	40.0%(R8)

施策の展開

(1) 農業生産体制の整備

- 農業の担い手として中心的な役割を担う認定農業者や農業生産法人の育成・支援を行うとともに、地域農業の担い手等への農地の集積を推進します。
- 農業、畜産業へ経営安定の支援をするとともに、消費者の求める「安全・安心」な農産物の生産に向け、有機農業等を推進します。
- 畜産に係る総合的な産業団地を整備し、効率的な経営及び生産の拡大を図ります。

具体的な施策

- ・ 認定農業者や農業生産法人の育成・支援
- ・ 担い手等への農地集積
- ・ 農業、畜産業への経営安定対策
- ・ 有機農業の推進
- ・ 産業団地の整備

(2) 農業の基盤整備

- 老朽化した農業施設の改修や水路の整備、農道の舗装などの基盤整備を推進します。
- 遊休農地や耕作放棄地の利活用を図ります。

具体的な施策

- ・ 農業基盤施設の長寿命化対策
- ・ 棚田の保全
- ・ 遊休農地の利活用(再掲)
- ・ 耕作放棄地の解消

(3) 農村環境の整備

- 地域住民等による農業用施設の多面的機能を維持する活動を促進し、市民参加による美しい農村環境づくりや水質保全などの自然環境保全を図ります。

具体的な施策

- ・ 産地づくりの推進
- ・ 農業用水の水質保全
- ・ 多面的機能支払制度への取組や、活動組織の育成

(4) 新たな農業体系の構築

- AIやIoTなど、先端情報技術を活用したスマート農業の導入や民間企業との連携を図ります。

具体的な施策

- ・ スマート農業の導入支援
- ・ 新たな農業体系の推進
- ・ 民間企業との連携促進

(5) 地産地消の推進

- 地産地消に向けて、直売所等における地元製品の提供体制の充実を図ります。
- 市民の地産地消に関する意識啓発を図ります。

具体的な施策

- ・ 直売所等の整備
- ・ 食育と連携した地産地消の意識啓発



棚田ハーブマルシェ開催



スマート農業の導入支援

基本方針① 産業・雇用の振興

施策

2

林業・木材産業の振興



これまでの取組と現状

林業においては、長門市林業・木材産業振興大綱に基づき「林業・木材産業の発展」及び「子育て世代に選ばれるまちづくり」に向けた取組を図っており、林業・木材産業成長産業化推進協議会による持続可能な森林づくりを目指した取組、木育推進拠点施設「長門おもちゃ美術館」を核とした森林への理解や木の温もりに触れる機会を増やす取組を行ってきました。

その結果、一般社団法人リフォレながと及び特定非営利活動法人人と木が発足し、また住友林業(株)との包括連携協定を締結、自伐型林業の推進のため地域おこし協力隊の受け入れを行い、航空レーザー測量による森林資源の把握、森林所有者の意向調査を実施し、森林の集約化を進めるなど成長産業化に向けた川上から川下までの幅広い取組を進めています。

今後の課題

市民アンケート調査では、林業の振興とともに、後継者・担い手の育成・確保を進めることが最も多くなっており、人材の育成・確保の観点からも林業に興味を持ってもらえる環境づくりを進めていく必要があります。

担い手の確保、路網の整備、長期施業契約による集約化、苗木の確保、資源循環システム、サプライチェーンの構築、木材利用の普及促進など、さまざまな政策を長期的な視点から複合的に推進していく必要があります。

取組の方向性

長門市林業・木材産業振興大綱の実現を目指し、持続可能な森林づくりによる仕事づくり及び計画的な間伐を推進します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
林業新規就業者数	9人(R2)	26人(R8)
素材生産量	12,000m ³ (R2)	40,000m ³ (R8)

施策の展開

(1) 林業・木材産業の生産体制の整備

- (一社)リフォレながとを中心とし持続可能な森づくりによる林業・木材産業の振興を図ります。
- 林業・木材産業の担い手となる事業体の育成や新規就業者の確保を図ります。

具体的な施策

- ・ 森林の集約化
- ・ 森林所有者への利益還元システムの構築
- ・ 木材サプライチェーンの構築
- ・ 林業事業体の育成
- ・ 新規就業者の確保・支援
- ・ 自伐型林業家の育成・支援
- ・ 苗木生産者の育成・支援

(2) 林業・木材産業の基盤整備

- 航空レーザ計測を活用し森林資源量を調査し、森林資源の活用を図るための基盤を確立します。

具体的な施策

- ・ 森林GISの構築
- ・ 路網整備

(3) 総合的な森林整備

- 木育推進拠点施設「長門おもちゃ美術館」を核とし木材利用の普及啓発を図ります。
- 森林空間の利活用を図り、森林や林業を身近に感じることができる取組を推進します。
- 市内に豊富に存在するシイの木を中心とした広葉樹の活用を図る取組を推進します。

具体的な施策

- ・ 持続可能な森林づくり
- ・ 木育の推進
- ・ 森林空間の整備
- ・ ものづくり拠点施設の整備



高性能林業機械



森林環境教育

基本方針① 産業・雇用の振興

施策

3

水産業の振興



これまでの取組と現状

本市では、イワシ、イカ、アジなどを中心に多魚種が水揚げされます。これらの水産資源について、漁獲量の確保や魚価の安定化等を図るため、長門市水産業振興計画に沿った取組を進めています。

旬の時期に「仙崎トロあじ」「仙崎ぶとイカ」の仙崎旬宣言を発令し、仙崎ブランドの浸透を推進しており、長門市水産業振興計画等に基づき、水産物の安定供給や高付加価値化の推進に向け、水産業関係者の連携体制の強化を図っています。

今後の課題

漁業者の高齢化及び後継者不足により漁業者数は年々減少しており、それに伴い漁獲量も年々減少しています。市民アンケート調査においても、後継者、担い手の確保育成が最も求められています。

一方で、漁獲量への影響も指摘されている近年の高海水温等による漁場環境の変化に対応するため、藻場回復等の水産物育成環境の保全活動や資源管理を行うなど、漁業者を主体とした栽培漁業を継続していく必要があります。

また、漁港施設については、老朽化施設の長寿命化対策を実施し、水産業の生産基盤の安定化に努める必要があります。

取組の方向性

長門市水産業振興計画を柱に、水産業関係者が連携し、水産物の安定供給体制の構築や水産物の高付加価値化の推進を図るため、生産及び経営基盤の整備を実施していきます。

漁港施設については、機能保全計画に基づき長寿命化を図るため、適切な管理を実施します。

また、漁家の経営安定のため、後継者対策として関係機関と連携し、新たな担い手の確保や漁場の整備、管理型漁業の推進を図ります。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
新規漁業就業者数(累計)	2人(R2)	15人(R8) (R4～R8計)

施策の展開

(1) 水産業の生産基盤の整備

- 未整備漁港の優先的な整備を推進します。
- 漁港の機能保全計画による施設の長寿命化を図ります。

具体的な施策

- ・ 外郭・係留・用地整備等

(2) 経営基盤の整備・安定化

- 漁業後継者や新たな担い手の確保・育成に努めます。
- 高齢化・漁家減少に対応した漁場の整備に努めます。
- 資源管理型漁業を推進します。
- 水産物・水産加工品のブランド化を推進します。

具体的な施策

- ・ ニューフィッシャー確保育成推進事業
- ・ 藻場礁・魚礁整備
- ・ 種苗放流事業
- ・ アワビ種苗放流育成事業

(3) 漁村の整備・保全

- 高齢化、後継者不足に対応した漁港の維持管理に努めます。

具体的な施策

- ・ 係船環、照明、用地舗装整備等
- ・ 地域防災計画と連携した漁港施設の高潮・高波対策
- ・ 海岸保全計画の策定及び老朽化施設の機能保全工事



ニューフィッシャー作業風景



仙崎市場初セリ

基本方針① 産業・雇用の振興

施策

4

商工業の振興



これまでの取組と現状

本市では、賑わいが再生され、活気あふれる商工業の実現のため、商工団体（長門商工会議所、ながと大津商工会）への運営支援や、金融支援、創業支援等を実施してきました。

あわせて、事業者自らの創意工夫と自助努力により、民間が主体となって産業振興に資する取組を促進して市内産業の活性化に取り組みました。

また、令和2（2020）年度には本市の経済活性化の指針となる「ながと6G構想」を策定し、令和の時代を勝ち抜くために、10年先の将来を見据えた取組を進めることとしています。

今後の課題

市内企業が持続的に成長・発展していくためには、長門商工会議所、ながと大津商工会などの関係支援機関等と連携し、取組の方向性を共有しながら経営環境の変化にきめ細かく対応していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、市内の賑わいや消費者のニーズの状況は変化しています。新しい生活様式に対応し、的確な事業展開や地域内経済の循環などが求められています。

関係団体調査では、市民から「仕事が選べない」という声を聞くと、実際には求人を出す企業は多くあるといった意見もあり、雇用側と働き手双方に対する雇用のマッチングを図っていく必要があります。

また、若者の求職ニーズにマッチする雇用の確保やベンチャー企業等との連携による生産性向上及びイノベーションの創発による雇用の創出を実現するため、企業誘致に取り組む必要があります。

取組の方向性

「地場産業が活躍する、活力あるまち」の実現に向けて、本市の潜在力や強みを最大限に生かし、本市の活力の源となる産業力を伸ばしていけるよう、成長分野での事業創出やIoT、AI等のイノベーションの活用、中小企業の成長支援・経営安定、企業誘致など商工業分野において取り組む施策の体系的・総合的な振興を推進します。

サテライトオフィス等も含めた企業立地促進に取り組み、IT・デジタルコンテンツ産業の誘致、ICT人材の育成支援など戦略的な産業振興を推進します。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
市内事業所数（経済センサス）	1,736事業所(H28)	1,736事業所(R8)
年間商品販売額（経済センサス）	51,069百万円(H28)	51,069百万円(R8)
企業誘致数(基準値からの累計)	0(R3)	5(R8)

施策の展開

(1) 商業・サービス業の活性化

- 市内産業の魅力の発信や人材の育成、創業支援等ができる環境を整え、長門市内で働きたいと思う方々がより魅力的に感じるまちづくりに取り組みます。
- 商工会議所や商工会との連携により、商工業事業の支援を行います。
- 公的資金融資制度等の充実により、中小企業の金融対策、経営力の強化に努めます。
- 豊富な地域資源を活用し、農林水産業と商工業の連携(6次産業化)による産業の育成に努めます。

具体的な施策

- ・ 商工団体への運営支援・育成
- ・ 中小企業の経営支援と経営基盤の安定
- ・ 地域資源の活用や農商工連携による新商品開発への支援

(2) 企業誘致活動の推進

- 自然災害の影響を受けにくい本市の強みを活かし、中核的産業のさらなる成長が見込める企業の誘致施策を集中して展開し、地元事業者とのベストミックス(最適なバランス)により企業間取引を活発化させ、イノベーションの促進、新規事業の形成及び域外資金の獲得につなげます。
- サテライトオフィス等を含めた企業誘致に取り組み、IT・デジタルコンテンツ産業の誘致、ICT人材育成支援など戦略的な産業振興を推進します。

具体的な施策

- ・ 戦略的な企業誘致活動の展開
- ・ サテライトオフィス立地支援制度の充実
- ・ IT関連企業等集積拠点施設(仮称)の整備



ITフェア

基本方針① 産業・雇用の振興

施策

5

産業連携による活性化促進



これまでの取組と現状

本市では、人口減少、基幹産業における後継者不在や従業員の高齢化、さらには消費減退による地域経済への悪影響など、年々厳しさを増す環境に如何に対処していくかが喫緊の課題です。

このため、「ながと物産合同会社」の設立・道の駅「センザキッチン」の開業及びふるさと応援寄附推進事業等により、本市の特色ある農林水産物の認知度向上や販路拡大に取り組んできました。

あわせて、生産者や地元事業者のニーズや地域のアイデアを形にする拠点として「ながとラボ」を整備し、農水産物等地域産品の付加価値を高め、地域内経済循環拡大の取組を行ってきました。

今後の課題

他地域より秀でた地場産業があり、この業種に関係する産業も集積しながらも、地域内での取引が希薄であることから、地域外への資金の流出や地域内経済の縮小等課題の解決に至っていません。そのため、地域資源の地域内循環の促進による高付加価値化・地域内取引活発化を図ることが必要です。

取組の方向性

産業間連携の仕組みを確立し、シームレス(継ぎ目のない)な連携を促すことで産業間の有機的な結び付きによる強固なサプライチェーンの構築や地域内循環につなげ、地域資源の付加価値を高めることによる新規事業の展開やふるさと応援寄附金に係る返礼品出品をコーディネートすることにより、新たな販路の拡大を支援します。

道の駅センザキッチンの魅力づくりを進め、地域産品販売と交流人口の増加に取り組み、司令塔機能を持つ「ながと物産合同会社」の経営基盤の強化を進めます。また、道の駅センザキッチン「ながと物産合同会社」のアンテナショップとして、提供した地元産品の評価をもとに、地域商社やまぐちなどと連携し、都市圏への展開を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
道の駅センザキッチン売上額	729百万円(R2)	871百万円(R8)
ふるさと応援寄附額	211,392千円(R2)	700,000千円(R8)

施策の展開

(1) 地域産品の販路拡大

- 地域の新鮮で安全な農林水産物を活用し、安心な食品などの特産品開発を推進します。
- 地域の飲食店やレストラン、土産物等の販売業者との連携により、特産品や郷土料理の提供に努めます。
- ながと物産合同会社をマーケットイン開発の司令塔とした農水産物の生産や商品開発に取り組みます。
- 都市における販路拡大に向けた商談会や物販PRの強化に努めます。
- 地産地消に向けた市民への啓発活動の推進や宿泊施設、学校給食での地域食材・農水産物の利用の促進により、地域内消費の拡大に努めます。

具体的な施策

- ・ 地場の農水産物を利用した安心な食品開発
- ・ 道の駅センザキッチンでの運営
- ・ ながと物産合同会社と連携した販路拡大の推進
- ・ 地産地消に向けた啓発活動
- ・ 宿泊施設や学校給食における地域食材の利用促進

(2) 産業関係団体と行政との連携の促進

- 地域資源を活かした事業開発を促進するため、関係機関との連携の充実を図ります。

具体的な施策

- ・ 関係機関への人材派遣等の検討
- ・ 地域資源に光をあてるアイデア・構想の募集や議論の場の設定



道の駅「センザキッチン」



ふるさと応援寄附

基本方針① 産業・雇用の振興

施策

6

雇用の確保と多様な働き方の推進



これまでの取組と現状

少子高齢化が進む中で、働きたい人が働きやすい環境を整備するための課題や成長分野に労働力が円滑にシフトしていく柔軟な労働市場を実現していくための企業の人手不足感は着実に強まっています。また、労働供給面をみると、少子高齢化を反映して20歳から39歳まで45歳から64歳までの生産年齢人口が減少を続けています。

そのような中、産官学労の連携強化による地元定着の促進や就業情報の提供、創業支援体制の整備を行い、雇用の確保と多様な働き方の推進に取り組んできました。

また、若者や女性が働きたいと思える魅力的な産業創出・育成に向けて「長門市しごとセンター」を設立し、市内における「ひと」と「しごと」の情報を一元的に集約、発信するハブ機能を構築し、市内産業の魅力の発信や人材の育成、創業支援等ができる環境を整え、市内で働きたいと思う方々がより魅力的に感じるまちづくりを目指し取り組んできました。

今後の課題

若者や女性を中心とした市外流出の流れに歯止めがかからず、人手不足への対応や新型コロナウイルス感染症の影響により企業を取り巻く環境が一層厳しくなっており、「新卒者の地域定着」「市外へ流出した学生の呼び戻し」「移住者の受入推進」と併せて「後継者・承継者の確保」について、より積極的な施策展開が必要です。

少子高齢化の進展により労働供給に制約がある中で、限られた労働供給を効率的に就業に結びつけることは重要な課題です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により幅広い業種で売り上げが減少するなど地域経済に深刻な影響が生じていることを踏まえ、経済活動や市民生活を引き続き支援していく必要があります。

取組の方向性

少子高齢化の中で円滑な事業承継を支援するとともにサテライトオフィス支援拠点事業をはじめとしてさらなる創業支援を図ります。

新型コロナウイルス感染症により縮小した経済の回復、行き先不透明な中での景気低迷の長期化への備え、働き方・業態・生活様式の変化に対応した産業の支援を図ります。

若者が未来を見据えてチャレンジできるよう起業・創業にかかる支援体制の構築に取り組めます。

また、「長門市しごとセンター」を中心とした若者一人ひとりが輝く未来をつくるため「まち」「ひと」「しごと」のハブの機能を構築し、地域の未来を自ら創造できる人材の育成に取り組むとともに、若者が未来を見据えてチャレンジできるよう起業・創業にかかる支援体制の構築に取り組めます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
起業・創業支援件数	9件(R1)	10件(R8)
就職件数	437件(R1)	500件(R8)
長門市しごとセンター延べ利用者数	3,604人(R1)	7,200人(R8)

施策の展開

(1) 後継者・承継者の確保と新規就業の創出

- 就業情報の提供を充実し、UJIターン者等への就業支援を行います。
- 所得の向上及び労働意欲の向上による後継者・承継者の確保を図ります。
- 新たな雇用を創出する事業所への支援を行います。

具体的な施策

- ・ 就業情報の提供
- ・ 産官学労の連携強化による地元定着の促進
- ・ 後継者育成のための研修会・講習会の実施
- ・ 関係団体と連携し事業マッチングの促進
- ・ 技術・事業経営の実習体験、受入体制の整備
- ・ ICT活用による雇用の創出

(2) 新規事業の創出・起業支援

- 若者の起業を支援することで、「未来を担う若者が輝くまち」の実現を目指します。

具体的な施策

- ・ 起業・創業支援体制の充実

(3) 産業を担う人材の育成

- 産官学労の連携により、農業・漁業の担い手の育成や研修会・講習会の実施による事業者等の後継者育成に努めます。
- 人材を育成するために、市内中学校・高校生を対象としたキャリア教育を実施します。
- 魅力的に感じる地元企業の育成のため、企業の魅力発信やキャリアアップ支援、相談体制の構築等を実施します。
- 地元企業と若者や移住希望者等のマッチング機会を充実させ、人口定住と市内就業の促進を図るため、就職ガイダンスやインターンシップのコーディネート等を実施します。
- 多様な方々が「出会い」、市内産業の魅力の発信や人材の育成「学び」を行い、互いのアイデアやプランを交わし合う「交流」することで、新たな価値を創造することを目指します。

具体的な施策

- ・ しごとセンターを核とした人材育成及び創業への支援
- ・ 地場産業の振興及び創業支援
- ・ 職業環境の向上への支援
- ・ 長門市らしいキャリア教育の研究・開発・実施
- ・ 「ひと」・「しごと」のハブ構築への支援
- ・ 長門市の魅力の発掘・発信



合同企業ガイダンス

基本方針② 経済効果を実感できる観光振興

施策

1

地域の「稼ぐ力」を引き出す観光まちづくり



これまでの取組と現状

本市では、市内での観光消費拡大や交流促進による地域活性化を図るため、観光客の滞在時間の延長や宿泊の誘発につながる仕掛けづくりに取り組んできました。

近年、県内外から多くの観光客が訪れている元乃隅神社や長門湯本温泉、仙崎地区にオープンした道の駅センザキッチンなどによる集客力の向上を契機とし、これらを市内全域の観光資源に波及させ、経済効果を生む観光施策が求められています。市内全体における観光消費の底上げにつながっていないのが現状です。

今後の課題

観光消費を拡大させるためには、観光に関わる事業者が、観光客の増加による経済効果を最大限に活用できる仕組みづくりが必要となります。また、市内の宿泊地と観光地、あるいは観光地と観光地を巡る周遊観光を推進し、地域の「稼ぐ力」を引き出ししていくことも重要です。

しかしながら、地域から「稼ぐ力」を引き出すことは容易ではなく、人材がない、ノウハウがない、時間がない、元手がない、自信がないなど、ハードルが高く、なかなか実践まで到達できていないのが実情です。

また、元乃隅神社が県内有数の観光スポットとして浮上したことで、本市の観光にとっては大きなチャンスを迎えています。こうした観光客の動向が市内の他の観光地への波及を生み出すよう、市内の各観光地を連動させた周遊型観光の仕組みづくりが必要となります。

取組の方向性

観光まちづくりのかじ取り役として、長門市観光コンベンション協会のマネジメント機能の強化や市内の観光事業者をはじめとした各事業者との連携による新たな観光商品の開発、MICEなどのコンベンション誘致などにより、地域で「稼ぐ力」を引き出すことで、観光消費向上の取組を推進します。

さらに、広域で経済を回す仕組みづくりとして、観光拠点を周遊するプランの創出や広域連携体制の強化などの取組を進めます。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
観光客数	164万人(R2)	300万人(R8)
宿泊客数	34万人(R2)	50万人(R8)
市内旅行消費額	日帰り客 5,385円(R3) 宿泊客 27,383円(R3)	日帰り客 8,000円(R8) 宿泊客 35,000円(R8)
県外観光客数	82万人(R2)	150万人(R8)
外国人観光客宿泊者数	1,066人(R2)	12,000人(R8)

施策の展開

(1) 長門市観光コンベンション協会の機能充実

- 観光を総合的にプロデュースするため、長門市観光コンベンション協会のマネジメント機能の強化や協働事業者間の連携体制を整備するための仕組みづくり、プロモーション活動の連携を図ります。
- 中核的観光推進組織である長門市観光コンベンション協会に民間企業の人材を登用し、ノウハウを活かした組織機能強化を図ります。

具体的な施策

- ・ 長門市観光コンベンション協会の機能強化
- ・ 観光まちづくりに向けた関係団体の連携強化
- ・ 民間ノウハウを活用したセールスプロモーション

(2) 新たな観光商品や事業者と連携した着地型観光商品の造成

- これまでの地域旅をバージョンアップし、市内事業者との連携による新しい着地型旅行商品の造成やワーケーション・プレジャーやICT技術を活用したオンライン観光などデジタル化時代に対応した新たな観光商品の実現に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 新たな観光コンテンツに取り組む事業者への支援
- ・ ワケーション・プレジャーに向けた宿泊施設・観光施設の多様な活用
- ・ ICT技術を活用したオンライン観光やDX活用によるコンテンツ充実
- ・ 体験観光プログラムの充実
- ・ ツーリズム事業の充実と地域旅との融合
- ・ クルーズ船の誘致

(3) 宿泊につながる観光客誘致

- 観光事業者や交通機関など、幅広い主体の連携を強化し、宿泊につながる仕掛けづくりを行っていきます。
- 県や県内市町、観光事業者や交通機関などの関係機関と連携し、MICE・インバウンド対策も含めた広域観光連携・情報発信を行います。

具体的な施策

- ・ 外国人観光客の誘致に向けた環境整備及びプロモーション
- ・ コンベンションの誘致

(4) 周遊観光の仕組みづくり

- 市内の観光拠点を周遊観光の情報発信拠点として位置づけ、市内観光地への誘導を図ります。

具体的な施策

- ・ 元乃隅神社や長門湯本温泉、道の駅センザキッチンなどの観光拠点と、周辺観光地とのアクセス整備や周遊プランの創出
- ・ 観光地までのわかりやすいサイン誘導
- ・ 観光拠点における積極的な情報提供

(5) 広域連携体制の強化

- 近隣の自治体や隣県の集客力ある観光地との広域的な連携により、誘客を図ります。

具体的な施策

- ・ 山陰本線観光列車の運行に向けた取組（下関市・萩市）
- ・ JR美祢線を活用した取組
- ・ 近隣地域で構成される組織との連携による広域的な取組の推進
- ・ 隣県の集客力ある観光地からの誘客連携

基本方針② 経済効果を実感できる観光振興

施策

2

観光地の魅力創出と情報発信の強化



これまでの取組と現状

本市では、地域の特性を活用したグリーン・ツーリズムなどの体験・交流型プログラムや、「やきとり」「仙崎イカ」などの地域の食を活かした観光振興に取り組んできたところです。

平成30(2018)年からは、多様な体験観光プログラムを商品化し、市内の企業や団体、個人の皆さんがプロデュースした、長門市ならではのさまざまな体験プログラムを提供しています。

今後の課題

現在提供している着地型旅行商品については、催行率のばらつきもみられるため、ニーズに合ったメニュー内容の検討やターゲットごとの情報発信の手法等についての工夫・検討が必要です。

また、新しい生活様式に対応できる形での体験型観光事業に取り組む必要があります。

関係団体調査では、コロナ禍で屋外レジャーが人気となっており、全国的にキャンプ場が賑わっていることから、キャンプ施設の整備を求める声があがっています。また、アウトドア体験やスポーツ体験、文化・伝統体験をはじめとした「長門市ならではの」魅力を地域の人、事業者と連携、協力してつくるために、資源の洗い出し、掘り起こしを行い、関わってもらえる人とのつながりをつくるのが大切です。

取組の方向性

新たな長門の魅力の創出にあたり、本市の自然環境を活かしたアウトドアツーリズムやスポーツツーリズム、昔ながらの生活スタイルや伝統芸能、職人技など、地域に根付いた文化に着目し、観光資源の掘り起こし及びブラッシュアップなどに努めます。

また、訴求力のある戦略的情報発信力の強化を図り、本市の知名度向上や特色豊かなエリアごとの観光資源の発掘を図ることで、さらなる観光客の誘致を行い、観光消費の拡大を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
長門市観光情報Webサイトアクセス件数(1日平均)	2,486件(R2)	4,000件(R8)
リピーターの割合	51.9%(R2)	55.0%(R8)

施策の展開

(1) 新たな長門の魅力の創出

- 本市の食や土産物をブラッシュアップし、知名度とブランド力の向上を図ります。
- 近隣市と連携したアウトドアツーリズムの推進を図るとともに、拠点となるキャンプ場の整備やツーリズム事業と周遊観光の創出により、集客を図ります。
- スポーツや文化・伝統を活かし、魅力度の高い観光事業を創出します。
- 夜の観光コンテンツや季節性のある観光素材づくりを行い、話題性のある観光事業により集客を図ります。

具体的な施策

- ・ながとの「食」や「土産物」の魅力向上
- ・既存素材やイベントのブラッシュアップ
- ・近隣自治体との連携による観光メニューの充実
- ・話題性のある観光コンテンツの造成
- ・文化施設等との連携

(2) 情報発信の強化

- 長門の知名度を上げるため、訴求力の強い戦略的情報発信や観光プロモーションを行っていきます。
- デジタルマーケティングの結果を分析し、最適な観光素材、ターゲットやニーズに応じた情報発信を図ります。
- 旅行先で次の行先を決める観光客も多いことから、旅行中の情報発信強化に努めます。

具体的な施策

- ・ターゲットを明確にした戦略的な情報発信
- ・民間と連携した情報発信
- ・メディア等への積極的な情報提供
- ・ロケ地誘致に向けた取組
- ・観光事業者や市民自らによる情報発信・誘発のための仕組みづくり
- ・旅行中の情報発信強化



シーカヤック体験



音信川うたあかり

基本方針② 経済効果を実感できる観光振興

施策

3

観光地の質の向上の推進



これまでの取組と現状

本市では、ながと成長戦略行動計画に掲げられている3つのエリア(仙崎、湯本、俵山)について、観光振興の核となる拠点として整備し、仙崎地区では道の駅センザキッチンの開業、長門湯本温泉では、温泉街の再生を目指した観光まちづくり事業、俵山地区では「ONSENガストロノミーウォーキング」などのヘルスツーリズムの推進に取り組んできました。

また、県外から本市へ訪れる観光客の交通手段として、新山口駅と本市を結ぶ直行便の運行やレンタサイクル事業など、二次交通、三次交通の整備に取り組んできました。

今後の課題

全国的にはまだ知名度の低い本市にとって、観光客の満足度を高め、口コミ等による知名度の向上を図るため、観光地の質と魅力の磨き上げは取り組むべき課題といえます。

人口減少が進む本市では観光人材の不足も見込まれることから、観光人材の育成や市民が観光まちづくりを主体的に進めていくためのシビック・プライドの醸成も必要となります。

また、国内外から観光客を誘致するためには周辺市町や県との連携、さらには主要交通拠点からのアクセスの向上が必要不可欠となります。

さらに、近年は新型コロナウイルス感染症の流行が観光客数に影響を与えており、新しい生活様式に対応した観光事業者への支援について検討する必要があるほか、観光施設の老朽化も進んでいることから、優先順位を付けた整備の実施や安全・安心な環境整備が課題となっています。

取組の方向性

各エリアでの特性を活かし、景観に配慮したまちなみ整備や観光サービスの充実により、質の高い魅力あふれる観光地づくりを推進します。また、新型コロナウイルス感染症の流行など社会情勢の変化に対応できるよう観光事業者の経営力向上や事業継続化の支援、新しい生活様式に対応した観光地づくりに取り組み、安全・安心して観光に訪れることができる環境づくりを推進します。

また、JRやバス・タクシーなどの事業者と連携した二次交通・三次交通対策についても継続した事業実施に取り組めます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
観光ガイド数	27人(R2)	60人(R8)
二次交通利用者数	1,726人(R2)	6,000人(R8)

施策の展開

(1) 安全・安心な観光地の確立

- 社会情勢の変化に対応した観光地づくりを支援し、観光客に安全・安心して訪れていただく環境整備に取り組みます。

具体的な施策

- ・ ニューノーマルに対応した観光事業者への指導・支援
- ・ 観光地における安全対策
- ・ 安全・安心に配慮した観光地づくり

(2) シビック・プライド醸成による観光人材の育成

- 観光客の嗜好にあった楽しみ方を提案できる観光人材を育成し、おもてなし力の向上を図ります。
- 市民のシビック・プライドの醸成を図るとともに、観光事業における市民と事業所との連携体制の確立を図ります。

具体的な施策

- ・ 長門のおもてなし力の構築
- ・ 市民を巻き込んだ観光振興
- ・ 研修による接客スキルの向上

(3) ながと観光の質と魅力の磨き上げ

- 5つの温泉を巡る仕組みや、温泉街の風情を活かしたまちなみ整備を推進します。
- 長門湯本温泉や依山温泉、道の駅センザキッチンなどエリアごとの特色あるまちなみ整備や拠点機能の強化を図り、ながと観光の質と魅力の向上に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 長門温泉郷の魅力を活かした取組
- ・ 長門湯本温泉観光まちづくり事業の推進
- ・ 依山温泉の活性化に向けた取組強化
- ・ 仙崎地区周遊促進の仕組みづくり
- ・ その他地区の観光振興

(4) 観光地の景観保全

- ビュースポット周辺の環境整備や老朽化施設等の整備など、観光地の景観保全に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 老朽化施設等における優先順位をつけた整備の実施
- ・ 市民協働による観光地清掃活動
- ・ ビュースポット周辺の環境整備
- ・ 観光客にわかりやすい案内看板の整備

(5) 二次交通・三次交通の整備

- JRやバス・タクシー事業者と連携し、二次交通対策を充実させ、観光客の利便性を図ります。
- レンタサイクルによるエコ観光の推進に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 新山口駅発長門行き直行便等の継続と利便性向上
- ・ 山口宇部空港発長門行き直行便等の検討
- ・ 二次交通・三次交通の整備
- ・ レンタサイクルによるエコ観光の推進



長門湯本温泉観光まちづくり



レンタサイクルによるエコ観光の推進



05

基本
目標

歴史・文化を継承し、
輝く人を育むまち

基本
方針

- ①子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備
- ②知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成
- ③生涯学習の理念に基づく取組の推進

基本方針① 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備

施策

1

安全・安心な教育を支える環境整備



これまでの取組と現状

学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場であり、豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を果たします。また、災害時には地域住民の避難場所としての役割を担うことから、その安全性の確保がとても重要です。このため、学校施設の健全な状態を維持しながら長く利用する長寿命化と、ライフサイクルコストの削減、財政負担の軽減及び平準化を図ることを目的に、令和元(2019)年度に「長門市学校施設長寿命化計画」を策定し、老朽化した施設の計画的な修繕・更新に取り組むこととしています。

さらに、すべての児童生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるように、いじめや不登校、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた取組、教育支援活動を進めています。

今後の課題

学校施設の老朽化に対応するため、日常的な安全点検をこれまで以上に強化することはもとより、「長門市学校施設長寿命化計画」に沿った長寿命化改修を進めていくこととしていますが、改修には多額の費用を要するため、国の交付金等を活用しながら財源を確保し、計画的に整備を進めていく必要があります。

また、SNS等を介した友達同士のトラブルや不登校児童生徒数が増加傾向にあり、学校だけでは解決が困難な問題も出現しています。

取組の方向性

学校施設については、「長門市学校施設長寿命化計画」に沿って、引き続き計画的に整備していきます。また、子どもたちの通学時の安全確保や安心して学校生活を送ることのできる教育環境の整備に努めます。

さらに、教育相談体制の充実とともに、少年安全サポーターやSSW等による支援の充実、学校と教育支援センターなどの関係機関との連携・協働により専門的知見を踏まえた支援に取り組んでいきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
学校施設大規模改修件数(小・中学校)	6件(R2)	10件(R8)
いじめ問題の解消事案の割合(小・中学校)	91.0%(R2)	95.0%(R8)
不登校児童生徒の割合(小・中学校)	1.6%(R2)	1.0%(R8)

施策の展開

(1) 教育環境の整備

- 子どもたちが安心して学べるよう、教育環境を整えます。

具体的な施策

- ・ 学校施設の整備・改修

(2) 子どもたちの通学支援

- 子どもたちの通学時の安全確保に努めます。
- 遠距離通学児童生徒の保護者の経済的な負担軽減を図ります。

具体的な施策

- ・ スクールバスの運行
- ・ 通学路の安全点検の実施
- ・ 通学に係る費用の補助

(3) いじめの根絶

- 子どもたちが安心して学校生活を送られるよう、いじめのない学校を目指します。

具体的な施策

- ・ いじめ問題等対策の充実

(4) 不登校の解消

- 不登校児童生徒・保護者・教職員への教育支援活動を行います。

具体的な施策

- ・ 不登校の未然防止に向けた専門家派遣の充実
- ・ 教育支援センターの充実

(5) 保護者の経済的負担の軽減

- 保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒の就学継続を図ります。

具体的な施策

- ・ 要・準要保護児童生徒就学援助の実施



教育支援センターの充実

基本方針① 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備

施策

2

教職員の指導体制と教育環境の充実



これまでの取組と現状

本市では、確かな学力の向上、みずぐ教育の充実等、さまざまな教育課題の解決に向けた研修会等を実施することにより、教職員の指導体制の充実を目指して取り組んでいます。

学校教育の情報化にあたっては、①情報教育の体系的な推進、②教科指導における情報活用能力の育成、③校務の情報化の推進、の3つの側面から環境を整備し、教育の質の向上に努めてきました。

また、令和2(2020)年度までに、国の進めるGIGAスクール構想に沿って、児童生徒に1人1台の端末整備や学校における高速大容量の通信環境の整備を行うなど、ハード面において、学校教育の情報化が一気に進みました。

今後の課題

各中学校区において地域住民の高齢化や固定化、児童生徒数の減少が進む中、学校・家庭・地域の連携・協働の更なる充実と、同一校種間・異校種間での研修会等を通じた連携・協働に継続して取り組むことが、これまで以上に求められています。

また、GIGAスクール構想により、児童生徒に1人1台の端末が整備されたことから、今後は、これらの環境を活用し、授業をはじめとする教育活動の中で、誰一人取り残すことのない確かな学びを構築していくための体制の充実を図り、効果的に取組を進めていく必要があります。

取組の方向性

各中学校区において小・中学校で地域連携カリキュラムづくりを行うことや、小中一貫教育への取組を生かした「地域とともにある学校づくり」の更なる推進を目指します。

また、学校において1人1台端末の活用が円滑に進むよう、通信環境の改善、向上に努めるとともに、教職員の研修体制の整備やICT支援員の派遣、校務の情報化等による教職員の負担軽減などに取り組む、学校におけるICT活用促進に向けた体制の充実を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
全国学力・学習状況調査で、「授業でコンピュータなどのICTをほぼ毎日使用した」と回答した児童生徒の割合	小学校 15.0%(R3)	80.0%(R8)
	中学校 11.0%(R3)	80.0%(R8)
全国学力・学習状況調査で、「学校で課題を設定し、実践的な研修をしている」と回答した学校の割合	小学校 80.0%(R3)	85.0%(R8)

施策の展開

(1) ICT教育環境の整備

- 児童生徒のICT活用能力の向上に向けて、学校におけるICT教育環境の整備やタブレット端末を効果的に活用した学習に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 学校教育情報化にかかる環境整備

(2) 教職員の資質向上

- 確かな学力の向上がより一層促進されるよう、研究会等の各種研修会の実施により、指導者の資質向上を図ります。

具体的な施策

- ・ 学校教育研究大会の充実
- ・ 研究指定校補助の充実

(3) 教職員の指導体制の充実

- さまざまな人材の活用により、質の高い教育や授業づくり、あるいは校務の質の向上と効率化を目指します。

具体的な施策

- ・ 学校図書館支援員配置の充実
- ・ 教員業務アシスタント配置の推進
- ・ 校務の情報化等による校務負担軽減



ECC楽しく学ぶ英語学習



1人1台端末を使った授業

基本方針① 子どもたちの安全・安心確保と質の高い教育環境の整備

施策

3

地域総がかりで子どもたちを育てる環境の整備



これまでの取組と現状

本市では、学校・家庭・地域の連携を推進するため、公民館を核とした市民参画による教育支援ネットワークシステム「地域協育ネット」を確立し、コミュニティ・スクールと一体となった活動に取り組んでいます。

今後の課題

地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの運営が行えるよう、支援充実のための人員配置を継続するなど、地域連携教育の推進に向けた更なる取組が必要です。

また、公民館長は、令和2(2020)年度から地域と学校との連携を更に進めるために設置された長門市地域学校協働活動推進員を兼ねており、公民館長が地域と学校との関係を上手くコーディネートしていくことが求められています。

取組の方向性

本市の子どもたちが、将来ふるさと「ながと」の担い手となるように、さまざまな人的・物的な支援体制を充実させていくとともに、学校地域連携カリキュラムと児童生徒の主体的な活動等の充実を目指します。

また、公民館長が地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たしながら、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」への取組を推進していきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
全国学力・学習状況調査で、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答した学校の割合(小・中学校)	58.6%(R3) ^{※1}	63.0%(R8) ^{※1}
地域協育ネット支援者数	5,895人(R2)	10,000人(R8)

※1小・中学校の平均

施策の展開

(1) コミュニティ・スクールの充実

- 学校運営協議会の活動の充実に努めます。

具体的な施策

- ・ 学校運営協議会委員の資質向上
- ・ コミュニティ・スクールの活動内容の情報発信強化
- ・ 地域連携アシスタントの配置

(2) 地域協育ネットの推進

- 公民館を核とした教育支援ネットワークシステムの推進を図り、地域における子どもの学びを充実させます。

具体的な施策

- ・ 地域協育ネットにおける体験活動の充実



通・仙崎みずと学園

ふるさと通・仙崎を愛し 思いやりの心をもった子どもの育成

仙崎小学校

見守り下校



1年生が入学した4月の下校時は、地域の方が見守り下校に付き添ってくださいます。

みずとガーデンウィーク



花壇の花の植え替え時(年2回)に地域の方にお手伝いをしていただいています。

通小学校

あいさつこだまキャンペーン



毎朝、学校までの坂道の途中で、通の街に向かって大きな声であいさつをしています。すると、下の方から、地域の方の「がんばってね!」という気持ちのよいこだまが返ってきます。

つり集会



公民館を通して人材を募り、仕掛けやえさの準備、釣り方のこつなど、多くのサポートをいただいています。毎年バケツいっぱい魚が釣れており、地域の方の御支援と海の恵みに感謝しています。

仙崎中学校

クリーンタイム



地域の老人会や婦人会の方々に協力していただき、花壇の手入れを春と秋の年2回実施しています。

地域の方との熟議



よりよい生活・学習習慣をめざして、生徒・学校運営協議会委員・教職員による熟議を行いました。

学校でのコミュニティ・スクール活動

基本方針② 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成

施策

1

「確かな学力」の育成



これまでの取組と現状

「確かな学力」の育成にあたっては、全国学力・学習状況調査や県の独自調査に基づき、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、成果と課題を検証することなどを通して、研修・授業実践・検証のPDCAサイクルの構築を目指しています。

また、小・中学校で新学習指導要領が全面実施となり、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた全教科での授業改善や、ICT活用能力の育成を目指して、教育課程の見直しを進めるカリキュラム・マネジメントの推進に取り組んでいます。

今後の課題

「確かな学力」の育成に向けて、各学校における組織的な取組や効果のあった実践を共有することや、方針及び計画の進行管理を充実させていくことが必要です。

また、みずぎ学園ごとに行っている「確かな学力」の育成に向けた各種研修会を継続し、よりよい児童生徒の学びにつながるような校種間での学びの系統性を見据えた授業改善を図っていく必要があります。

取組の方向性

学習指導要領の趣旨である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を目指し、学力向上推進リーダーとの連携を図りながら、ICT機器の活用や英語への興味関心を高めるような各学校の取組を充実させていきます。

また、各学校やみずぎ学園単位でのカリキュラム・マネジメントを行い、校種間のなめらかな接続に向けた取組を情報共有する場やよりよい取組を目指して協議する場となるような研修会等を継続して開催し、充実した取組となるよう努めます。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率を上回っている教科・分野の割合（小・中学校）	100%(R3)	100%(R8)
小中一貫教育に向けたカリキュラムを毎年見直しているみずぎ学園の割合（小・中学校）	100%(R2)	100%(R8)

施策の展開

(1) ICT活用能力の育成

- プログラミング教育やICT活用能力の育成に取り組めます。

具体的な施策

- ・ 小学校におけるプログラミング教育の推進

(2) 学力の向上

- 学力・学習状況調査等の結果分析・検証から効果的な取組の実施まで、組織的・継続的に推進します。
- 英語に対する興味関心を高め、児童生徒の語学力を更に高めるような取組を推進します。

具体的な施策

- ・ 「確かな学力」育成に向けた研修会の充実
- ・ 外国語指導助手派遣の充実

(3) 幼保・小中一貫教育の推進

- 小・中学校9年間と、幼保と小学校のなめらかな接続を意識したカリキュラムの充実に取り組めます。

具体的な施策

- ・ みずゞ学園単位で実効性を高めたカリキュラムの作成及び見直し・改善

(4) 就学前教育の充実

- 一人ひとりの個性や発達段階に応じた就学前教育の充実を図るための環境整備を進めます。
- 幼児教育・保育の一体的な提供や幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携強化により、就学前教育の充実を図ります。また、入園者の状況を踏まえ、各施設の量の確保に努めます。

具体的な施策

- ・ 保育の質の向上に向けた各種研修の実施
- ・ 認定こども園に対する施設型給付費の支給
- ・ 小学校入学前のアプローチカリキュラムの充実
- ・ 幼児教育・保育の一体的な提供



ALTとの楽しい授業



プログラミング教育の推進

基本方針② 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成

施策

2

豊かな心と健やかな体の育成



これまでの取組と現状

金子みずぶさんのまなざしと感性を大切に「心の教育」に取り組むとともに、人権教育を推進しています。また、食事や睡眠、病気の予防など健康教育の充実に向けた研修を開催しています。

人は「働くこと」を通して人や社会と関わり、その生涯の中で自らの役割の価値を見いだしていく積み重ねが「キャリア」となります。そこで、一人ひとりの社会的・職業的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる「キャリア教育」の充実に向けて、長門市しごとセンターとも連携しながら取り組んでいます。

今後の課題

人権尊重への取組については、これまでの施策等の効果を検証し、見直しを行うとともに、継続して地域社会の実情等を考慮していくことが求められます。

また、児童生徒の豊かな心や健やかな体の育成には、各種調査により明らかになったデータ等から子どもの現状を捉え、適切な教育や支援を行うための体制づくりが必要となります。

さらに、子どもたちの望ましいキャリア形成のためには、さまざまな人との関わりや意見交換などの場の構築が有効な方法です。

取組の方向性

「市民一人ひとりの人権が尊重されたまち」の実現に向けて、学校・家庭・地域・関係機関と連携しながら「山口県人権推進指針」を踏まえ、人権教育・啓発活動に取り組むとともに、みずぶ教育を充実させることにより、「他人を思いやる心」や「多様性に対する寛容さ」などを育みます。

また、学校給食を充実させ、給食を通じた食育の更なる推進を図るとともに、体や健康に関する調査等の結果を活用しながら、研修会等を通じて児童生徒の健やかな体の育成を目指します。

さらに、職業に関する学習や体験、各種催し物等による、異年齢交流や地域の大人との関わり等を通して、望ましいキャリア形成につながる取組の推進に努めます。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
全国学力・学習状況調査で、「困っている人を進んで助ける」と回答した児童生徒の割合(小・中学校)	92.0%(R3)	94.0%(R8)
地域の企業や高等学校が長門サイエンスフェスティバルで開いているブース数	24(R1)	25(R8)

施策の展開

(1) 豊かな心の育成

- 人権尊重の精神やみずぐ教育で育まれた「思いやりの心」を具体的な生活に生かすことのできる児童生徒の育成に努めます。

具体的な施策

- ・ 人権教育の推進
- ・ みずぐ教育の推進

(2) キャリア教育の推進

- 異なる年齢の人とのさまざまな交流を通して、児童生徒の望ましいキャリア形成につながる取組を推進します。

具体的な施策

- ・ 地域人材・企業を活用した小・中・高校をつなぐキャリア教育の推進
- ・ 民間企業との連携による自己実現やキャリア形成を目指した次世代教育

(3) 健やかな体の育成

- 栄養バランスの取れた学校給食の提供により、子どもたちの健やかな体をはぐくむとともに、食を通じてさまざまな知識を深めることができるよう、食育の推進に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 学校給食の充実
- ・ 食育の推進



学校給食の充実



サイエンスフェスティバルでの異年齢交流

基本方針② 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成

施策

3

特別なニーズに対応した教育の推進



これまでの取組と現状

本市では、特別な支援を要する幼児・児童生徒の自立と社会参加を目指して、地域コーディネーターが有する高い専門性を活用し、各園・各校への支援の充実に取り組んでいます。

また、発達障害などがある児童生徒が、円滑な学習活動や学校生活を送ることができるよう、必要に応じて補助教員を配置しています。

今後の課題

障害のある幼児・児童生徒が、将来の夢や希望、思いや願いを実現できるよう、個性や可能性を最大限に伸ばして、主体的かつ積極的に地域や社会に参画していくためには、特別支援教育の質を更に向上させる必要があります。

また、障害のある人となない人、文化や言語の異なる人等が共に学ぶことのできる共生社会の実現に向けて取り組むことが必要です

取組の方向性

特別支援教育補助教員や地域コーディネーターの配置を継続・充実させ、実態を踏まえたきめ細かな支援に取り組めます。

また、就学前教育・保育を担う園担当者や市の保健師との連携の重要性を認識し、引き続き情報共有に努めます。

さらに、令和元(2019)年度から実施している外国籍の児童生徒への支援については、関係機関と連携し、個々の必要性に応じた授業支援や日本語指導に継続して取り組めます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
市教育支援委員会で審議し、その判断をもとにした就学指導を受けている児童生徒の割合(小・中学校)	98.0%(R2)	100%(R8)
全国学力・学習調査で、「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合(小・中学校)	91.5%(R3)	94.0%(R8)

施策の展開

(1) 教育支援の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、幼児・児童生徒のもてる力を高め、支援体制の充実に努めます。

具体的な施策

- ・ 特別支援教育の支援・指導体制の充実
- ・ 特別支援教育補助教員の配置の充実
- ・ 教育支援委員会の実施

(2) 外国籍の児童生徒への支援

- 安心して学校生活を送られるように教育環境の充実を目指し、通訳等の支援活動を行います。

具体的な施策

- ・ 多文化共生社会の構築に向けたグローバル化対策の充実

基本方針③ 生涯学習の理念に基づく取組の推進

施策

1

いつでもどこでも学べる機会の充実



これまでの取組と現状

急激な社会変化の中で、市民のライフスタイルは多様化し、生涯学習における市民ニーズも幅広くまた高度なものとなっています。誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができるよう「長門市生涯学習推進計画」に基づき、公民館8館、公民館類似施設1館、分館1館の計10館が地域の生涯学習の拠点施設として、講座や教室のほか、スポーツ・レクリエーションを含む学習の機会を提供しています。

また、図書館においても、図書等の収集・情報の提供に加え、市民に読書の輪が広がるように、読書に親しむ環境づくりのためのさまざまな図書館活動に取り組んできましたが、来館者は減少傾向にあります。

今後の課題

生涯学習活動を行う世代層において、高齢者の比率が高く、若者の参加が少ない傾向にあります。生涯学習に関するアンケート調査では、30代から60代までの人は「仕事が忙しい」が上位意見としてあげられ、40、50代では「きっかけが無い」と答えた人も多くなっています。より多くの方の参加が得られるよう、開催日時、内容の検討を行うなど、参加しやすい環境づくりが求められています。

公民館は生涯学習の拠点施設としての役割を担いながら、市民協働の視点から、地域づくり・まちづくりの活動拠点としての役割も求められています。

図書館についても、生涯を通じて学ぶ場として、重要な役割を担っています。利用者が減少傾向にあることから、図書館資料の充実や図書館でのイベントの企画実施、ボランティアとの連携強化を図るなど、利用者ニーズに応じたサービスの充実が求められていることに加え、図書館から遠い地域の住民や未利用者の利用促進を図る必要があります。

取組の方向性

公民館が、生涯学習及び生涯スポーツの拠点、地域づくりの拠点として、さまざまな地域課題を解決する地域の核となるよう、引き続き公民館機能の充実に取り組みます。また、地域づくりの活動拠点としての役割をより効果的・機能的に果たすことができるよう、指定管理者制度や地域交流センター化などについて検討を進めます。

図書館は、地域の情報センター及び市民の知識や文化の拠点として、資料収集・提供に努めるとともに、市民の利用しやすい「居心地のいい図書館」を目指し、市内外の関係機関と連携し、読書環境の整備に取り組めます。また、移動図書館の巡回を充実させることにより、図書館サービスの向上と機能拡充を図ります。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
生涯学習関連事業数	85事業（R1）	90事業（R8）
スポーツ推進委員等による出前講座の実施	12回（R2）	25回（R8）
図書館の実利用率	11.2%（R2）	13.0%（R8）

施策の展開

(1) 公民館機能の充実

■ 公民館を利用するすべての人の協働により、「私たちの公民館づくり」を目指します。また、地域課題解決に向けて生涯学習と市民協働の関わりを伝えていきます。

具体的な施策

- ・ 公民館指定管理・管理運営事業
- ・ 公民館運営協議会の充実

(2) 生きがい・体験学習の機会の提供

■ 公民館などを地域の生涯学習の拠点として、地域住民に幅広い学習の機会や体験学習の場を提供します。

具体的な施策

- ・ 公民館主催事業の充実
- ・ 団体・サークルへの支援

(3) スポーツ活動の場・機会の提供による生涯スポーツの推進

■ 市民の健康増進のため、生涯にわたってスポーツに参加できるよう生涯スポーツを推進します。
■ 学校体育施設の開放など既存の施設を利用しながら、地域におけるスポーツ活動を推進します。

具体的な施策

- ・ ニュースポーツの推進
- ・ 各種スポーツ教室の開催
- ・ 地域・団体におけるスポーツ活動の推進
- ・ 学校体育施設の開放

(4) 図書館の充実

■ 地域の情報センター及び市民の知識や文化の拠点として、図書資料の充実を図るとともに、快適な読書環境の保持に努めます。

具体的な施策

- ・ 移動図書館等による遠隔地サービスの充実
- ・ レファレンスサービス等図書館サービスの充実



日置はまゆう学級



移動図書館「ぐるブック号」

基本方針③ 生涯学習の理念に基づく取組の推進

施策

2

家庭・地域・学校の協働の促進



これまでの取組と現状

本市では、家庭・地域・学校の連携を推進するため、公民館を核とした市民参画による教育支援ネットワークシステム「地域協育ネット」を確立し、コミュニティ・スクールと一体となった活動に取り組んでいます。また、各学校等で保護者が開設する家庭教育学級及び青少年育成市民会議等の活動を支援し、青少年の健全育成に取り組むとともに、放課後子ども教室を市内小規模校(5校)すべてで開設し、放課後の子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

今後の課題

家庭・地域・学校の連携をより密にできるよう地域協育ネットの活動を更に活性化するとともに、それぞれの地域協育ネットが連携した取組が求められています。

取組の方向性

家庭・地域・学校が連携し、家庭教育、放課後子ども教室や学校教育等の支援活動を推進するため、「地域協育ネット」の拡充に取り組みます。また、各家庭教育学級や青少年育成市民会議等の活動支援に引き続き取り組みます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
家庭教育学級参加率	37.0%(R2)	40.0%(R8)
放課後子ども教室登録率	59.9%(R2)	80.0%(R8)

施策の展開

(1) 家庭教育の推進

- 家庭教育学級の効果的な運営のため、合同研修会や意見交換会などを開催し、その活動を支援します。

具体的な施策

- ・ 家庭教育学級への支援
- ・ 公民館事業との連携

(2) 子どもの居場所づくり

- 放課後の子どもの安全で健やかな居場所を確保するとともに、放課後子ども教室の活動を支援するため、研修会などを開催します。

具体的な施策

- ・ 放課後子ども教室の充実
- ・ 指導者の育成

(3) 地域協育ネットの推進（再掲）

- 公民館を核とした教育支援ネットワークシステムの推進を図り、地域における子どもの学びを充実させます。

具体的な施策

- ・ 地域協育ネットにおける体験活動の充実（再掲）



家庭教育学級意見交換会



油谷地域協育ネット「昔の遊び体験」

基本方針③ 生涯学習の理念に基づく取組の推進

施策

3

次世代への地域文化の継承



これまでの取組と現状

本市では、地域に残る伝統文化の保存・継承、文化財の維持・管理等を支援しており、地域の伝統文化の保存・伝承に取り組む団体に対する継続的な支援に加え、指定文化財の維持補修を行ってきました。

また、市では地域参加型の文化活動について支援をしており、「油谷こどもミュージカル」など地域参加型の文化活動が定着し、文化意識の向上に一定の成果を上げています。

今後の課題

高齢化や少子化に伴い、地域における伝統文化の保存・継承が困難となっているケースが見受けられます。若い年代の参加を促進するとともに、無形民俗文化財の映像化も進めていく必要があります。

また、災害や老朽化による文化財や案内掲示板等の破損が増えており、環境整備を行うことによって、文化財保護に対する意識を高める必要があります。

さらに、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域総がかりで取り組む体制づくりが必要となっています。

地域文化活動においては、若者の文化・芸術離れが課題となっており、若者が参加できる文化・芸術活動の支援体制を整える必要があります。

取組の方向性

伝統文化の保存・伝承に対する継続的な支援と定期的な文化施設の整備を行うことにより、郷土への愛情を育み、文化財保護に対する意識を後世へと継承していきます。

文化施設については、企画展や公開行事を開催し、観光分野と連携し情報発信することにより利用者の増加を図ります。

地域文化団体については継続的に支援し、市民の文化・芸術意識の高揚を図るとともに、市民が参加できる文化活動を推進します。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
国・県・市指定の文化財の総件数	86件(R2)	87件(R8)
ながと歴史民俗資料室来場者数	762人(R2)	1,500人(R8)

施策の展開

(1) 地域の伝統文化の保存・継承

■文化財の保存・活用に関する取組を検討し、関係団体や地域住民の理解・協力を得ながら、文化財の保存・活用を図ります。

具体的な施策

- ・ 俵山女歌舞伎・俵山子ども歌舞伎、通鯨唄、滝坂神楽舞や各地域の楽踊りなど地域の伝統文化資源の保存・継承
- ・ 有形・無形文化財の保存・継承

(2) 文化施設の利用促進

■ながと歴史民俗資料室において、施設の利用促進を図り、文化財愛護の意識向上を図ります。

具体的な施策

- ・ 常設展示の工夫や企画展の開催による施設の利用促進

(3) 文化・芸術活動への参加促進

■文化・芸術活動の発表の場の確保や、文化活動への支援を行い、市民の文化・芸術活動への参加を促進します。

具体的な施策

- ・ 美術展や文化祭などの開催
- ・ 地域参加型の文化活動への支援



俵山子ども歌舞伎



長門市美術展



06

基本
目標

支えあい、地域を担う 協働のまち

基本
方針

- ①地域で担うまちづくりの推進
- ②まちづくり参加の促進

基本方針① 地域で担うまちづくりの推進

施策

1

市民協働の推進



これまでの取組と現状

本市では、平成24(2012)年に「長門市みんなが進める市民協働によるまちづくり条例」を制定し、市民、地域コミュニティ、市民活動団体及び事業者の役割と市の責務を明らかにし、それぞれが考え、協力し、行動することによって、住むことに喜びを感じ誇れる豊かな地域社会の実現を目指してきました。

平成29(2017)年3月には、「第2次ながと協働アクションプラン」を策定し、地域で担うまちづくりを推進するため、地域で活躍する団体の支援や人材の育成支援、誰もが協働のまちづくりに取り組んでいける仕組みづくりを進めてきました。

今後の課題

市民アンケートでは、市民協働の認知度が前回調査時と比べ下がっていることから、市民協働に対する理解をより深めていくための取組が必要です。

また、地方創生に向けた、「しごと」と「ひと」を支える「まち」の活性化のためには、地域の自主性や主体となる人材の育成が必要です。

取組の方向性

令和4(2022)年3月に策定した「第3次ながと協働アクションプラン」のもと、市民協働の輪を広げ、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者及び行政がそれぞれの特性を生かしながら、さまざまな課題解決に協働で取り組める体制を構築することで、地域の担い手の育成を推進します。特に、次世代を担う若年層や女性の協働への参画機会を増やすことで、長門市の未来につなげていきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
地域のまちづくり活動に参加している市民の割合	15.2%(R2)	25.0%(R8)

施策の展開

(1) 市民の意識の醸成

- ながと協働アクションプランに沿って、協働に関するさまざまな取組を推進します。
- 市民が主体性を持ち、地域の課題に取り組んでいくという意識改革を図ります。

具体的な施策

- ・ 市民が主役となる地域活性化事業の展開
- ・ 市民協働に関する情報発信

(2) 市民との対話による仕組みづくり

- 協働の各主体をつなぐ組織・拠点を整備します。
- 市民の活動団体の交流や連携を図ります。
- 協働によるまちづくりを進めるため、各主体がより良い関係を構築できる対話の場を創出します。

具体的な施策

- ・ 市民活動支援センターの設置
- ・ 市民協働の体制づくり
- ・ 各種団体を取りまとめる仕組みづくり
- ・ 座談会や出前ミーティングの実施

(3) 地域イベント・行事の活性化

- 住民主体の企画・運営によるイベント・行事を促進し、開催にあたっての支援を行います。
- ウィズコロナ・アフターコロナ期において事業者等が自らの企画立案により、地域に賑わいを創出するイベント等各種取組を支援します。

具体的な施策

- ・ ながと賑わい創出への支援
- ・ 地域団体への支援



市長と協働のまちづくりミーティング

基本方針① 地域で担うまちづくりの推進

施策

2

地域コミュニティの活性化



これまでの取組と現状

本市の市民協働アクションプランでは、人口減少等により弱体化しつつある集落機能の再生を柱の一つとし、取組を進めています。

現在、集落機能再生事業の取組により、各地区で地域協働体が設立され、地域が抱えるさまざまな課題解決のため、人口減少と高齢化により弱体化が進む自治会に代わって、自治機能強化に向けた活動を行っています。市においても、事業実施のための財源支援や、自治体職員の参画や集落支援員の配置などの人的支援を行うことと併せ、地域リーダー育成のための研修会などを行っています。

今後の課題

地域コミュニティにおいては、その活動の中心となる役員が高齢化している状況にあり、健康寿命延伸により健康な高齢者を増やすことに加え、地域における青壮年層のリーダーを養成するなど、人材の確保が求められています。

さらに、それぞれの地域において、日常生活に必要な最低限の機能を集約するなど、元気生活圏を形成する必要があります。

取組の方向性

「第3次ながと協働アクションプラン」に基づき、地域協働体の設立を進め、住民自治活動の促進と地域コミュニティの活性化を図ります。また、自立した活動の展開と持続可能な体制づくりのため、コミュニティビジネスの取組を一層支援します。

また、地域リーダーとなる人材の発掘と養成、学域連携や企業連携を進めるほか、それぞれの地域において「小さな拠点」の整備などによる元気生活圏の形成を促進します。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
地域協働体設置面積の全市に占める割合	80.0%(R2)	100%(R8)

施策の展開

(1) コミュニティの活性化支援

- 地域自治を進め、課題の洗い出しとその解決を図るための地域協働体の設立と活動を支援します。
- 地域の老朽施設改修や既存施設活用を進め、コミュニティ施設の充実を図ります。

具体的な施策

- ・ コミュニティ助成事業や集落機能再生事業のさらなる展開
- ・ コミュニティ意識の醸成
- ・ コミュニティ施設の充実
- ・ それぞれの地域課題解決に向けた助成

(2) 地域づくりリーダーの養成

- 地域の活性化に向けて、人材発掘と地域リーダーを養成します。
- 教育、福祉、環境など、多様な分野にも注目して人材発掘を進めていきます。

具体的な施策

- ・ 地域づくりリーダー養成講座の開講

(3) 「小さな拠点」の整備促進

- 日常生活に必要な最低限の機能を集約した「小さな拠点」の整備を市民参画により進めます。

具体的な施策

- ・ 地域の夢プラン作成の支援
- ・ 国・県・地域と連携した「小さな拠点」の整備



集落支援員の研修会

基本方針① 地域で担うまちづくりの推進

施策

3

定住環境づくりの推進



これまでの取組と現状

本市では、高校を卒業した若者が進学や就職により都市圏に多く転出しており、社会減の状況が続いています。さらに、進学により転出した人数に比べ、Uターン就職者数が少なく、若年層の人口流出が顕著となっています。一方で、地域によってはIターン者がみられることから、それぞれの地区における受入体制や住環境づくりが必要となっています。

このような現状の中で、空き家バンク活用制度の利用登録者は令和2(2020)年度末で109人、登録空き家は59件で、移住実績は8件15人(令和2(2020)年度)となっており、効果がみられ始めています。地域おこし協力隊については、10人を配置しており、地域の活性化を推進するとともに、情報発信を行っています。

今後の課題

市民アンケート調査では、今後の定住意向について、10代・20代では約3割が市外へ転出すると思うと回答しており、市への愛着においても約16%の人が愛着を感じないと答えています。進学等により一度は本市から出る人が、また戻ってきたいと思える取組を進めていくことが必要です。

市民アンケート調査では、地域づくりにおいて力を入れるべきこととして、移住・定住の促進に向けた取組が最も多くあげられました。

移住者の受入にあたっては、まちづくり協議会と連携し、事前に地域や地域コミュニティなどについて情報提供をすることで、移住後のミスマッチを防ぐことも重要です。

また、定住支援サイトによる空き家情報の提供や、SNSを活用し移住希望者が求める情報発信が求められます。

人口減少により、空き家が増加することが懸念されますが、関係団体調査では、空き家バンクへの登録が少ない、どこが空き家なのかわからないなどの意見があげられており、空き家の情報収集・空き家バンクへの登録を進めるなど、空き家の有効活用を引き続き行っていく必要があります。

取組の方向性

UJIターンの促進に向け、移住・定住施策に加え、働く場の確保や子育て支援策など、暮らしにかかわる施策の総合的な整備を行い、一体的な情報発信を行います。特に若者の定着に向けた支援を充実し、若者が安心して結婚、子育てができ、本市に住み続けられるまちづくりを目指します。

また、空き家の活用を図るとともに、地域おこし協力隊を地域に配置し、地域コミュニティや地域団体等との連携による移住・定住の促進を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
UJIターン希望者の相談件数	577件(R2)	800件(R8)
空き家バンク制度を利用した移住者数	15人(R2)	20人(R8)
空き家バンクの空き家登録件数	59件(R2)	80件(R8)

施策の展開

(1) UJIターン希望者への支援・受入体制の構築

- UJIターン希望者のニーズに合った情報を収集し、効果的な情報発信に努めます。
- 空き家バンク登録数を増やし、移住者の選択肢を広げるとともに、定住支援員による相談体制の充実を図ります。また、移住後のミスマッチを防ぐため、定住支援員、移住コーディネーターによる情報発信、相談や地域協議会との連携を図ります。
- 定住のための各種制度による支援を行うとともに、各種コミュニティの形成支援により地域の受入体制を構築します。また、地域と継続的に関わる多様な人材である「関係人口」の拡大・創出にも取り組みます。

- 具体的な施策
- ・ シティプロモーションと連携した一体的な情報発信(ホームページ、SNS、都市部の情報フェア出展)
 - ・ 空き家バンク制度の活用による移住者の確保
 - ・ 各種補助金制度による移住者への支援
 - ・ 定住支援員・移住コーディネーターによるきめ細かな移住相談

(2) 地域おこし協力隊の配置

- 地域おこし協力隊による、地域の活性化に取り組みます。

- 具体的な施策
- ・ 地域おこし協力隊の配置

(3) 若者の定着支援

- 若者が安心して結婚、子育てができ、本市に住み続けられるまちづくりを目指すため、若者の定着支援に取り組みます。

- 具体的な施策
- ・ 若者の定着に向けた支援の充実
 - ・ 医療・福祉系など専門人材確保に向けた取組
 - ・ 若者の出会いの場の拡充



専門員による移住相談

基本方針① 地域で担うまちづくりの推進

施策

4

市民参加によるシティプロモーションの推進



これまでの取組と現状

本市の広報紙やホームページ、令和元(2019)年度からスタートさせた市政情報番組「知っちょこ」において、市政や本市の特色ある事業を市民にわかりやすく紹介しています。さらにInstagramやFacebookなどのSNSを活用し、幅広い世代にスピーディーに情報を届けるよう取り組んできました。

また、令和元(2019)年度に長門市シティプロモーション部を発足させ、市民自ら本市の魅力を見直し、情報発信を行うことで、本市で暮らしてみたいと思う人を増やし、持続可能なまちへとつなげる取組を進めています。

そのほかにも、「市長への提言箱」を本庁、各支所、各出張所に設置するとともに、ホームページ上にも問合せフォームを準備するなど、市民からの声を市政に反映する体制としています。

今後の課題

「ながとファン」を増やし、交流人口・関係人口を増やしていくためには、本市が有する自然、人、文化、食など全国に誇れる特長ある資源を掘り起こし、広く情報発信することで認知度を高めていく必要があります。

また、地域の魅力を市民にも伝え、市民が地元の良さを再認識することで、地元への誇りと郷土愛を育み、市民による魅力発信につなげていくことが、持続可能なまちづくりに向けて必要となります。

取組の方向性

SNSや動画などインターネットを活用した魅力ある情報発信の強化や、メディアへの売込を通じたさまざまな媒体への露出を高めることで、本市の魅力を多くの人に伝えて知名度向上を図り、関係人口の拡大や地方創生につなげ、本市が持続可能なまちとなるようシティプロモーションを進めていきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
市ホームページのアクセス件数	88.0万件(R2)	100万件(R8)
SNSのフォロワー数	1,360フォロワー(R3)	5,000フォロワー(R8)

施策の展開

(1) 広聴活動の強化

- 市内での広聴会の開催や「市長への提言箱」の設置等を通じて、市民からの意見等を市政に反映させる体制を整えています。
- 計画策定等に活用するため、定期的なアンケート調査を実施し、施策立案の参考とします。

具体的な施策

- ・ 広聴会の開催
- ・ 市長への提言箱の設置
- ・ アンケート調査の活用

(2) 情報発信の強化

- ホームページについては、アクセシビリティに重点を置き、誰もが受け取りやすい情報発信を行います。
- 各種情報媒体への働きかけを行い、露出を高めます。
- 動画を最大限に活用した効果的な情報発信を行います。
- シティプロモーションを実施し、対外的な市のイメージアップを図ります。
- 広報紙については、多くの情報を、読む人誰もが、簡潔にわかりやすい表現で提供できるよう努めます。

具体的な施策

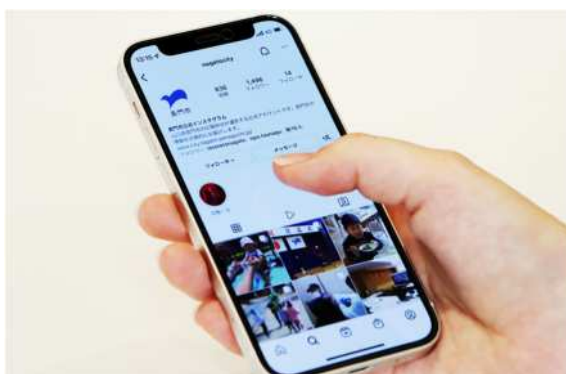
- ・ ホームページの充実
- ・ インターネットやSNSによる情報発信・収集事業
- ・ 動画を活用した情報発信
- ・ シティプロモーションの実施
- ・ 広報紙の充実
- ・ メディアへの売込強化

(3) 情報公開の促進

- 行政情報を広報紙でわかりやすく伝えるとともに、音声告知放送、ホームページ、SNSなどあらゆるソースを活用して幅広く情報を届けられるように努めます。
- パブリックコメントを実施します。また、広報紙やホームページで情報公開条例、個人情報保護条例、パブリックコメント手続きに関して実施状況をお知らせします。

具体的な施策

- ・ 情報公開の充実
- ・ 個人情報の保護
- ・ ケーブルテレビ、音声告知端末機活用による行政情報の提供
- ・ パブリックコメントの実施



SNSによる長門市の魅力発信

基本方針② まちづくり参加の促進

施策

1

市民活動の活性化



これまでの取組と現状

本市では、市民協働アクションプランにおいて、市民活動団体の活性化を柱の一つとし、取組を進めています。市民活動団体については、専門性や先駆性、機動性を生かした活動が期待できるものの、運営方法や資金面などの支援が必要とされたことから、平成26(2014)年度から提案型助成制度により、市民活動団体が提案する公益性の高い事業に対し、補助金を交付しています。

また、国・県や法人等の支援施策の周知を行い、団体の育成・活性化を図っています。

今後の課題

既存の市民活動団体については、活動に継続性がみられるものの、新たな活動団体の立ち上げに伸び悩みがみられることから、地域住民における市民活動意識の醸成と将来を担う若年層への啓発につながるよう、団体の活動情報の集約や、それを一元的に発信できる仕組みの構築が求められています。

また、団体の活動支援を充実させるため、中間支援組織の設立と合わせ、市民活動支援センターの設置など活動拠点の整備を行う必要があります。

取組の方向性

活動内容の一元的な集約と発信を進め、市民活動支援センターの設置など活動拠点の整備と、中間支援組織の設立に向け、推進体制の強化を図ります。

また、事業者などとの連携を進めるためのコーディネート機能を強化するなど、協働の他の主体との連携を促進します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
NPO認証数	21団体(R2)	28団体(R8)

施策の展開

(1) NPO等の市民活動団体の育成

- NPOなどの市民活動団体の活性化に向け、さまざまな支援制度の広報活動を促進します。
- 市民活動団体の登録やその活動内容の発信により、活動への市民参加を促進し、かつ、団体育成に努めます。

具体的な施策

- ・ 活動に対する支援制度の周知
- ・ 市民活動団体の活動の集約・発信と市民参加の促進

(2) 市民活動団体の活動強化と拠点の整備

- 市民活動支援センターの設置と中間支援組織の育成を図ります。
- 協働の他の主体との連携を促進します。

具体的な施策

- ・ 市民活動支援センターの設置(再掲)
- ・ 中間支援組織の育成
- ・ 地域コミュニティや事業者など協働の主体との連携促進
- ・ 登録ボランティア制度の創設
- ・ 活動団体とボランティアのコーディネート

(3) 提案型助成事業の充実

- 市民活動団体が提案する公益性の高い新規事業や拡充事業に対して支援します。

具体的な施策

- ・ 提案型事業に対する助成



不用品等販売によるSDGsの考え方の普及（市民活動団体の育成）

基本方針② まちづくり参加の促進

施策

2

男女共同参画の推進



これまでの取組と現状

本市では、平成20(2008)年度に「長門市男女共同参画推進条例」を制定、平成29(2017)年3月には「ながと男女共同参画計画(第3次)」を策定し、男女共同参画の推進に関するさまざまな施策に取り組んできました。

これまでの取組により、男女の地位の平等意識は増加傾向にあるものの、家庭や職場、地域などにおいて固定的な役割分担意識や無意識の思い込みがもたらす男性優遇意識があり、男女の地位の不平等感は依然として存在しています。

今後の課題

本市では、女性の就業比率が高く、令和2(2020)年10月に実施した男女共同参画に関するアンケート調査では、出産後も継続して仕事に就くことを望む人が多いものの、女性が継続的に働くために最も必要なこととして、家族の理解や家事・育児などへの参加が求められています。現役世代への啓発はもとより、今後その世代となる若年層への啓発活動が重要です。

社会のあらゆる分野で女性の活躍が求められる中で、家庭における男女の役割についても、それぞれの個性を認めあい、お互いの得意分野を生かし協力しあう「協働」へと意識改革が必要です。

さらには、ジェンダーやアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)、性的マイノリティなど新たな性的・文化的な状況の変化にも対応していくことが求められています。

取組の方向性

令和4(2022)年3月に策定した「ながと男女共同参画計画(第4次)」の目標値に基づいた進行管理を行いながら、あらゆる分野において、男女がそれぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりを行い、男女共同参画の取組を総合的に推進します。

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画意識の醸成や仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進に努めます。また、DV(ドメスティックバイオレンス)に関する相談窓口の充実など、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進します。

さらには、性的志向や性自認についての正しい理解を促進し、性の多様性を認めあう意識の醸成を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
審議会などにおける女性委員等の比率	33.9%(R2)	増やす(R8)
市役所管理職の女性登用割合	18.3%(R2)	22.5%(R8)

施策の展開

(1) 性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまちづくり

- 政策・方針決定過程へ女性の参画率を高めていきます。
- 働く場における男女共同参画の推進と働きやすい環境づくりを推進します。

具体的な施策

- ・ 各種委員会等における女性登用の推進
- ・ 市管理職への女性登用の推進
- ・ 事業所における女性登用の推進
- ・ 女性リーダーの育成

(2) 性別にとらわれない、共同参画意識の醸成

- 男女共同参画計画社会づくりに向けた意識の醸成を図ります。
- 男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。

具体的な施策

- ・ 男女共同参画に関する広報・啓発活動
- ・ 男女共同参画に関する講演会や講座等の開催
- ・ 家事・育児等に関する学習機会の充実
- ・ 若年層への啓発強化

(3) 誰もが、安全・安心に暮らせる社会づくり

- 配偶者等からの暴力への対策を推進します。
- 誰もが安心して暮らせる環境整備を進めます。

具体的な施策

- ・ 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進
- ・ 相談体制の充実(関係機関の連携強化・支援体制の充実)
- ・ あらゆるハラスメント等の防止の啓発



女性リーダー育成のための研修会

基本方針② まちづくり参加の促進

施策

3

人権尊重の推進



これまでの取組と現状

すべての人々の人権が尊重された社会の実現を目指していくためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念について、正しく理解するとともに、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に表れるような人権感覚や、人権の大切さに気づく豊かな感性を育むことが大切です。

本市では、人権尊重を推進するため、山口県人権推進指針を踏まえ、国・県等の関係機関と連携しながら、職員研修、人権フェスティバル・人権教育セミナー等による教育・啓発活動、人権相談窓口の設置を行っています。

今後の課題

人権尊重への取組については、これまでの施策等の効果を検証し、見直しを行うとともに、継続して地域社会の実情等を考慮していくことが求められます。

また、人権教育・啓発活動については、市民にとってより分かりやすく、参加しやすいものとする必要があります。

取組の方向性

「市民一人ひとりの人権が尊重されたまち」の実現に向けて、家庭・地域・学校・関係機関と連携しながら「山口県人権推進指針」を踏まえ、新たな人権問題についても補完しながら、人権教育・啓発活動に取り組みます。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
人権教育フェスティバル・セミナーの参加者数	253人(R2)	400人(R8)

施策の展開

(1) 人権を尊重した行政の推進

- 「市民一人ひとりの人権が尊重されたまち」の実現に向け、諸施策を計画的に推進します。

具体的な施策

- ・ 職員研修の実施
- ・ 人権擁護委員と人権教育推進委員との連携強化

(2) 人権教育・啓発の推進

- 生涯学習や学校教育等において人権教育を推進します。
- 地域や職場における人権啓発を推進します。

具体的な施策

- ・ 人権フェスティバルの開催
- ・ 人権教育セミナーの開催
- ・ 広報誌等を利用した啓発活動の展開

(3) 相談・支援体制の充実

- 人権に関するさまざまな問題について、気軽に相談できるよう相談機関の充実や周知を図ります。

具体的な施策

- ・ 身近な相談窓口の充実
- ・ 相談機関等に関する情報提供
- ・ 相談機関相互の連携強化



人権教育セミナー



人権の花運動



07

基本目標

効率的で効果的な 行財政運営

基本
方針

- ①連携による行政サービスの強化
- ②健全な行財政運営の推進

基本方針① 連携による行政サービスの強化

施策

1

広域連携の推進



これまでの取組と現状

本市では、これまで隣接する自治体と観光や交通、広域行政、人事交流などの分野で交流・連携してきました。

下関市とは、市長会談による連携協議を毎年行っており、観光列車「〇〇のはなし」の運行や山陰道の早期実現に向けた取組、くじら文化交流、共同防災訓練の実施、職員の相互派遣、道の駅の連携事業など、さまざまな事業について連携して取り組んできました。

また、隣接する萩市とは、ごみ処理事業において一部事務組合を形成し、取り組んでいます。

さらに、浜田市・益田市・萩市とは4市長会議を開催するなど、近隣市との連携事業による諸問題の課題解決を図っています。

今後の課題

施策や事業における連携については各市と実施していますが、広域連携による標準化や財政上のメリットを目的とした提携が少ない状況です。

今後、デジタル化の進展に合わせ、市民サービスに直結する広域連携の仕組みを検討していくことが必要と考えられます。

産業、観光、交通、情報通信網など市域を超えた活動も増えてきており、広域での課題やニーズに対応していくためにも、広域的な連携が必要となっています。

取組の方向性

広域的な行政課題に対しては、近隣市と密接に連携・協力することで、本市のみでは実現の難しい事業等について、効率的かつ効果的に対応し、市民サービスの確保・提供を図ります。

また、広域での経済成長や住民生活の向上を図るため、福祉や観光、スポーツ、特産品開発などさまざまな分野で近隣市町との連携を図ります。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
広域連携事業数	24事業(R3)	30事業(R8)

施策の展開

(1) 近隣市との連携

- 隣接する両市の共通の課題や事業について、市長によるトップ会談を行い、その結果に基づき連携事業を行います。

具体的な施策

- ・ 下関市・長門市両市長会談
- ・ 観光における周遊ルート開拓による連携（下関市・長門市）

(2) 近隣市との連携

（長門市・美祢市・下関市広域協議会）

- 自然景観を活用した広域のアウトドアツーリズムに取り組むため、3市で協議会を設立し、取り組みます。

具体的な施策

- ・ 長門市・美祢市・下関市をめぐる周遊ルート開拓

(3) 近隣市との連携

（浜田市・益田市・萩市・長門市4市長会議）

- 観光振興を中心とした事業連携についての協議を行います。

具体的な施策

- ・ 浜田市・益田市・萩市・長門市4市長会議
- ・ 観光における周遊ルート等による連携（浜田市・益田市・萩市・長門市）

(4) 国・県・他市との人事交流

- さまざまな部門で国や県、近隣市との人事交流を行い、職員のスキルアップを図ります。

具体的な施策

- ・ 国・県・他市との人事交流による連携



近隣市による広域協議会

基本方針① 連携による行政サービスの強化

施策

2

国際交流の推進



これまでの取組と現状

本市では、これまで国際交流の一環として、長門青年会議所が日韓親善交流事業としてスポーツや文化面での交流の支援に取り組んできました。

スポーツでは、令和元(2019)年にラグビーワールドカップカナダ代表チームの事前キャンプが実施されたほか、ラグビートップリーグの公式試合開催やトップチームによる夏季合宿、トップチャレンジリーグの公式試合も開催されました。

令和2(2020)年2月には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンとして登録され、令和3(2021)年7月にブラジル代表女子7人制ラグビーチームの事前キャンプが行われました。

今後の課題

外国人労働者など市内における外国人の増加も今後考えられることから、子どものころから外国語や外国人とふれあう機会を設け、国際的な感覚を身に付けることが大切です。

平成30(2018)年9月、ロシア連邦クラスノダール地方ソチ市と市制初となる姉妹都市協定を締結しました。今後ポストコロナ時代を見据え、文化・創作・スポーツ・教育等の多方面での交流促進、また欧米、ロシア、アジア全体を含めたインバウンド対策及び体制整備等が求められます。

取組の方向性

民間レベルにおける国際交流事業については、引き続き支援を行っていきます。

令和7(2025)年開催の大阪・関西万博を見据え、ながと国際観光推進協議会と連携を図りながら、東アジアからの旅行者をターゲットにインバウンドの獲得を目指します。

また、事業実施主体をこれまでの長門市世界大会等キャンプ招致委員会からながとスポーツコミッションへ移行し、国際大会等のキャンプ実施や、スポーツ・アウトドアツーリズムと合わせて促進していきます。

国際社会で活躍できる人材を育成するために、外国人や外国語などに触れる機会を設けるなど、国際教育の充実を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
日本語教室の参加者数	581人(R2)	800人(R8)

施策の展開

(1) 海外との交流促進

- 民間レベルでの、国際交流について引き続き支援を行っていきます。

具体的な施策

- ・ 経済団体や文化団体などの国際交流の取組支援

(2) グローバル化の推進

- 市民に多文化共生の大切さを伝えます。
- 海外との交流、協力を進めます。
- 本市の魅力を発掘し、発信します。

具体的な施策

- ・ 国際交流事業の実施
- ・ 市内英語教育支援事業の充実
- ・ ながと日本語クラブと連携した市内在住外国人の生活、学習支援、医療通訳等の充実

(3) スポーツキャンプ地の魅力づくり

- 観光振興を中心とした事業連携についての協議を行います。

具体的な施策

- ・ 世界大会等のキャンプ招致事業
- ・ スポーツ合宿や大規模スポーツイベントの誘致



ロシア・ソチ市との姉妹都市交流



オリンピック競技大会事前キャンプ（ブラジル女子7人制ラグビーチーム）

基本方針② 健全な行財政運営の推進

施策

1

効率的な行政運営の推進



これまでの取組と現状

本市では、平成18(2006)年3月に長門市経営改革プランを策定し、第4次プランまで継続して全庁的な行政改革に取り組み、経費の削減、組織・機構の見直し、定員管理の適正化など一定の成果を挙げてきました。

第4次プランでは、質の高い行政サービスの推進(質の改革)、未来につながる行政経営(量の改革)を重点課題とし、令和2(2020)年時点の実績として、6つの改革項目において72の事業推進を掲げ58事業が「取組中」、13事業が「完了」となっています。

また、「長門市公共施設等総合管理計画」を具現化するために策定した長門市公共施設等総合管理計画第1次アクションプラン(個別施設計画)は、令和3(2021)年3月に計画期間が終了することから実績を踏まえ、個別施設ごとの再評価を行い、第2次アクションプラン(個別施設計画)を策定しました。

今後も、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、維持・更新・統廃合・長寿命化等を行い、将来にわたり持続可能な公共サービスの提供を実現していきます。

今後の課題

地域の課題や市民ニーズを行政だけで解決することは難しくなっており、市民、自治会、NPO、企業、行政等が役割と責任を分担しあい、公民連携による住みよい「長門市」をつくっていくことが求められています。

さらに、新たな生活様式の浸透やデジタル化の推進など、生活や社会構造が大きく転換していく中で、その社会情勢に対応した行政運営の変化が求められています。

申請書や各種書類など紙媒体も多い状況であり、紙媒体を控え、電子申請の利用を促進するなどペーパーレス化を進めていく必要があります。

防災や感染症予防の観点からもオンラインを活用した市民サービスの提供などニューノーマルに対応していくことが重要です。

公共施設の老朽化などを踏まえ、適切な維持補修等を行うことで長寿命化を図ります。また、施設の総量抑制をしながら、良質なサービスの提供を継続していく必要があります。

取組の方向性

「行政サービスのデジタル化」と「未来につながる行政経営」を推進し、ICTを有効に活用する「スマート自治体」への転換を進め、業務改善によって得られた行政資源を最適に配分し、効率的な行政運営を推進します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
公共施設の総量(総延床面積)の削減量	2.6%(R2)	10.8%(R8)
行政手続きのオンライン化	5件(R2)	37件(R8)

施策の展開

(1) 行政改革の推進

- 定員適正化計画をはじめとする現在実施中の個別計画において、事業の進捗管理を行います。
- 事務事業の根本的な見直しや成果重視の検証を行うことで、事業の改善等を図ります。

具体的な施策

- ・ 定員適正化計画
- ・ 組織改編計画

(2) 職員の資質向上

- 人材育成基本方針に従い、研修会の実施や職員の専門性を深めるとともに、創造性・柔軟性を発揮しながら、積極的に取り組む意欲を持った人材の育成を行います。
- 職員によるまちづくり提案を推進し、行政企画力の向上に努めます。

具体的な施策

- ・ 研修会の実施と参加促進
- ・ 職員によるまちづくり提案制度

(3) 公共施設等の総合管理

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の再編に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 公共施設等総合管理計画第2次アクションプラン(個別施設計画)

(4) スマート自治体の推進

- 業務の標準化や共通化など業務プロセスの改革を進めるとともに、AI等の先端技術の活用も視野にDXを推進し、人的・財政的な負担を軽減します。
- テレワークの導入や電子決裁の推進、行政文書の電子化などを進めます。

具体的な施策

- ・ 行政のデジタル化



行政改革の推進

基本方針② 健全な行財政運営の推進

施策

2

財政運営の効率化



これまでの取組と現状

本市の財政状況は、少子高齢化や過疎化の進展により、市税の大きな伸びは期待できず、地方交付税についても、令和2(2020)年度に実施された国勢調査に基づく人口減の影響を受け、今後、普通交付税の減収が見込まれることから、より一層厳しい財政運営を強いられることが想定されます。

新市建設計画に基づく大型事業の実施により、今後、財政指標は一時的に悪化が見込まれるものの、近年取り組んできた交付税措置率の低い市債の発行抑制や、限られた財源を有効活用しながら将来負担の軽減に努めたことで着実に改善しています。

今後の課題

自主財源の乏しい本市では、今後も人口減少等により厳しい財政状況が見込まれることから、事業の見直しや公共施設の統廃合などを今まで以上に徹底していく必要があります。

また、合併特例債の発行期限が令和6(2024)年度までとなる中、住民福祉の向上や、地方創生に向けた効果的な施策を計画的に実施するためにも、あらゆる角度から財源の確保に努め、さらなる財政運営の効率化・安定化を図る必要があります。

取組の方向性

健全で持続可能な財政運営のため、課題解決に向かう「選択と集中」により、真に必要な施策の実行による歳出の削減や公共施設等総合管理計画の着実な推進、市有財産や民間活力の利用など事務事業の効率化と財源の有効活用に努めます。

また、税等の徴収率の向上を図るとともに、遊休資産の売却や新たな財源の研究などを行い、自主財源を確保します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
実質公債費比率	6.6%(R2)	6.6%(R8)
将来負担比率	16.3%(R2)	15.0%(R8)

施策の展開

(1) 計画的な財政運営

- 国・県支出金の有効活用を図ります。
- 各種財政指標の健全化を推進します。
- 民間資金を活用した事業を積極的に実施していきます。

具体的な施策

- ・ 財政運営の適正化
- ・ 財源の確保

參考資料

1 審議会条例

1 審議会条例

○長門市総合計画審議会条例

(平成 17 年 7 月 11 日条例第 221 号)

改正 平成 19 年 12 月 20 日条例第 25 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、長門市総合計画の策定に関し基本的事項を調査審議するため、長門市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

(意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、市の関係機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 20 日条例第 25 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 審議会委員名簿

(任期：令和3年1月28日～令和4年3月31日)

No	分野	所属・職名等	氏名
1	産業	山口県農業協同組合長門統括本部 副本部長	宮本 正美
2	産業	山口県漁業協同組合長門統括支店 統括支店長	黒瀬 光春
3	産業	深川養鶏農業協同組合 常務	池永 和昭
4	産業	長門商工会議所 副会頭	藤田 貴史
5	産業	ながと大津商工会 副会長	三輪 由浩
6	産業	一般社団法人 長門市観光コンベンション協会 副会長	岡藤 智加子
7	保健・福祉	長門市社会福祉協議会 地域福祉班長	久保田 正彦
8	保健・福祉	健康ながと21推進協議会 会長	田中 克典
9	保健・福祉	山口県看護協会長門支部 支部長	花島 まり
10	保健・福祉	山口県老人福祉施設協議会 副会長	岡田 政男
11	生活・環境	長門市自治会連絡協議会 副会長	河野 広行
12	生活・環境	長門市連合婦人会 理事	長井 貞美
13	生活・環境	一般社団法人 長門青年会議所 理事長	清水 裕介
14	教育・文化	長門市スポーツ協会 会長	梶山 公則
15	教育・文化	長門文化協会 副会長	岩崎 伸広
16	教育・文化	長門市PTA連合会 副会長	(前任) 村田 清文
			(後任) 高藤 唯信
17	公募	NPO法人 人と木	山本 里美
18	公募	管理栄養士	長井 彩子
19	アドバイザー	国立大学法人 山口大学経済学部 准教授	西尾 建
20	アドバイザー	公立大学法人 山口県立大学 副学長	田中 マキ子

(敬称省略)

3 諮問・答申

(1) 諮問

長企企政第219号
令和3年5月27日

長門市総合計画審議会
会長 河野 広行 様

長門市長 江原 達也

第2次長門市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

長門市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき「第2次長門市総合計画後期基本計画」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

【主旨】

長門市は、平成29年3月に『ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門』を将来像とした「第2次長門市総合計画」を策定し、「産業・雇用」、「人づくり」、「移住・定住」を重点施策に、7つの基本目標を掲げ、住む人が輝きつづけるまちづくりに向けた、様々な取組を進めてきたところです。

この間、地方創生の取組による地方への人の流れは見られるものの、未だに歯止めがかからない少子高齢化や人口減少による地域の活力低下に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちを取り巻く社会経済情勢は予想以上に大きく変化していることから、今後、持続可能なまちづくりに向けて、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

そのため、今後5年間の展望に立った、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる「第2次長門市総合計画後期基本計画」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

令和4年3月22日

長門市長 江原 達也 様

長門市総合計画審議会
会長 河野 広行

第2次長門市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和3年5月27日付け長企企政第219号により諮問を受けました標記につきまして、下記のとおり答申します。

記

1. 答申内容

慎重に審議を行った結果、「第2次長門市総合計画後期基本計画（案）」については、おおむね妥当であると認めます。

2 市民ワークショップの意見

1 実施概要

	場所	日時	参加者数
1回目	長門市役所4階会議室	令和3年10月9日	12人
2回目		令和3年10月23日	13人

2 実施内容

『実現してみたい主な取組』

○チャレンジ・プロセスサポート

地域活動支援(きっかけづくり、地域参画、相談支援、情報提供など)

○空き家・店舗活用

空き家活用・にぎわいづくり(住宅マッチング事業、情報集約・提供、相続支援など)

○人材バンク・人材マッチング事業

地域活動支援・仕事斡旋(情報集約・提供、人材コーディネート事業など)

○U J I ターン者を増やす(若者支援・子育て支援)

移住・定住の促進(住宅支援、職場斡旋、子育て支援、婚活支援など)

○プロモーション、魅力発信の工夫(ICT活用)

インターネットでのPR促進(eコマース、口コミ展開、メディア露出強化など)

○特色のある教育(国際教育・郷土教育、交流促進)

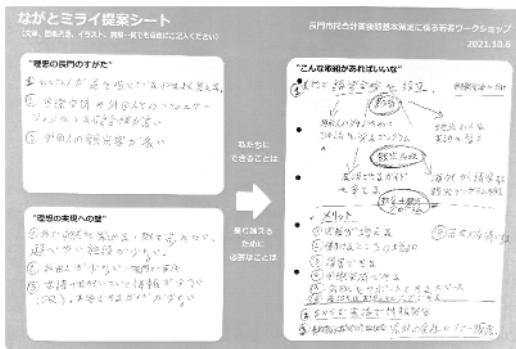
語学学校(インターン外国人向け日本語学校、グローバル人材育成など)

○人口増加の取組(転入者優遇、子育て支援など)

若者支援、移住・定住支援(住宅支援、職場斡旋、子育て支援、婚活支援など)

○イベントの実施(プロによる誘客事業、アウトドアほか)

誘客イベント実施(コンサート・演劇などの人気アーティスト招致、ネットイベント開催など)



『アイデアの具体化（グループワーク）』

チャレンジ プロセスサポート

目的	長門に来たら、チャレンジしやすい！ 相談相手がいる！				
内容	概要	実施主体(団体・企業・個人等) ・AI(長門版Siri、アレクサ)	実施場所(地域・施設等) ・個人のスマホ、タブレット	開始時期・実施時期 ・いつでも	
	役割	行政 ・民間と手を組んでAIを立ち上げる ・運輸試験 ・アップル製品の購入補助	地域・団体 ・イベント・取組等情報をアップする ・スキル、やりたいこと、やって欲しいことをアップする	民間企業・学校等 ・アプリの開発 ・設計、運用を行政と一緒に行う ↳地域などから情報を集める フォームをつくる	市民 ・口コミをUP ・イベント、取組などの情報をUP ・スキル、やりたいこと、やって欲しいことをUP
	備考	・Siri、アレクサなどに長門情報を紐付ける ・行動に移しやすく			

空き家・空き店舗活用

目的	・活用、若しくは更地にしやすいシステムをつくる ・コンパクトシティ			
内容	概要	実施主体(団体・企業・個人等) ・代理人が個別の課題を解決する	実施場所(地域・施設等) ・長門市中心部	開始時期・実施時期 ・いまから
	役割	行政 ・親族の把握	地域・団体	民間企業・学校等 市民 ・情報提供
	備考			

特色のある教育（語学学校の整備）

目的	市内で言語(日本語・外国語)を学び、資格も取れる				
内容	概要	実施主体 (団体・企業・個人等) ・学校法人	実施場所(地域・施設等) ・Web ・既存の空いている学校施設	開始時期・実施時期 ・来年から(寺子屋レベルで) ・最終的には一つの大きな学校になるよう	
	役割	行政 ・費用、関連団体との連携	地域・団体 ・住まい、生活のサポート(下宿できる空き家マッチング) ・地域交流	民間企業・学校等 ・プログラムの造成 →ビジネス化	市民 ・アクティブシニアの活用 →ボランティアで日本語を教える ⇒生涯「健幸」で暮らせるまち
	備考	・学生時代長門で生活 → 将来の居住の選択肢に → 長門で就職へ			

プロモーション、魅力発信の工夫（ICTの活用）

目的	多くの方々に長門市を知ってもらい、リピーターや将来の移住につなげるため				
内容	概要	実施主体(団体・企業・個人等) ・行政 ・民間	実施場所(地域・施設等) ・オンライン	開始時期・実施時期 ・すぐに	
	役割	行政 ・費用 ・関係連絡団体との連携	地域・団体 ・「てととながと」のような活動の促進 ・ゆるキャラの選挙 ・ハッシュタグで発信できるイベントの開催	民間企業・学校等 ・オンライン上で体験できるようなプログラムの造成(長門リップのオンライン版) ⇒体験した方々に移住の補助金や商品券がもらえるなどのメリット	市民 ・ボランティアで発信
	備考	・周知 → 体験 → リピーター化			

人口増加（転入・子育て）

目的	人口減少を増加へ変えていく 目標5万人			
内容	概要	実施主体(団体・企業・個人等) ・長門市	実施場所(地域・施設等) ・	開始時期・実施時期 ・早急に
	役割	行政 ・住宅補助(新築補助) ・公園の整備 ・給食無償化(補助 小・中) ・固定資産・住民税の優遇 ・車一台プレゼント ・結婚補助の制限緩和 ・保育料補助	地域・団体 ・民泊・農泊の無料体験 ・土地無料化 (期間を設ける) ・農業希望者の就農支援	民間企業・学校等 ・海のそばに高層マンション ・学習支援 ・一部リゾート化 ・企業誘致
	備考	・周知 → 体験 → リピーター化		

イベントの実施

目的	イベントを行い地域を盛り上げる				
内容	概要	実施主体(団体・企業・個人等)	実施場所(地域・施設等)	開始時期・実施時期	
	役割	行政 ・リゾート化 ・映画、ドラマ、アニメの舞台に ・きていの有効活用	地域・団体 ・スポーツイベントの実施 ・SUPレースの誘致(青海島一周) ・面白いイベントの実施(各年代参加)	民間企業・学校等 ・野外活動のカッター研修ではなく、ビッグサップに変更	市民 ・食のアピール ・自営している特産物を有効活用 ・情報発信
	備考				

3 用語説明

頁	用語	解説
2	SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲット。
6	地方創生	地方の人口減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための取組のこと。
8	団塊の世代	日本で昭和22年から昭和24年までのベビーブーム時代に生まれた世代。
8	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行。
9	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」。誰もがやりがい、充実感を持って働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができること。
9	インフラ	インフラストラクチャーの略で、社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道などが含まれる。
9	PPP/PFI	Public Private PartnershipとPrivate Finance Initiativeの略。公共サービスの提供に際して、従来のように公共が直接施設を整備せず、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。PFIはPPPの手法の一つ。
9	ICT	コンピューターやネットワーク関連の諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
9	DX(デジタルトランスフォーメーション)	「情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」とする概念。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変すること。
10	エネルギーミックス	安定的に電力の供給を維持するために、火力発電や水力発電、原子力発電に再生可能エネルギーと、さまざまな手法の発電方法を組みあわせること。
11	ジェンダー	生物学的性別(sex)に対する、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像・女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(gender)という。
15	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
15	標準化死亡比	異なった年齢構成を持つ地域別の死亡率の比較をするため、標準的な年齢構成に合わせて、地域別の年齢階級別の死亡率を算出して比較する死亡比。県の平均を100として標準化死亡比が100以上の場合は県平均より死亡率が高いと判断される。
25	バリアフリー	高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

頁	用語	解説
25	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。
25	NPO	「特定非営利活動促進法」により法人格を認証された「特定の公益的・非営利活動を行うこと」を目的とする民間非営利団体。法的には「特定非営利活動法人」という。
27	シビック・プライド	まちに対する市民の誇りや愛着・まちの一員としての自覚を持ち、「郷土愛」といった想いを、具体的な行動につなげようとする当事者意識のこと。
27	SNS	Social Networking Serviceの略で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。
27	UJIターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
29	重層的支援体制整備事業	社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業のこと。
29	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
30	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
30	ライフサイクルコスト	建物の企画段階から施工・運営され、解体されるまでにかかる費用。
30	ストックマネジメント	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を計画的かつ効率的に管理していくこと。
30	小さな拠点	小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。
30	6次産業化	農林水産業(1次産業)と製造業(2次産業)、小売業(3次産業)を組み合わせた新しい経営形態のこと。農業を続けながら利益を上げ、それぞれの土地の資源を有効に活用することで、地域活性化につながると期待されている。
30	集落営農法人	1～数集落を範囲として、関係農家の多くが参加し、度重なる話し合い活動により、農地の利用調整や、農業経営の効率化を行うために設立された農業生産法人。
31	ライフステージ	人の一生を、幼少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階のこと。

頁	用語	解説
31	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
31	ニューノーマル	新たな常態・常識のこと。
32	スマート自治体	自治体が今後も、安定して質の高い行政サービスを提供し続けていくために、AIやロボティクス等先進技術を積極的に駆使しながら、各職員が、より付加価値の高い業務に注力できる体制を構築し、効果的・効率的に行政サービスを提供すること。
33	AI	Artificial Intelligenceの略。人工知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステムのこと。
33	RPA	RPA(Robotic Process Automation)とは、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用した業務を代行・代替する取組のこと。
33	IoT	Internet of Thingsの略で「モノのインターネット」と訳される。パソコンやスマホなどの情報通信機器に限らず、さまざまなモノがインターネットにつながり、より便利な生活やビジネスにつながる仕組みのこと。
40	イノベーション	新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。
40	認定農業者	農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく農業経営改善計画を市町村に提出し、認定を受けた農業者(法人)。
40	サプライチェーン	商品や製品が消費者に届くまでの一連の生産・流通プロセスのこと。
40	サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
40	コンベンション	国内外の人達が行う各種大会や会議、見本市、イベントなどの催し。
41	シティプロモーション	自治体が観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。
42	産前・産後サポートステーション	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談支援を行うところ(子育て包括支援センター)で、長門市保健センター内に相談窓口が設置されている。
42	アプローチカリキュラム	保育園等の年長児に対し、小学校への接続のための実践を行うことをアプローチカリキュラムという。
43	キャリア教育	児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。若者の社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成を通じて、勤労観・職業観等の価値観の形成・確立を図ること。
47	ニュースポーツ	日本において20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツ。競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としている。

頁	用語	解説
48	特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目して、生活習慣病のリスクを検査し、保健指導等を行う健康診査。
48	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなど)を行うことができる人のこと。
49	マタニティケア	心身の不調や育児不安等で産前・産後の支援が必要な妊産婦を対象に、医療機関や助産院に宿泊し、助産師等による心身のケア、育児指導を行う事業。
49	データヘルス計画	健診やレセプトなどの健康医療情報を電子化し、活用・分析することで、加入者の健康状態に即した効果的な保健事業計画。
50	二次救急	入院治療を必要とする患者に対する救急医療。
50	三次救急	生命に危険が及ぶような重症・重篤患者に対する救急医療。
50	病院群輪番制	救急の重症救急患者に対応するため、各市や郡単位の地域ごとに、休日や夜間対応できる病院が日を決めて順番に担当する制度。
51	高度急性期医療	急性期の患者に対する、状態の早期安定化に向けた、診療密度が特に高い医療。
52	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で介護や医療、生活支援サポートを受けられるよう、市が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」などを包括的に支援する体制のこと。
53	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること。
53	ケアマネジメント	要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動なども含めて調整し、総合的・一体的に提供されるようにする、サービス提供のマネジメント。
57	ユニバーサルデザイン	バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障がいのある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。
60	ファミリーサポートセンター	地域において、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を目的とする事業。
65	特定保健指導	特定健康診査の結果に基づき生活習慣病予防を目的に行う保健指導。
68	自主防災組織	地域住民が自分達の地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害時に、初期消火、避難誘導、炊き出しなどの活動を行う組織。
68	音声告知端末機	ケーブルテレビの回線を利用して、市役所や消防本部から一般家庭に災害時などの緊急情報、身近な市政情報や地域情報を音声によって伝達するコミュニケーションシステム。
70	Net119	音声による119番通報が困難な聴覚や言語機能等に障がいのある人が、スマートフォン等のインターネット機能とメールを利用して、通報用webサイトの簡単な操作で消防へ通報が行えるシステムのこと。

頁	用語	解説
71	AED	突然心肺停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器。
78	有機農業	環境負荷の軽減などを目的に、化学肥料や農薬、遺伝子組み換え技術などを使わない農業。
78	遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
80	3R	ごみを減らすための取組のことで、Reduce:削減、Reuse:再利用、Recycle:再資源の略。
81	食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。
82	PM2.5	粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下のもの。
83	LED	「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のことで、新しい照明用光源として注目されている。
83	クールチョイス	気候変動対策及び温室効果ガス削減をテーマにした令和12(2030)年まで継続する新国民運動。
83	クールビズ	地球温暖化対策の一環として、平成17(2005)年度から政府が提唱する、過度な冷房に頼らずさまざまな工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。
83	緑のカーテン	アサガオやゴーヤなどのツル植物でつくった日よけのこと。
83	EV	EVは、Electric Vehicleの略で、電気自動車のこと。
101	高規格道路網	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
102	デマンド交通	地元のタクシー会社や自治体の小型乗合自動車で、利用者を自宅から目的地まで送迎する交通システム。
103	マイルール運動	鉄道の必要性和重要性を行政や関係機関や市民があらためて認識し、自ら地域の鉄道を守り育てていく意識(マイルール意識)を醸成するための運動。
106	一市一農場構想	農地を集積・集約化するとともに、水田放牧、野菜、園芸作物に取り組むことによって経営の多角化を進めて所得の向上、雇用の創出、安全・安心な農産物の供給をもって地域農業の持続的な発展を目指す構想。
108	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民ニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
111	資源管理型漁業	漁業者が主体となって地域や魚種ごとの資源状態に応じ、資源管理を機動的に行うとともに、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減などを行うことにより、将来にわたって漁業経営の安定、発展を目指す漁業。
114	シームレス	縫い目がない・継ぎ目がないこと。
115	マーケットイン開発	ニーズを優先し、顧客視点で商品の企画・開発を行っていくこと。
119	ワーケーション・プレジャー	ワーケーションとは、ワークとバケーションを組み合わせた造語で、観光地やリゾート地で働くという過ごし方のこと。プレジャーとは、仕事(business)と余暇・休息(leisure)を合わせた造語で、業務での出張先で、滞在を延長するなどして、業務の後に旅行も楽しむこと。
120	グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

頁	用語	解説
122	二次交通	拠点となる空港や鉄道の駅から目的地に辿り着くまでの2つ目の交通手段。
122	三次交通	主要交通拠点となる空港や駅から目的地に辿り着いた後、観光地を周遊するために使用する交通手段。
126	SSW	スクールソーシャルワーカーのことで、児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒のおかれたさまざまな環境に働きかけて支援を行う、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家のこと。
128	GIGAスクール構想	子どもたちへ1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。
129	タブレット	パネル上で指先や専用のペンを使い操作することができる板状・薄型のコンピューターの入力装置のひとつ。
132	PDCAサイクル	Plan(立案・計画)、Do(実施)、Check(検証・評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。
132	カリキュラム・マネジメント	学校教育に関わるさまざまな取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施・評価し、教育活動の質の向上につなげていくこと。
133	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができる。
137	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
148	地域協働体	各団体の代表で構成し、公共サービスの提供の包括的なマネジメントや活動計画の策定を行う組織。
149	地域の夢プラン	集落機能再生を目的に構成された組織において、地域課題を抽出しながら、目指すべき将来像を明らかにした計画。山口県中山間地域づくりビジョンにおける呼称。
153	アクセシビリティ	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
156	アンコンシャス・バイアス	無意識の偏見・思い込みのこと。過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気づかないうちに身についたものの見方や捉え方の偏り。
156	性的マイノリティ	性的少数者やセクシュアルマイノリティともいう。同性に恋愛感情を抱く人や、自分の身体の性に違和感を覚える人、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人、自分自身の性を決められない・わからない人など、性的指向や性自認が少数派の人々の総称。
156	DV(ドメスティックバイオレンス)	DVと呼ばれることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

第2次長門市総合計画 後期基本計画

発行 長門市
編集 長門市企画政策課
〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2
TEL : 0837-23-1229
FAX : 0837-22-0135

